

予 算 特 別 委 員 会 (3 日 目)

- [illegible]

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | |
|-----------|------|---------|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 藤井本 浩 |
| | 副委員長 | 吉 村 始 |
| | 委員 | 木 村 公 |
| | 〃 | 靄 本 義 明 |
| | 〃 | 杉 本 訓 規 |
| | 〃 | 梨 本 洪 珪 |
| | 〃 | 奥 本 佳 史 |
| | 〃 | 谷 原 一 安 |

- 欠席した委員 な し

- | | | |
|--------------|-----|---------|
| 4. 委員以外の出席議員 | 議 長 | 増 田 順 弘 |
| | 議 員 | 福 本 善 之 |
| | 〃 | 速 水 一 生 |
| | 〃 | 西 川 善 浩 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------------|---------|
| 市 長 | 阿 古 和 彦 |
| 副 市 長 | 東 錦 也 |
| 教 育 長 | 椿 本 剛 也 |
| 総務部長 | 林 本 裕 明 |
| 生活安全課長 | 野 地 幸一郎 |
| 財務部長 | 内 蔵 清 |
| 市民生活部長 | 西 川 勝 也 |
| 環境課長 | 吉 田 賢 二 |
| 産業観光部長 | 植 田 和 明 |
| 農林課長 | 山 岡 邦 啓 |
| 〃 補佐 | 屋 根 良 宣 |
| 商工観光プロモーション課長 | 増 田 智 宏 |
| 都市整備部長 | 安 川 博 敏 |

都市計画課長	村 田 真 也
建設課長	奥 田 雅 彦
教育部長	勝 眞 由 美
教育総務課長	葛 本 康 彦
学校教育課長	森 本 欣 樹
生涯学習課長兼	
中央公民館長	石 橋 和 佳
生涯学習課主幹兼	
文化会館長	椿 本 真 司
生涯学習課主幹兼	
図書館長	石 川 孝 子
生涯学習課主幹兼	
歴史博物館長	神 庭 滋
体育振興課主幹	勝 浪 栄 次

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	米 田 匡 勝
書 記	神 橋 秀 幸
〃	岩 永 睦 治
〃	関 元 瞳
〃	西 邨 さくら

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

議第27号	令和8年度葛城市一般会計予算の議決について
議第19号	令和8年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
議第24号	令和8年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
議第22号	令和8年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
議第20号	令和8年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
議第23号	令和8年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
議第21号	令和8年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
議第25号	令和8年度葛城市水道事業会計予算の議決について
議第26号	令和8年度葛城市下水道事業会計予算の議決について

開 会 午前9時30分

藤井本委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

毎日毎日ご挨拶させていただいております。今日は早朝よりご参集いただきましたことに感謝申し上げます。今日から、春は選抜からと言いますが、選抜が始まり、また、国のほうでは、高市総理がアメリカへ旅立たれ日米首脳会談と、歴史に残るような日になるんじゃないかなというふうに思います。我々も葛城市民のためにしっかりと議論を進めて、令和8年度というものを、すばらしい葛城市をつくっていきたいと思いますので、今日1日どうぞよろしくお願いいたします。

発言される場合、必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクのボタンを押して、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立いただき、マイクを近づけご発言ください。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきをお願いいたします。

委員会の会議進行については、適宜、休憩を取りながら、理事者側の出席職員についても順次入替えを行いながら進めたいと思いますので、委員各位にもご協力をお願いいたします。

また、発言につきましては簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力いただくようお願いいたします。理事者側におかれましては、答弁者は必ず挙手をいただき、私が指名した後、質問者が替わるごとに所属、役職名と氏名を言っていただき、簡単明瞭、的確な答弁をお願いいたします。

なお、ここは大事なところですが、委員からの質問の趣旨とか意図が理解しづらい場合がございます。的確な答弁というものを求めていますので、そのような場合は、質問内容の確認を行うようにしてください。質問内容の確認は理事者側の反問権という形で認めております。また、答弁において予算の年度については、これはご注意くださいところで、すけれども、新年度予算は令和8年度予算、そして今年度予算は令和7年度予算と、できる限り何年度予算ということを使ってご説明をお願いいたします。なお、答弁者については、原則として部長または担当課長でお願いします。課長補佐級以下の委員会の入室は原則として認めておりませんが、理事者控室及び議場において委員会の音声聞こえるようにしておりますので、そちらで控えていただき、必要に応じまして、委員会の入り口付近のマイクよりご答弁をお願いいたします。

前後いたしましたけども、委員外議員さん、ご紹介を申し上げます。手前から、福本議員さん、速水議員さん、西川議員さんです。

それでは、議案審査に移ります。

本日は、5款農林商工費及び6款土木費の説明を受けるところから始めたいと思います。それでは、説明をお願いいたします。

内蔵財務部長。

内蔵財務部長 皆さん、おはようございます。財務部の内蔵です。本日もどうぞよろしくお願いいた

します。

それでは、５款農林商工費及び６款土木費についてご説明申し上げます。

予算書の115ページ下段をお願いいたします。５款農林商工費、１項１目農業委員会費で1,241万8,000円、農業委員会事業でございます。

116ページ、２目農業総務費では6,205万7,000円で、人件費で職員８人など6,139万9,000円でございます。

117ページ、３目農業振興費では6,178万7,000円で、農業振興事業で5,923万5,000円でございます。

118ページ、４目経営所得安定対策事業費では843万1,000円でございます。

119ページ、５目畜産業費で42万5,000円でございます。６目農地費では2,479万円で、人件費で職員１人など1,030万7,000円、土地改良事業で1,448万3,000円でございます。

120ページ中段、７目休養センター管理費では628万3,000円で、農業者健康管理休養センター管理事業で621万1,000円でございます。

121ページ、８目地籍調査費では387万1,000円で、国土調査事業でございます。９目団体営土地改良事業費で１億701万1,000円、人件費で職員１人など991万円、団体営土地改良事業で9,710万1,000円でございます。

続いて122ページをお願いいたします。２項１目林業振興費では1,579万4,000円で、森林保全整備事業で923万8,000円などでございます。

123ページ、３項１目商工振興費では4,763万5,000円で、人件費で職員３人など2,590万9,000円、商工振興事業で2,172万6,000円でございます。

124ページ、２目観光費では5,946万2,000円で、人件費で職員３人など2,107万3,000円。

125ページ、観光振興事業で1,947万5,000円。

126ページ、観光振興支援事業で1,200万3,000円でございます。

127ページ、３目相撲館費では1,859万6,000円で、人件費で職員１人など1,006万7,000円。

128ページ、相撲館管理事業で523万9,000円でございます。

続きまして、６款土木費に入ります。１項１目土木総務費では7,294万7,000円で、人件費で職員７人など5,498万1,000円。

129ページ、土木管理事業で1,796万6,000円でございます。

130ページ、２項１目道路橋りょう維持費では5,600万7,000円で、市道管理事業でございます。

131ページ、２目道路新設改良費では２億376万1,000円で、市道新設改良事業でございます。３目尺土駅前周辺整備事業費では6,785万8,000円で、人件費で職員２人など1,528万1,000円。

132ページ、尺土駅前周辺整備事業で5,257万7,000円でございます。その下、４目国鉄・坊城線整備事業費では6,090万3,000円で、人件費で職員２人など1,579万2,000円。

133ページ、国鉄・坊城線整備事業で4,511万1,000円でございます。

続いて、５目社会資本道路改良交付金事業費で１億1,750万円、６目地域連携推進事業費

では2,500万円でございます。

134ページ、3項1目河川総務費では、河川管理事業で3,415万6,000円でございます。下段、4項1目都市計画総務費でございます。7,845万8,000円で、人件費で職員7人など5,119万円。

135ページ上段、都市計画総務事業で2,306万7,000円でございます。

136ページ中段、2目公共下水道費では5億1,171万2,000円で、下水道事業会計補助金でございます。3目公園管理費では2億1,748万8,000円。

137ページ、葛城山麓公園管理事業で1,006万1,000円、都市公園管理事業で2,992万1,000円。

138ページ、公園施設長寿命化対策支援事業で9,098万5,000円、公園管理事業で4,476万4,000円。

139ページ下段、屋敷山公園管理事業で1,351万8,000円。

140ページ中段、新町公園管理事業で2,426万円でございます。

141ページ、5項1目住宅管理費で2,786万1,000円でございます。

以上で、5款農林商工費、6款土木費の説明を終わらせていただきます。ご審査賜りますようよろしくお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま5款、6款について説明を願いました。

まず、5款の農林商工費に対する質疑に入ります。

質疑ないですか。

木村委員。

木村委員 おはようございます。よろしくお願いします。

5款商工費、予算案の概要の39ページ、よろしくお願いします。1、団体営土地改良事業、(1)土地改良施設維持管理適正化事業の②ア、忍海池底樋等改修工事に伴う測量設計業務1か所、新規680万、(2)工事請負費の①ア、忍海池底樋等改修工事1か所、新規3,900万についてお聞きします。この工事はどういう内容ですか。それと、これ、設計と工事が一緒の名前なんですけど、これは同じ工事ですか。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡農林課長 おはようございます。農林課の山岡です。よろしくお願いいたします。

ただいまの団体営土地改良のご質問でございます。忍海池の工事に関しまして、内容でございます。こちらは忍海池の底樋の修繕が必要だということで予算の計上をさせていただいてるものでございます。あと、その設計分については、令和8年度入りしましたら早急に設計のほうを行いまして、そのまま秋頃に施工するといったような形で、一体物の流れになってるようなものでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 木村委員。

木村委員 よう分からないんですけど、設計してないんでしょうね。何でこれ工事代金出てるのかと、その根拠が僕分からなくて、一緒やったら。普通大体設計入られて、翌年に工事というのは

分かりますけど、工事代金もう3,900万と出てるんやったら、測量業務要らんのちゃうかなと思って、その辺だけ教えてほしいです。この工事代金の3,900万の根拠は何なのか。それだけ教えてください。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡農林課長 ただいまの3,900万の工事費の根拠的なところでございます。こちらについては、土地改良連合のほうに事前に概算見積りのような形で出していただいております部分が、3,000万というようなところで1つ数字として出るところでございます。その中で池の改修というところでどういう事態になってくるか、実際設計をして分からない部分もございますので、一応予算としては、3割を増した中での3,900万というようなところで計上させていただいたというようなところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 木村委員さん、次もう3回目になるんで、それはいつも今までからそういうパターンというてえんか、流れでやってるんか。それも付け加えてくれますか。3割プラスしてる

山岡農林課長 そうですね。この工事に関しては見えない部分というところで、予備的というか、ちょっとおかしいんですけども、3,000万という1つの概算見積りの中でプラスアルファしてるというのは、通常大きい工事に関してはこういう形でさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 木村委員。

木村委員 それが分からなくて、最後は意見になるんですけど、これ、やってくださいよって誰かに言われてやるんやと思うんですけども、そのときに水なくなってる状態を見せていただいて、それ多分こんな状態やからやってくださいって言われるんやと思うんです。そのときに設計業務を入れたらいい話で、概算でって言わはるんですけど、金額出すんやったら、設計業務が、僕にしたら、要らないんやろうと。概算、概算と言わはるんですけど。その辺が僕は理解に苦しむんで、その辺、次の年度に工事をされるなりの方が僕は適正かなと思うんです。これ、思ってたのと違うわってなったり、えらい安くなったりという可能性もあると思いますので、その辺で、僕としては意見として言わしてもらおうんですけど、やっぱりきっちりされるのであれば、設計していただいて、ちゃんと決めていただいてから、仕事として、こんな金額ですよという根拠があると思うんで、その辺だけよろしくお願いします。

藤井本委員長 もうお答えは求めないけども、今のは宙ぶらりんになってしまうので、関連言ってくる。

吉村副委員長。

吉村副委員長 関連でお伺いいたします。

今、ご答弁の中でも、予算案の概要にも、損壊したのが原因だというふうを書いて、それに対して対応されてるというふう思うんですけど、まず、こういった工事に係る考え方なんですけど、例えば、私、これ見て素朴に思ったのが、例えば水道管の布設替えみたいなこ

とを考えたときに、法定耐用年数なんかでそういうのは見ながら定期的に替えていくというふうなものがあると思うんですが、このため池のそういうものについてはどうかなというのと、それからもう一つが、測量設計のことについてなんですけど、私も素朴に疑問だなと思ったのは、もともと底樋が入ってるわけですよね。それに対して、例えば材質を変えて入れ替えるとかいうことはあったにせよ、同じ場所に入るというふうなイメージがあるんです。言うたら、それが下水管であったり水道管、そういうふうなものの入替えと考え方が違うものなのか。そのことをお伺いをしたいというふうに思います。

それからあと、この事業の完了ですね。設計から始まってこれまでに終わるという見込みも併せてお伺いできたらと思います。

藤井本委員長 屋根補佐。

屋根農林課長補佐 農林課の屋根と申します。よろしくお願いします。

質問の回答でございますが、まず、この忍海池の樋の工事についてですけども、土地改良事業施設維持管理適正化事業ということで、いわゆる補助の1つになるんですけども、これを事前に申請をするときに、概算工事費をもって申請をいたします。その前の年に、確かに事前に測量しておけばいいというのものあるんですけども、これが一応単年度で終了するという事業になっておりますので、工事自身を始める年に委託のほう、設計のほうをさせていただいて、営農が終わりましたら工事のほうをするという事業になっております。当然、その申請のときに工事費を出すというので、それをもって申請しますので、その数字をもって概算工事費の予算としてずっと3,000万というのが今動いております。

それと、今回の樋の改修につきましては、老朽化というので水漏れ等ございまして、年度も、いざ予算化のときにも再度見に行かさせていただいたんですけども、既にもう樋のほうが悪化しております、現在、水の出し入れができない状態になっておるんで、年度早々に設計のほう入る段取りを今いたしてるところでございます。

以上です。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 単年度で終わる事業であるということを承知しました。今のこのことについても分かりました。令和2年の施工で、平成30年ですかね。7月に豪雨でため池が相当決壊して、そのこともあって防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法というのができたかと思うんです。そのこともあって、今、何かMCの底樋システムというか、プレキャストのそういうものを入れるみたいなのが通常あるように、私も事前に調べて見てたんですけど、今回入れられる底樋というのは大体そういったものなのかどうか。これ確認だけさせてもらえたらと思います。耐震性のあるものを入れるのかどうか。

藤井本委員長 屋根補佐。

屋根農林課長補佐 農林課の屋根です。

今の回答でございますけども、詳細の設計はこれからになるんですけども、設計をする段階で、現地に入れる構造物等は、耐震等そこら辺も考慮した形のもの、プレキャストで済む形状であればプレキャストのものを、現地で実際に鉄筋組んで作成せなあかんもんであれば、

現地でつくるような形になるかと思います。

以上です。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 1つ聞き忘れてたんです。いつまでもつのかということも聞こうと思ったんですけど、長く対応年数があるということで、また利水とか、そういったものに使われるものなので、しっかりと工事管理のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 流れと理由は分かったんですけど、秋でしょう、工事。補正やったら何で駄目なんですか。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡農林課長 補正というのは、金額が決まってから上げるということですかね。今年度実施するところの中で、きっちりとした額ではないですけども、今年度執行する事業というようなところでこういう形でさせていただいてるものですけども。

失礼いたしました。ただいまこの事業のほうを確認したんですけども、当初に組んでおかないと補助に乗ってこないというようなところもございまして、新年度で上げさせていただいてるというようなところがございます。

以上でございます。

藤井本委員長 だから補助金申請するときに、分からない分あるけども、3割程度増して申請しないと単年度でできないという流れかな。それは補助金の対象ということでそのような形をとってるわけですね。それしかできへんねんね。制度的なもんやね。きちっと言えばそういうことになんねんけども、補助金の制度ということでそうなるんで、ご理解していただけたらなというふうに思います。新しい視点の議論やからね。私も勉強になりました。

ほかに。

靄本委員。

靄本委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

私からは、122ページの5款農林商工費、2項林業費、1目林業振興費のうち森林環境事業委託料について3点お伺ひいたします。この事業の委託料として685万円が計上されておりますけども、この委託の業務内容を教えていただきたいのと、また、委託先はどのような団体であったり事業者を想定してるのか、教えていただけますでしょうか。

あと、整備予定面積や森林の場所が、説明できる範囲で分かればお願ひいたします。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡農林課長 農林課の山岡でございます。

ただいまの森林環境事業委託料についてのご質問でございます。こちらについては、委託事業として2つの大きな事業がございまして、1つは、森林の意向調査及び林道台帳整備業務委託ということになります。こちらは令和7年度から継続して実施しているものとなりますけども、林道台帳につきましては、形状が変わっているような部分で反映されてないところも見受けられますので、現状を確認しながら今回新たな見直しを行っていくというところ

と、それと同時に、林道に面した森林所有者の意向調査を行っておりまして、今後の森林整備に活用したいと考えております。この分の予算としては384万3,000円を見込んでおるところでございます。

こちらの想定している委託先といたしましては、当該業務の実績があるというようなところを条件といたしまして一般競争入札を行っておるところでございますが、想定といたしましては、設計測量のコンサル等を想定しておるところでございます。

今回の実施場所につきましては、寺口地区にあります林道立石線という林道がありまして、こちらが一体となっております。面積については約90ヘクタールを予定しておりまして、こちらの業務については、継続して順次行っていくというようになるところになっていくかと思っております。

もう一つにつきましては、森林整備業務委託というところで、こちらは倒木等の支障を来すような危険木があった場合に、伐採処理等早急に対応できるように予算を計上させていただいてるというものとなります。こちら予算額は残りの301万1,000円を見込んでおるところでございます。想定してる委託先といたしましては、伐採等の業務を行っております森林組合等を想定しております。場所については、必要に応じて対応するというようなところになってくるかと思えます。

以上でございます。

藤井本委員長 鶴本委員。

鶴本委員 説明理解いたしました。森林の整備につきましては、防災とか環境保全の観点からも重要な事業でもあると思いますので、計画的な事業を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

梨本委員。

梨本委員 よろしく申し上げます。117ページ、1項3目10節の需用費の賄材料費の1万5,000円というのは、新規で何すんのかというのを教えてください。

それとその下、13節の有料道路等使用料、これも昨年、1万5,000円から4万円になって、昨年も議論あったと思うんですけども、私もこの場で聞くのは初めてなんで、この詳細も含めて説明していただけますでしょうか。お願いします。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡農林課長 農林課の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの賄い費の計上の方でございます。こちらにつきましては、令和7年の8月にありました中学生の「志」議会の中で、友好自治体の特産品を使って、道の駅等で参加型の体験する、味わう機会を提供して皆様の関心を集めてはどうかというような提案があったかと思っております。これを受けまして、「當麻の家」で今までも実施しております体験コンテンツである餅つき体験のほうを、友好自治体である新庄村の特産品のひめのもちというモチ米を用いましてイベントのほうを開催するということで、集客増、また農業振興のほう、

加えて友好自治体との連携というようなところで、モチ米代というようなところで費用を上げさせていただいたところでございます。

あと有料道路の分で増額になってる分でございます。こちらは総務建設常任委員会でもお話しさせていただきました。令和8年度から取り組むユズ栽培において、いろいろ先進地視察のほうをさせていただきたいというようなところがありまして、検討してるのは四国方面を考えておるんですけども、そちらのほうで行く有料道路の費用がかかるというところで、それを増額として計上させていただいてるというようなところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 まず1個目の、賄い材料のほうなんですけど、餅つき体験されるということで、これ、もともと「志」議会のほうで提案があったということですね。取り組んでいただけたということなんですけれども、それはもうぜひぜひやってあげていただきたいと思うんですけど、私、「志」議会の提案が議会にちゃんと報告されてるんですかね。どういう提案があつてとかつていう、そのメニューというのが私分からなかったんで、そういったものをぜひやってあげていただきたいとは思いますが、令和7年度の補正でも、「志」議会からというような提案を採用したこともありまして、その辺り、メニュー、これはあれですかね。議長、議会としては受けてるんですか。「志」議会でこんな提案ありましたよというのは、議会に報告されてるんですかね。その辺り、もう1個、課長が言えるかどうか分からないんですけども、どなたか、副市長でもお答えいただけるんやったらお答えいただきたいと思います。

もう1個のほう、有料道路等使用料、これももう全額、四国にユズ栽培の視察に行く分ですか。というのは、去年の議論を見てると、ここの話やったかどうか分からないんですけども、農業連携というか、泉佐野市とそれをやってて、イベントに行くときの職員さんの有料道路の使用料が上がったと私は思ってたんですけども、それは今回入ってないということでしょうか。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 皆さん、おはようございます。ただいまの梨本委員のご質問にお答えをしたいと思います。

「志」議会を議会に報告してたかという部分かなと思いますけれども、当然、議場をお使いをさせていただきます関係上、議長にもお願いをして、許可を得た上での使用をさせてもらっております関係で、議長もたしか、傍聴といいますか、聞いてもらってたかなとは思いますが、正確にこういうメニューで、こうありますよというご報告は、議会のほうにはさせてもらってなかったと思いますけれども、使う上で、傍聴も可能だったもので、議長をはじめ議員皆さんにも聞いてもらってもいいというオープンな「志」議会だったもので、そこまで詳細については、議会のほうには報告はしてなかったということでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡農林課長 ただいまの有料道路の分でございます。私も説明が抜けておりまして、もともと組んでおりました分は、泉佐野におきまして協定を結んでる中で、農業まつりというようなところを年に2回、3回なりさせていただいてるところの予算を令和7年度に組ませていただいて、それにプラスして今の視察代というようなところで予算のほうを計上させていただいたというようなところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 3回目になるんであれなんですけど、先に有料道路のほうで話させていただくと、去年の議論を私も見させていただいたりしてたら、もうちょっと積極的にアピールするような機会にしたらどうかとか、いろいろ議会のほうからも提案あったと思うんです。そういうイベントを共有してることすら知らなかったという委員さんもいらっしゃった中で、今年も同じように、私は、そういうのを増やしてやられるのかなと思ってたんで、ユズ栽培のほうも行かれるにしても、そういったところも前向きに取り組んでいかれるのかなと思ってたんですけれども、今聞いてるとそうではないということなので、もう3回目なんであれなんですけれども、その辺も、意見をもう一回振り返っていただいて、つなげていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

賄材料費のほうなんですけれども、これは本当にせっかく「志」議会で提案していただいたことなので、ぜひ成功させていただいて、その当時提案した中学生とか、そういった関係の方にも来ていただいたりとかして盛り上げていただきたいなということをお願いしたいと思います。ただ、先ほど副市長、議会のほうにはメニューは提示してないということやったんですけれども、一応「志」議会なので、これはここで言うべきかどうかはあれなんですけれども、できたら行政側と議会側と一緒にやったらええと思うんですよ。そしたらこういうことも理解できると思いますし、それやったってくれんねんな、とかいうことも分かりやすいと思うんですけれども、そういうことが今ないものですから、自由に見てと言われても、議員さんそれぞれお立場もいろんな所用もあると思いますので、もし、一緒にやれるようやったら、そういったところも検討していただけたらということで要望だけしておきたいと思います。

ほんで、もし、それがかなわなかったとしても、メニューは必ず議会のほうにも、どこかの機会に報告していただきたいということだけよろしくお願いします。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 関連で確認だけしておきます。

まず、今の梨本委員が聞かれました賄材料費の、「志」議会で決まった餅つき大会のイベントですよね。これはもう今回限りなのか。それか今後も継続して行われるご予定があるのかというのが1点と、それからあともう一つも、梨本委員も今、要望という形でされましたけれども、特に「志」議会の中のことというよりも、これによって、理事者側がこれは採用しようと思ったことをやはり議会のほうにご報告いただくということは大事だと思うんです。今後の議会としての議論にも前提となってくる部分があると思いますので、この報告につ

いては、要望もありましたけども、どのように対応されるか、お答え願えたらと思います。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡農林課長 ただいまのイベントの継続性というところになるかと思います。一応今回初めて予算も計上させていただきまして、「當麻の家」のほうで実施するというようなところで、事前に相談はさせていただいておるところなんですけども、いろいろやり方を見ながら、ぜひ、皆さんに喜んでいただける事業となるようでしたら、もう本当に継続してやっていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 ただいまの吉村副委員長のご質問にお答えをしたいと思います。

報告をして一緒にやっていこうというところだったかな。梨本委員も先ほどおっしゃった部分かなと思いますけども、当然、我々は、オープンにして、やっぱり中学生議会からこういうふうな提案があったというのは、当然、市民にもですし、議員の皆さん方にもですし、決して隠す必要もなく、こういった提案がございましたというのは、当然、オープンにもしていきたいと思いますし、それについて議会と行政が一緒になって、いい意見もらったね、これやりましょうよというような形で、報告の機会を、今まで報告してなかったという部分は私どもの不手際だったかなとも思いますけれども、今後オープンにして、中学生の建設的な意見というものを吸い上げて、葛城市のまちづくりにつなげていければなというふうに思っておりますので、ご理解賜ればと思います。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 新庄村のモチ米を使っのことにについてなんですけれども、私ども市議会でも視察研修の折に新庄村に伺いまして、そこの村議会議員の皆さんと交流をさせていただいたということであります。こういった友好都市とこうやって結びつくということはいいと思いますので、いい形で継続していただけたらなというふうに願っております。

それからあと、副市長も今、私ども議会へのご連絡とご報告ということについてご答弁いただきましたが、こういった提案があったということよりも、私どもが知りたいのは、それによって行政がどういった決定を下したのかと。どういうふうなことを考えてるのかというふうな行政のお考えを、しっかりとその辺りをご報告願いたいと思いますので、その辺り、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 私からも、今の賄いの件の関連で行きます。

まず、この事業、私は非常にいい事業だと思っております。そもそも中学生の「志」議会で提案された、教育委員会がまず主催というか、主導されて開かれたところで、これに限らず、移動美術館の件も提案されて実現という形で予算に上がってきていると思うんですけども、やはりこれをもっとうまく横展開というか、複数の部課で共有してほしいなと思ってるんです。特に新庄村との今回のコラボレーションというのは、提案ありましたけども、本当は私

は給食に展開していったほうがいいなという思いはあったんですよ。それによって友好都市の交流事業につながってくることなので、農林だけの話じゃなくて、企画政策も含めて、やはりそれを、こういう交流をしてるんやというところを実際のところにつなげて、イベントで終わるのはもったいな過ぎるんですよ。せっかくいい提案されて、この辺の視点というのは我々議会にもなかった視点なので、せっかくの提案を貴重なんをいただいてるんで、それをうまくつなげていったほしい。一過性のものにしてほしくないなということで、これはお願いしておきます。

それから、副市長がおっしゃったように、当時の「志」議会、議会に対して議長に申入れあって、私も許可させてもらって、傍聴もさせてもらいました。惜しむらくは、ほかの議員さんもおっしゃるようなというか、一般市民の方もよく分かってらっしゃらないことが、あれ、市がやってるといえるのか、市の広報でも議会という名称はどこにも出てこないんですよ。我々も協力した上でやってるわけですから、その前の相談に来られたときにいろいろアドバイスもさせてもらってます。やはりあれは市だけがやってるんじゃないくて、議会も協力してるよということをやはりどこかで言ってほしい。議会への報告だけでなく、一般市民に対してもその辺のことを周知していただきたいと。あまりにも一方的に、議会なしでやってるんかというようなイメージが、広報も通じてですけども、どこにも議会の言葉がないんです。そこが、今後また続けていかれるのであれば、やはりその辺も、議会も協力してもらった上で子どもたちの意見を反映して予算につなげていってるといえることは言ってほしい。これはお願いしておきます。

以上です。

藤井本委員長 要望でいいですか。

奥本委員 要望です。

藤井本委員長 やられようとしてること、議会の皆さん、委員の皆さんも、ええことをやられてるという中で、経緯として、議会との関係というところでご指摘されてるので、今後よろしく願いしておきます。

ほかに。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。まず1個目、125ページの2目観光費の12節委託料の多言語対応観光ホームページ用サーバーのやつ、これは、ここということじゃないんですけども、海外にすごいアピールしていったるわけじゃないですか。市長もよう動画何万回、回りましたっておっしゃってるんです。それはめっちゃいいことやと思うし、動画の再生数も上がっていったるからいいと思うんですけども、次のビジョンですよね。今、海外の方がそれで、すごい葛城市に興味持って来られてるのかどうかもあんまりよく分からなくて、次のビジョンが見えてこなくなってるんですよ。動画が回ってるのは全然大丈夫、ええことやと思うんですけども、次のビジョンを踏まえて、ここだけってわけじゃないですけど、全体的な話になってきて、次の、世界をつなぐSUMO推進協議会とかってというのは、またこれは次のビジョンにつながってるのかなと思って見てるんですけども、その次に聞きたいのは、予算の

概要の41ページの、これも全体的なことになるんで概要のほうでいきますね。広域連携事業の中に、（仮称）西の山の辺の事業というのが結構だ一つと出てきてるんですけども、これ、前、予算のときに、西の山の辺の道の看板が何か出てたときに修正で出してるはずなんです。そこから今に至るまでどう連携できて、これをつくり上げていくというストーリーができて、あんなに見えないんです、僕。いつまで仮称やねんっていう問題もあると思うんですけども、この辺の今の進行状況と、これからの予算につけて、これをどうしていくのかというのは、全体的になっちゃうんですけども、聞かせていただきたいです。

その中の（９）の、世界をつなぐ、先ほども言いましたけど、SUMO推進協議会負担金、これもどんなことをやられるのか。今、動画を海外でいろいろ発信されて回数も回りましたと。そこからどうつなげていくのかというのも、これも踏まえて説明していただきたいです。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。どうぞよろしくお願いします。

ただいまの委員からの1つ目の質問と、3つ目も含むかもしれませんが、Go Katsuragiであったりとか、相撲の推進協議会の関連でございます。こちらに関しましては、多言語ということもありまして、今後、外国人の方々に葛城市をまず、今はまだ知っていただくという段階かと思えます。例えばビジターズビューローにおきまして、相撲館のほうに來られてる方々に対しまして、今後、Go Katsuragiを、よりアクセスしていただくような仕組みとして観光カードの配布を今調整してるところでございます。そういったこともしながら、やっぱりまずは知っていただくと。その後、また、団体じゃなく個人であっても、様々な方々、相撲をまず1つのキーとしながら葛城市のほうを知っていただいて訪れていただくと。そういったところに向けて動いていきたいというところでございますので、相撲の推進協議会の負担金も、今回50万円ですかね、やっていくところでございますけれども、こちらも相撲に関連する自治体と連携をとりながら、よりPRしていけたらというところで考えているところでございます。

2つ目の、西の山の辺の道の関連でございます。こちらに関しましては、総建とかの委員会でもちょこちょことお話はさせていただいてるところなんですけれども、連携事業というところでございまして、御所市と現在のところは一緒に連携をしていくというところで今は動いているところでございます。

以前、看板ですかね、道標のところはどうだろうということのご意見いただいたということでございますが、令和7年度、8年度、9年度というところで、国のほうの補助金、交付金を有効に活用しながら、ルート of 調査業務を令和7年度におきましてはさせていただきました。令和8年度におきましても、西の山の辺の道のルートを使いながらのウォーキングイベントであったりとか、そういったところをやりながら、広く市民さん、そして市外の方へと知っていただいて、PRをしていくというところで考えているところでございます。

以上です。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 まず、観光のほうに関しては、そしたら、今の段階で知っていただいているだけっていうことですか。取りあえず。今、何か効果が出てますよとか、そういうのがないんかなって。だって、何百万回、回ったって言うてるわけじゃないですか。それで、こういう効果が出始めました。思いつき出やんでええと思うんですけども、こういう効果が出ましたと。次は相撲というのを協力して自治体と連携してやっていきたいというのやったら分かるんですけども、そこと、もう一つは、相撲にゆかりのある関連自治体というのは、どこのことを指して、どこと組んで何をしたいんかが分からないんで、そこも説明していただきたいです。

西の山の辺の道は、僕、総務建設の委員会じゃないんで、インターネットで見れる限りは見てるんですけども、説明したことばかりやったら申し訳ないんですけども、仮称というのはいつとれるんですかっていう。本格始動はいつなのっていう話。ほんで、最初の志やったら、それこそ、香芝さんとか、連携もっと大きかったはずやけど、そこはもう全く、御所市と2つでやるってことですか。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 1つ目の質問でございます。効果といたしましてですけれども、相撲館のほうで、うちのほうは効果を図らせていただいているところでございますが、令和5年度におきまして、ビジターズビューローを除いた外国人来館者の人数というのをつかんでるところでございます。令和5年度から令和6年度、令和7年度と毎年増加しているところで、これをもちまして、ある一定の効果はあるのかというところでございます。また、當麻寺のほうにも、外国人のお客さんが増えてるのかというところの問合せもさせていただいております。体感ではございますが、増えているというところの回答をいただいているところでございます。

2つ目の質問でございます。協議会の構成の団体ですが、北海道の福島町、奈良県桜井市と葛城市、大阪府の堺市、島根県の出雲市と隠岐の島町、鹿児島県の瀬戸内町と徳之島町の8市町ということでございます。こちらの事業につきましては、ウェブサイトによります協議会の参画自治体への誘客の促進であったりとか、あと日本相撲連盟、自治体、海外相撲団体と連携したイベント等の開催であったりとか、海外へのプロモーション展開によります地域の活性化というところが、現在のところ、計画としては挙げられているところでございます。

3つ目の質問でございます。名称につきましては、今のところ、慎重に考えていきたいというところにいるんですけれども、連携につきましてでございます。当初、香芝、五條、御所、葛城というところでお話をさせていただいたとこだったんですけれども、各市、担当のほうを回らせていただいたときに、各自治体それぞれ事情もございますので、まずは御所市と一緒にやらせていただくというところで、担当者同士、そしてまた御所市長も、市長と一緒に伺わせていただいたときにご同意をいただいたというところで、今は御所市と進めさせていただいているというところでございます。

以上です。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 観光事業に関してはちょっとずつ効果が出てるとというのが聞きたかったんですけど、先ほどのこの協議会というのは、全国全部とは言わんけど、結構幅広くやられるってことですよ。なるほど。そういったところと連携してというふうに考えておられると。ただ、ほんで、今の段階で海外の方が葛城市に興味を持って、動画なり何なりを見て来られてるというのは、体感でしかないと。當麻寺に関しては。なるほど。どうなんですかね。動画とかっていうのを回すのはいいと思うんですけども、そこからダイレクトにというふうな僕はイメージを持っとったんで、そういうとこの効果があんまり見れてないのかなと思うんですけども、sonだけ再生数回ってんのやったら、だって芝桜のイベントもそうですやんか。あんだけ回ったらあんだけ人来るじゃないですか。だから、そこの研究をもうちょっとしたほうがいいのかなと思いますね。

そしてもう一つ、西の山の辺の道なんですけども、これはもう取りあえず一旦御所市さんと連携してやっていくと。逆に言うと、ほかの香芝市さんとか五條市さんとかはもう進展なしってことですよ。あれから。あるんやったら、3回目なんで、僕は今聞いてたら、ないから、御所市さんと取りあえずレディー・ゴーってやってるというイメージなんですけど、でも、当初の予定は、僕、香芝市さんからだーつと五條市まで、すごい壮大なスケールやなと。今そのまま進めてもらってもいいんですよ。でも西の山の辺の道（仮称）じゃないですか。ここは名前もう早く変えやんと、僕のイメージとかけ離れちゃってるんですよ。最初の壮大なスケールと違う。僕が勝手に思ってるだけなんか分かんないですけども、その考え方、西の山の辺の道という名称が、あんまり僕は、ええイメージを皆さん持たれてない方多いんで、その辺の考え方、また後でいいんで、教えていただきたいです。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 話が完結してないんで、補足的にお話しさせていただけたらと思います。

まず、海外のプロモーション映像のほうは、昨年開催されました大阪・関西万博を1つのターゲットにして観光プロモーション映像を作成させていただきました。ですので、葛城市に対する認知度というのは確実に上がっていると思っております。その中で、じゃあ、それがどれぐらいの数字として上がってるのかということは、これはまだ今、肌感覚でしかございません。さらに、それを知っていただいて来ていただける人が、今、現実には、来られた方、相撲甚句会の方がトップで出てくるんですけども、見てると明らかにそれ見ましたというようなこともご意見いただいておりますので、確実に広がっていくのかなという認識を持っております。まだ取り組んでこれからの話でございますので、更に認知度を上げて誘致を図っていきいたいと考えておるところでございます。

その1つの横展開の部分といたしまして、西の山の辺の道、仮称ですけども、考えておるところなんです。それで、当初、おっしゃっていただきましたように、4市町、私と御所市と、それと香芝市と五條市、市長4名で県庁のほうに寄せていただいて、こういう構想がありますのでご協力をお願いしたいというお話をさせていただきました。その中で今現在残っておりますのが、その当時の市長としては私だけでございますので、その引継ぎもいろいろあるんですけども、当初から主体となるところは葛城市と御所市であるという認識は持っ

ておりました。ただ、近鉄大阪線から五條のほうの、結局は行き帰りの交通の便なんですよ。その部分におきまして、やはり広域のエリアで考えるほうがメリットが出るであろうというところでスタートしたんですけども、実際進めてみますとやはり温度差があるんですね。

葛城市と御所市は、この事業に対しては非常にメリットが出やすいエリア。香芝市と五條市については、メリットはあるでしょうけども、極端なメリットがあるかといいますと、非常にその辺が難しいエリアでございますので、当初はご理解をいただいたんですけども、市の予算としてつける場合は市の事情によりますので、その辺りがハードルであったのかなと思っております。ですので、今現在は、非常にメリットのあるという2市でいろんな打合せをさせていただいてるところでございます。ただ、責任を持つ分担を決めておりますので、葛城市は葛城市のコースを含め、そのエリア、御所市は御所市のコースとエリアと分担を決めております。ただ、結束点だけはもう話終わっておりますので、どこでつながかということはしてるんですけども、ただ、これから、段階的に実は進んでるんですよ。ですので、たしか前回も谷原委員が名称についてご意見いただいておりますけども、名称が実は一番難しいのかなと思っております。

当初は1つの広域のコースとして、共通する名前を新たに出さないといけないのかなというので、あくまで仮称ですけども、そういう名前はどうですかという提案をさせていただきましたけども、やはりその地域の今現在ある名称も含めまして、愛着ですとか、歴史ですとか、いろんな思いをやはりその地域の方はお持ちですので、果たしてそれが1つの統一した名前で完成できるのかどうかというのは微妙なのかなという気はしてるんですけども、例えばの話、1つの看板の名称をつけたとしたら、下に括弧書きで名称をつけるですとか、複数の表示の仕方をするというのも1つの案なのかなという気もいたしますし、その辺の打合せといいますか、その辺の判断というのは、もう少し慎重に議論を重ねる必要があるのかなと思っておりますので、もうしばらく、議会の場でもしていただきたいですし、まず、市民の皆様方や市外から来ていただくということを考えれば、市外の方々がどういうイメージをお持ちなのかということもやはり参考にする必要があるのかなという思いがしております。多分この事業の最終的な可否といいますか、成功するかしないかというところの判断は、名称というウエートがかなりあるのかなと考えておるところでございます。

相撲のほうは、今年の8月の4日でしたか。SUMO EXPOというのを大阪万博会場、メッセというところ、3,000人が入る会場なんですけど、そこを1日貸し切って、国内からは9自治体、海外からは4か国やったと思います。共同開催をさせていただきました。そのときのレガシーをいかに継続するのかというところが1つの発足点でございます。ですので、国内にはいろんな相撲文化を継承されてるところがありますし、また、新しく横綱が誕生したことによって、相撲に対する興味や取組をされてるところも数多くございます。

その中で、昨年集まった9市町村が1つのまとまりとして、これから相撲文化をどうしていくのかというところを考えていきたいと思っております。ですので、観光だけでは実はございませんで、今現在の相撲、実際には国技と言わないんですけども、相撲というものに対する普及の在り方について非常に危惧をしてるという意識もあります。それがあつて、後

援をいただいた日本相撲連盟ですとか、いろんな団体が、相撲競技をされる子どもたちやアマチュアの方が少なくなっている。そのことに対して、将来、相撲というものが果たしてどのような形で日本の中で残っていくのかということについても、その団体の中での共通の話題になっております。ですので、当初、昨年、SUMO EXPOを開催するに当たしまして、東京で記者発表したときには、大きな課題としては、そのことと、それと相撲というものを、似た競技、世界にございますので、オリンピックのほうにできないのかと。それが最終的な目標ではないのかというような意見もございますので、総合的な相撲というものに対しての協議会だという認識を持っております。ですので、観光が全てではないという認識の中で、これから共同してどのような取組ができるのか。

例えばそれが幾つかの自治体を1年ごとに回って何らかの世界発信をするようなことができるのかどうかも含めての、これからの協議に入るのかなと思っております。初年度でございますので、まずその辺の意見調整から入っていくものだと認識をしているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

藤井本委員長 質問は一旦終わってるので、市長にお答えいただいたので、せっかくいただいたんで、あれば認めます。

杉本委員。

杉本委員 質問の仕方がまだまだ下手で申し訳ないんですけど、市長、西の山の辺の道は肝煎りという僕はイメージでずっとお聞きしてるんです。気合も入ってるんですけども、だからこそ、名前を決めやなあかんと思うんです、先。慎重なのは分かりますよ。でも事業が名前決まってる、(仮称)のまま進むって、あんまりよく分かんのですよ。これ、僕の考え方なんで、どうしようもない。それがええか悪いか分かんない。急がさんといてっていう理由は分かるんですけども、めちゃくちゃ頑張ってやって、だって香芝市さんとか五條市さんとか、まだまだ今から広げていかはるというイメージの中で、事業名も決まってるってよく分かんないんで、できるだけ早くということしかできないんですけども、やっぱり肝煎りやからこそ、大体大きい事業は名前が決まってから始まるような気もするんで、さっきみたいに括弧書きで書こうとか、そろそろ進んでいくんですよ、これ。いろいろやらはるわけじゃないですか。マップ作成だって、これも仮称って、それもどう進めていくんか分かんけど、慎重なんは分かるんですけども、しっかり先、決めていただきたいと思うんですよ。これはお願いしておきます。

あと観光の面とかっていうのは、どことは言わないんですけども、今頑張っておられるから分かります。すごく分かるし、今後の展開も今見えたんですけども、市内でのリンクをもっと増やさなあかんと思うんです。ほかの自治体の何とは言いませんけど、寺が4つ協力して、ライトアップのこの時間に行ってくださいって、リンクさせてるんですよ。葛城市って、どこをどうリンクして、海外の方がそのパッケージで行きたいなと思うようなものがないと思うんですよ。だから、相撲だけ、相撲館ってなるんですけども、例えば當麻寺から笛吹神社まであるわけじゃないですか、いろいろ。マップづくりも、今、マップ、看板と

いうのも、僕、今、お願いして進めていただきたいと思いますんですけども、そういう混ぜ合わせになって初めて花咲くような気するんで、その辺の協力体制というのもつくっていただきたいなと思います。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 私も杉本委員の意見と本当に一緒に、（仮称）西の山の辺の道の仮称という部分がもうすぐぐやっぱり気になるんです。総建でも市長のほうから熱い思いを語っていただけてますし、私も、葛城山麓エリアのにぎわいづくりとか活性化、これはぜひやっていただきたいと、この事業を通じてやっていただきたいと思ってますので、ぜひこの事業を進めていただきたいと思いますけれども、広域連携事業なんで、これ、広域なんで、葛城市単独でとか、御所市を今巻き込んでやってますけれども、これまだ名前も決まってへんというのはやっぱり大きな問題だと思うんですよ。少なくとも、市長、すぐに決められへんとおっしゃるけれども、でも、4市でやるんやったら、この4市集まって協議会立ち上げて、まず名前決めやんと。

今回、チラシ作りますよね。ガイドマップ作りますよね。そこに仮称で作るんですか。僕、それがすごくやっぱり気持ち悪いです。チラシに（仮称）西の山の辺の道、皆さん、歩きませんかって言われても、仮称ということからまず説明を受けへんかったら、何やろうなってしまうと思うんですけれども、今回、チラシもガイドマップも作られるってことなんで、その辺りどう考えてらっしゃるのか。原課のほうで言える範囲で教えてください。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

ただいまの委員のご質問でございます。委託もチラシも、現状は、名称をうたうのであれば仮称ということでさせていただきたいと思っております。場合によっては、名称自体を入れずに、ウォーキングのルートのチラシであったりとか、そういったことも可能なのかなとは思ってはいるんですけれども。

以上です。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 名称のほうは、早急にどういう形にするのかを判断したいと思います。チラシとか作る段階にやはり空白でということは考えておりませんので、早急にどのような形にするのかという事を考えていきたいと思います。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 市長のほうから、そういう前向きに答弁もいただきましたんで、ぜひ、先にそれ考えていただいて、あと、それと併せて、まずは2市の御所市さんと一緒になって連携していくということから広げていったら、僕もそれでいいと思うんですけれども、最終どうなるかという、最終どこまで思っんねんということをまず議会の中でもご説明いただいて、ちょこちょこやっていくような感じやと、どうしてもこういう質問になってしまいますので、ぜひその辺りの全体のロードマップというんですか、そういったものも早めに示していただけるように

よろしくお願いします。

この件は以上です。

藤井本委員長 連携事業なんで、葛城市内でちゃんと連携していただくようお願いしておきます。ほかに。

奥本委員。

奥本委員 3点質問させていただきます。

まず、118ページ、5款農林商工費、1項農業費、3目農業振興費、その中の18節負担金及び交付金の経営発展支援事業補助金なんですけども、1,500万円、これの増額理由、昨年度に比べて大幅に上がってますけども、増額理由とこの事業内容を併せてお答えください。それと併せて、この補助、こういった補助を使われるんか。補助があるのであれば、市の負担との割合を併せてお願いします。これがまず1点目。

2点目、120ページ、7目の休養センター管理費、これもう一括して申し上げます。一般質問で私やりましたけども、ポイントとしてお聞きしたいのは、この中の管理休養センター運営委員会なんです。運営委員会、毎年上がってますけど、開催されておられません。今年こそ開いていただいて、この施設の在り方ということを検討すべきかなと思っておりまして、まず、間違いなく開く予定があるのか。その中でどういうことを議論されるのかということをお聞きします。

それから3つ目、123ページ、5款農林商工費、3項商工費、1目商工振興費の商工振興事業の12節委託料、企業誘致事業調査委託料528万7,000円、これが概要を見ると、新規事業なんですけども、企業立地に関する意向調査の詳しい内容って書いてます。この詳しい内容、よく分からないんで教えてください。企業立地はどこを指してるのか。場所も併せてお願いします。

以上3点お願いします。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡農林課長 農林課の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

まず、1点目といたしまして、経営発展支援事業補助金についてでございます。こちら、経営発展支援事業補助金といいますのは、新規就農者に対しまして、機械や施設の導入に係る費用を支援するものとなっております。主な交付要件といたしましては、認定新規就農者であること、経営開始5年目まで、農業が生計が成り立つような計画をされていること、また、本人負担等分について金融機関から融資を受けてるというようなところがクリアされた方に支給されるというものとなっております。

令和8年度につきましては、既にもう3名の方が支給予定ということになっておるところでございます。今回の方につきましては、補助対象経費500万円というところの枠の中で、その4分の3となります375万円を支給するものというようになっております。そこに1名の今後の見込んだ枠取り分を含めまして、375万円の4人分というところで1,500万を計上させていただいたというところでございます。こちらの補助金、補助というところですけど、こちらは全額補助というところで、市の負担はないというところにな

っております。

それと、管理休養センターの委員会の開催というところで、一般質問のほうでもご質問いただいたところでございます。本当に今現在、県との協議内容を基に、今後かかるであろう施設維持に必要な経費であるとか、解体等、その辺の積算も含めまして、現在、資料作成のほうを進めておるといふようなところで、この準備が整い次第、開催というところで、これは令和8年度にはもう間違いなく開催させていただくといふようなところで準備しておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

ただいまの3つ目の質問でございます。企業誘致事業調査委託料の内容でございますが、こちらは企業の誘致に伴いまして、葛城市が企業誘致に取り組んでいることのPRをまず行うとともに、企業に対しまして移転等についての意向調査を行うものでございます。調査の対象とします企業といたしましては、現在、その企業に勤務している方の通勤時間等を考慮いたしまして、葛城市から1時間以内の地域にある県内外の企業、大体500社程度というのを想定しているところでございます。

場所につきましては、新村工業系ゾーンを主に考えているところでございます。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 まず、最初の質問の、経営発展支援事業補助金ですけども、新規の就農の3名プラス1名、枠取りの4人分ということで理解いたしました。新たに就農したいという意欲がある方が来られてるということなんで、こういう補助金があれば、また手を挙げる方が増えていくんじゃないかなと思いますので、10分の10ですよ。補助金のところも。なかなかいい事業なんで、これもPRうまくやって、その辺の新しい新規の方が手を挙げやすいような仕組みづくりをお願いしておきます。

それから、農業者健康管理休養センターのところなんですけども、準備が整い次第、今年度開催させていただくということなんで、これはもう大いに期待しております。この間ずっと開かれておりませんでしたので、この委員の方々は、この間の議会の中の議論とか、この間の私の一般質問の内容というのをお分かりにならないと思いますので、恐らく1回、2回の開催では分からないと思います。まず、この辺の経緯と現状の法的な要件のところを説明いただいた上で、委員から、今後これをどういうふうにして維持していくか、あるいは除却していくかというところの方向性までを、できれば今年度中の委員会でお願ひしたいと思ひます。これはもうお願いです。

それから最後の質問になりました、企業誘致事業のところなんですけども、今お話聞いていると、葛城市は企業誘致に取り組んでますよということをPRするための予算なんですよ。だから本当は、意向調査ということは分かるんですけども、具体的に企業誘致につながるようなところにお金かけてほしいなというところがあったんですが、現状、これも昔、私、一般質問でやりましたけども、企業誘致しようにも誘致する場所がもうほとんど残ってなく

て、新村の新しいところを今想定されてるということですけども、一刻も早く、企業誘致して税収を上げるということはやっぱり重要なんです、そこを用地の整備も含めて早めに、取り組んでますよ、は分かるんですけども、実際、手挙げられた方が、そしたらどこへ行けばいいのという状況ですので、やはりそこを連動した上で実績につなげていていただきたいと思いますので、その辺りも並行してお願いしておきます。

以上、結構です。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 1個だけ。企業誘致のどこ、僕も気になってるんですけども、予算の概要のほうでは、PRのためのカタログの製作費というのも入っとるんです。これを、今おっしゃった、500件に配るためのカタログなんですかね。というのも、もう1個聞きたいんですけど、企業誘致って、あそこ、新村のことを言うてはと思うんですけども、もっと壮大なスケールで誘致の方法ないかなと思うんですよ。例えば東京とかいう会社に支店を持ちたいとか、例えば大きい運送会社の倉庫が仮に欲しいとかっていう方、そういう方々に向けてやるほうが早いと思うんですけども、通勤1時間以内の500件という対象にした理由があんまりよく分からないですけど、もう一つは、そういう企業誘致を探してますっていう自治体を探すサイトとか、そういう団体みたいなものはないんですかね。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

1つ目のご質問でございます。パンフレットにつきましては、今回、委託用のところでPRするためのパンフレットを想定しているところでございます。東京圏とか遠いところでのPRなんですけれども、実際、何件か相談とか来られた企業もいらっしゃるんですけども、その場合、やっぱり今いらっしゃる従業員さんの方がまず通勤できる距離感というところが、やっぱりどうしても大きくウェートを占めているというところのお話が多かったもので、全然、東京とかいうところに投げるよりは、東大阪とか八尾とか、あの辺のあたりが結構手狭になって地価もうちよりもやっぱり高いというところで、拡幅であったりとか、なかなかしんどいというところのお話もありますので、その辺をターゲットというところで考えているところでございます。

あと企業立地関係のサイトに関しましては、またうちのほうもいろいろ調べさせていただきたいとは思ってるんですけども、日本立地センターというのは、あるのはあるということなんで、一度相談もさせていただいたことはあったかとは思うんですけども、またそういったことも利用しながら研究していきたいと思っております。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 私も企業立地のところを聞いたかったんですけど、もともと当初の説明やと、令和8年度には企業誘致というようなところで進んでたと思うんですけども、これ順調に計画どおり進んでるんですか。今現在、計画してたことに比べてどんな障壁があるのかとか、何らかの遅れが生じてるとか、そういったところがあれば、説明お聞きしたいのと、もう一つは、今、

課長のほうから、通勤で移動できるというようなこともおっしゃられてたんですけども、私、企業誘致は、通勤して来ていただく方もそれは増えてほしいですよ。でも、地元の雇用促進もやっぱり考えていかんとあかんと思うんで、今、杉本委員おっしゃったように、別にそこにこだわらなくても、葛城市に来て、葛城市と一緒に成長していきたいというような意欲を持った企業さんに来ていただいて、それなりの企業の規模感あるようなところが来ていただいたら、どっとまた、まち活性化していくと思うんですよ。そういったとこ、今、私、葛城市単独でそれ探せって言われたら、なかなかしんどいと思うんですけども、僕はやっぱり県と一緒にあって、県に助けてもらいながらやらんとあかんと思うんですけども、その辺り今どうなってるのかというのを教えていただけますか。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

ただいまの委員の1つ目の質問でございます。新村工業系ゾーンにつきましてでございますが、補助事業の農業関連の水路整備事業の関連もありまして、令和8年の4月1日までは農用地除外の申出をすることができないという状況でございました。これまで。しかし、令和8年4月1日を迎えることから、ようやく動き出せるという状況になったということで、今回エンドユーザーを探すべく、今回の委託調査というところを実施したいというところで考えているところでございます。

障がい等に関しましては、ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、農振法のほうが改正ということがございました。こういったところが今のところ、課題として考えているところでございます。

あと、2つ目でございます。2つ目に関しましては、ご意見のほう、非常にありがとうございます。あと県との連絡につきましては、これまでも何度か、県の産業創造課のほうに行きまして、現状のお話とか、説明をしたりとか、情報の共有を行っているところでございます。

以上です。

藤井本委員長 植田部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。

農振法の改正のところで私からご説明させていただきたいと思います。令和7年4月から改正になってるんですけども、基本的に農用地を除外する場合は、除外した面積を別に農用地として編入しなければならないというような改正になってございます。ただ、毎年、農用地というのは当然減っていくわけで、認められてる面積というのがありますので、その範囲に収まれば、幾分かの要件の緩和というのがあるんですけども、基本的には、農用地から除外する面積を農用地に逆に編入しなければならないというような厳しい要件変更になっております。ただ、今、話ありました、エンドユーザーを決めて、タイミングが合えば、それはその要件から除外できるというような、そういうふうな要件というのもあります。

令和7年4月1日からそういう制度が始まって、今度は5年後にまたそういうふうな見直しもありますので、そういうふうなタイミングもうまく図りながら、農振法の厳しくなっ

た要件については、いろいろ考えながらやっていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 阿古市長。

阿古市長 今、部長のほうから話ありましたが、改正農振法の法律改正に当たりましては、非常に危惧をしていました。葛城市にとりましては、第1種農地のところを工業ゾーンという名称で過去からそのゾーン名称がございますので、これは私が就任してから、工業ゾーンをいち早く、実際に本当の工業ゾーンとして利用できる形に持っていけないのかというのが実はスタートでございました。葛城市には約8ヘクタール、高田入れて10ヘクタールにはなるんですけども、の工業ゾーンという名称のところがございますので、その取組をしてる中で奈良県とも打合せをしながら進めてきたところでございましたが、昨年4月、改正農振法が出てくるという話がその前年からございましたので、県との打合せはその辺から始まりまして、実は農水省のほうにも県と一緒に掛け合いに、もしくは、関連する自治体とも一緒に国のほうに陳情に寄せていただいております。

その中での結論といたしましては、私どもは、農地というものを確保しないで別枠でそれをできないのかということ要望してまいりました。そのことについてはある一定のご理解をいただいておりますが、別枠にしますが、その要件として、今、部長が申し上げましたように、ある種、そこに張りついた企業さんが確定するというような条件もあるようでございますので、その辺に向けて、今、行っている誘致のパンフレットのまき方ですとか、例えば、これはパンフレットでまくんですけど、無造作にまくわけじゃなくて、そういう関係の、特に金融機関でありますとか、誘致の資金融資をするような、そんな関連のところに相談をかけながら、具体的にこの時期に工業ゾーンとして活用ができれば、実際に来ていただけますかというところからスタートして、最終的な8ヘクタールの確定のところまで持っていきたいというスケジュールで今進んでおるところでございます。

残念ながら、当初予定したような手法とは若干やはり変化をしながらでございますので、先ほどご指摘いただきました、令和8年に、農水の補助金がございましたけども、その期限が切れますので、それをスタートとしておったんですけども、若干遅れておるというのはその辺でございます。農振法の改正というのは5年間でまた見直しが入りますので、その地点までに、前回打ち合わせた段階の中で確定まで持っていきたいなと。今、お話の中で持っていきたいなとは思ってるんですけども、再度、大体話はもう県と国のほうも、どういうスケジュールですねというところまでは話は終わってるんですけども、実際にそこへ持っていけるかというのは、これからの努力次第やと思っておるところでございます。

企業が来ていただくということは、税収というものもありますし、それともう一つは、将来葛城市に住みたいという子どもたちに働く場所を提供するという大きな目標といたしますか、目的がございますので、ぜひとも、民間企業の皆さん方が葛城市を選んでいただけるような、そんな環境づくりを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 今、市長のほうからも丁寧なご答弁いただいて、これは葛城市全体にとっても本当に大切な問題ですし、議会もこれまで注視してきました。何より、用地を提供してくださった方も含めて、地元心配されてるんですよ。その辺りもしっかりと地元とも協議しながら、企業誘致、農振法の改正の加減で5年間という話、部長のほうからもありましたけど、5年後、その時期が来たらとかっていう話もありましたけれども、やっぱりそこまで待てないというようなこともありますので、ぜひ、市長、トップセールスで、しっかりと県、国とも連携しながら、企業誘致に関しても積極的に動いていただいて、本当にいい形で企業誘致を進めていただけることをよろしくお願いしたいと思います。

特に地元のほうには、本当に心配したはるんで、何回も言うとなれなんですけれども、丁寧に原課のほうから説明いただけるようによろしくお願いします。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 関連でお伺いしますけれども、この事業につきましては、新村の工業系ゾーンの立地ありきで特定のセールスというふうに捉えてよろしいのかどうか。これは確認なんですけれども、これが1つと、それから8ヘクタールというのは大変魅力的な立地条件だろうと思います。企業としても、それぐらいの土地がなかなか出ないということなので、魅力的だと思うんですが、農振法改正のことに関わって、要は、工場用地として使った分を新たに農地を確保せなあかんというふうなことで大変心配もされてるところですけど、8ヘクタール使えるのかどうか。また、それを見込んでのセールスなのか。これ確認しておきたいんです。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

今の委員の1つ目の質問でございます。こちらは新村の工業系ゾーンというところでの話で考えておりまして、こちらの8ヘクタールを使えるのかどうかというところでございますが、これを今回のエンドユーザーの調査という面で、8ヘクタール埋まるようにうまく入って手を挙げていただくであったりとか、条件合う企業が見つければいいなという思いでございます。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ぜひお願いしたいと思います。これは要望ということになるんですが、私のいる薑にも薑工業系ゾーンがあります。こういうところもありますので、よろしくお願いしますということと、あと、シャープの跡地の問題もあるんですけども、うちの村ではかなり広大な駐車場の返却を受けて、地権者では新たに來られる、工業誘致ということで地元でもやっておるところです。県のほうにも相談ということはあるんですが、いろんな方々とお会いする中で、これはぜひセールスをかけるところでお願いしたいと思うんですが、例えばプラントメーカー、企業名を言うのはあれですけど、要は工場を建てることを業として、要は工場プラント、プラント建設業者に話をかけると、そういうところから話が進むと。つまり、工場プラントをつくるメーカーさんもやっぱり土地がないと建てられないので、要は企業さんもそういうプラントメーカーのほうに声をかけられることも多いようです。ですから、そういうと

ころに声かけていくのも手だと思いますし、広くアピールするのがいいのかどうかということとも、私、関係者に聞いたところ、あまり広げると逆につかないということもあると。だからその筋というのがあるということなんですけれども、そこは本当に私、よく研究をしていただきたいんですよね。県のほうの工場立地課なんかも、マッチングということはなかなか、それは造成したところへ手挙げてくださいというていったら、ぱっと来るんだろうと思うんですけど、ここがややこしいところもあるので、市もバックアップしてますよというふうなことでアピールされるのはとてもいいことだと思うんですけれども、ぜひ実現するように、8ヘクタールつくように頑張ってくださいと思いますので、よろしくお願いします。葦工業系ゾーンもよろしくお願いします。

藤井本委員長 要望とします。

ここで暫時休憩をいたします。11時20分から再開をいたします。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時20分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて質疑ございませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。117ページの5款1項3目の農業振興費です。これにつきましては、市長の施政方針の中にもありました。耕作放棄地対策に力を入れるということでありますが、これに係る予算がどのように計上されてるかということをお伺いします。先ほど少しユズのことに関係して交通費というのがありましたけど、そのほか、どのような予算が計上されてるかということについてお伺いいたします。

それから、2点目ですけれども、同じく117ページの5款1項3目の農業振興費の中の経営発展支援事業補助金、先ほど奥本委員からも質問があったところでありますけれども、この経営発展支援事業につきましては、新規就農と、それから親元就業、就農とかいうところもあろうかと思うんですが、今、差し支えない範囲で、どちらの方向で皆さん、これを受けようとしているのかということについてお伺いします。一応手を挙げている方もいらっしゃるようなので。

それから3つ目ですけれども、123ページの5款2項1目18節鳥獣害防止対策協議会負担金ということです。鳥獣害対策の現状どういう事業内容なのかということと、令和7年度の実績見込みでどういうふうな事業を实际やられてるのかということです。それから計画的に鳥獣害対策どのように進めておられるのかということ辺りをお聞かせ願えたらと思います。よろしくお願いします。

藤井本委員長 以上3点、よろしくお願いします。

山岡課長。

山岡農林課長 農林課の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

まず1つ目の質問、耕作放棄地対策に係る予算計上というふうなところのお話かと思いますが。令和8年度におきまして、耕作放棄地対策の取組については総務建設常任委員会のほう

でもご説明させていただきましたが、内容といたしましては、専従職員による今までの対策から更に踏み込んで進めること。また、もう一つは、ユズ栽培において、耕作放棄地解消に取り組むというようなところが大きな取組ということになっております。

予算の計上につきましては、直接的に施策等として計上しているものはございませんが、予算書の117ページの農業振興事業の中で、先ほども申し上げました、ユズ栽培の先進地視察の費用として旅費分と有料道路使用料、そしてユズ栽培の第一歩として、試験的に苗を植えることを考えておりまして、その苗代を消耗品のほうで計上させていただいたというようなところでございます。

あと2つ目の、経営発展支援事業補助金の対象の方の事業的なところなんですけども、今、予定しておる3名の方の中で、2名の方は新規と、もう1人の方は継承するといったような形での新規就農というような形で挙げられておるところでございます。

あと最後の、有害鳥獣の対策の現状というところなんですけども、鳥獣対策に関わりのある大字区長であるとか、猟友会のご協力を賜りながら対策のほうを進めておるところでございます。負担金のほうの執行状況面から申し上げますと、おりを含めたわなを仕掛けるための費用であるとか、イノシシの捕獲活動経費等に支出しておりまして、基本的には例年どおりの執行ということになろうかと思っておりますけども、特に令和7年度の事業としては、平岡地区において対策というようなところを1つ重点的に施させていただいたと、猟友会のほうとも相談させていただきながらさせていただいたというところが1つ大きなところかなと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 実績的なところもお聞きになってると思うんですけど、実績ね。

谷原委員 おりが何メートルとか。

山岡農林課長 具体的なところで、イノシシ用のおりについては3基購入させていただきまして、こちらについては38万円程度のものを購入しております。あと、猟友会のほうで、おり監視用のカメラであるとか、わなに係る経費等を含めまして40万程度、あと緊急捕獲で猟友会のほうに助成する分については、今のところ、実績として上がってるのが27万程度というようなところで、あと保険代等も含めまして、合計、今概算なんですけども、大体120万程度の支出というところを見込んでおるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 まず、農業振興費の耕作対策費のほうは、補正予算のほうでいろいろな機材があつたりとかしたんかな。なかったんかな。全くなかったら、掛け声に対して、だいぶ私期待してましたものですから、年度途中の補正で何か出てくるのかなということを期待しておきます。耕作放棄地が増える中で公社専従職員とかいうふうな話も出たので、そういう予算がどこかで出るかなと思ってたんですけど、まだそこまでは行ってないという理解をいたしました。

それから2つ目の、経営発展支援事業補助金について、これは意見なんですけども、この補助金を見ますと、令和7年度の補正予算でも、事業継承という形で補助金がついてるんで

すよ。似たような補助金がね。国のほうが、これ令和7年度の。ホームページ見たら、私は経営発展支援事業補助金を調べたら、農水省のホームページに飛んで、令和7年度に似たような補助金が出てるんです。そこの、これは親元就農の方のところですけども、やっぱり地域計画というのが条件になってるんですよ。私はもうずっと地域計画が葛城市は遅れてると。これは農業者の方、親元就農、親の農業を継ぐときに機械代が莫大かかりますから、これを受けるときに、地域計画を地元でちゃんと立ててることが条件になると、狭くなるので、受け入れる補助金の対象も、だからこれぜひお願いしたいんですけど、今年度の見通し、地域計画を令和8年度はどのようなテンポで、どの地域、どれぐらいやろうとされてるのか、お願いしたいと思うんです。これ、再質問になりますけど。

それから、鳥獣害防止対策協議会のほうですけども、メッシュとか、うちはまだ鹿が出てないからあれですけど、メッシュとか、あるいはイノシシでも、防護柵、これについて、設置が、例えば地権者の方が自分で設置するという事で、例えばおりに当たる材料費とか、こういう支給をされてるような自治体もありますが、葛城市はどういうふうな扱いになってるのか。例えば自分の田のところにメッシュなりおりを設置したいと。それを、材料費が欲しいということでの補助があるのかどうか。この辺、お伺いします。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡農林課長 ただいまの質問でございます。

まず、地域計画の今後の見通しというようにところになるかと思えます。令和7年度につきましては、中山間地域のほうで地域計画のほうを進めておるところでございます。現在、山口地区と平岡地区と梅室地区については策定が既に済んでおるところで、寺口地区についても話合いのほうは終えてるというようにところで、現状進んでおるところでございます。何分計画を立てるに当たって、本当にマンパワーであるとか、時間もかかるようなところで、なかなか進んでないところもあるんですけども、1つずつ、要望のあるところ等からまずは話合いの場に出向いていかせていただきまして、その辺、8年度についても引き続き計画策定のほうは進めてまいりたいというふうに考えております。

あと、有害鳥獣の柵というようにところですけども、大字区長のほうを通じて、原材料支給というようにところでは、必要に応じてお渡しさせていただいてますので、その辺は区長さんを通じて対応していただければというようにところで考えておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。地域計画についても、令和7年度、幾つかの大字で進んだということで、本当にご苦労さまです。話合いでつくっていただければいいから、農林課の職員さんの負担もかなりあるかと思えますけれども、引き続きよろしくお願いします。

令和8年度はどうかということがあれなんです、要望のあるところからというふうにおっしゃったので、要望があればということで、地元から要望を上げていただいたら、そこから着手していくということの理解で受け止めさせていただきました。

それから、鳥獣害のほうのおり、柵については分かりました。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかに。

梨本委員。

梨本委員 概要のほうで聞かせていただきます。40ページ、観光費の1番、観光振興事業の(6)登山道整備事業に係る設計業務委託料、新規で1,103万9,000円上げられていると思うんです。これはあれですかね。ふるさと公園からのルートになるのかなというふうに思うんですけれども、これ、私、古い議論、令和6年の6月の総建で調査報告が上がってきてたと思うんです。そのときは事業総額は大体約2億4,000万というところで、これは補助金を使ってやる事業なので市の負担としては非常に少ないですよというような、そういったご説明もいただけたかなというふうに思うんですけれども、ただ、この登山道を整備していただくのはいいと思うんですけれども、市の全体の観光戦略というんですかね。そういったものの中で全体が整備されへん中でのこれやっていくことに対して、効果性どうなんかなということ非常に思いがあるんですよ。特にこれ1期ですよ。第1工区かな。これ、恐らく、当時の説明だと第5工区ぐらいまであったのかなと。違ったらまた訂正してください。思うんですけれども、当然、これ、民有地をやっていくことになると思うんですけれども、途中で工区やっていくときに反対とかあったときに止まってしまうんじゃないかなとかっていう、そういう心配もあるのかなと思ったりするんです。その辺り、全体の見通しとしてちゃんと立てられているのかということを、この事業に関して聞かせていただきたいと思います。

まず1点目がそれで、次が、41ページの3番、観光振興支援事業、まず(1)の観光協会補助金と、それから(3)のかつらぎ花火大会補助金についても聞かせていただきたいと思うんです。以前は観光協会補助金が、今回は120万円とかつらぎ花火が600万円でしたけれども、720万円ということで、花火のほうには間接補助みたいな形で行ってたかな。それが今回、しっかりと前年、令和7年からかなと思うんですけれども、分けてきちっとやられると思うんですけれども、120万円と600万円、これの積算根拠と言ったらあれなんですけれども、それぞれの観光協会さんとかつらぎ花火実行委員会さんの財政状況というんですか、財務状況というんですか、この補助で本当にやっていけるのか。もしくは、この補助で、補助多いん違うかとか、少ないん違うかとか、その辺りの、担当課としてどういうふうに管轄されているのかということを教えていただきたいんです。

以上、3点お願いします。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

1つ目の、登山道に関する部分でございます。工区につきましては、4工区ということでの工事を4か年にわたってやる予定をしております。金額につきましても、当時、令和5年度に策定いたしました登山道の整備計画によりますと、概算の工事費といたしましては約2億4,278万円というところでなっております。ただし、それから何年かたっておりますので、こちらに関しましては設計等の業務の中でまた出てくるのかなというところで思っているところでございます。

全体の観光の戦略であったり、効果の部分でございますが、先ほども申しておりました

（仮称）西の山の辺の道であったりとか、こういった登山道も含めまして、総合的に葛城市の中にいろいろな来ていただくような仕掛けづくりをして、そこらをうまくリンクさせながら、観光の面で地域の活性化につながるようにやっていきたいなという思いでございます。

あと民地につきましては、現在のところ、調査はさせていただいております。所有者さんの状況というのは、下調べとしてはしておりますが、現在まだアポは一切とっておりません。議会のご承認ももちろん必要ですので、今動くのは勇み足かなということもあったので、ただ、反対のご意見というのは、それでいきますと、まだ見えない部分がありますけれども、そこらは誠意を持って交渉のほうをしていきたいと考えているところでございます。

あと2つ目、観光協会の関係でございます。観光協会につきましては、委員おっしゃるように、花火のほうに直接市のほうから補助金を出すような形にさせていただきました。積算根拠につきましては、当面のところ、今、花火につきましては、花火の打ち上げ費用に係る部分であったり、警備に係る部分というところの過去の実績等を踏まえて、そこから600万円ぐらいが妥当なのかなというところの判断で今のところは出させていただいてるところでございます。

金額の多い少ないに関しましては、うちは補助金を出している側でございまして、決算書を見ている限りは、妥当なのかなというところの判断をしているところでございます。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 登山道のほうから。これから工区、土地の所有者さんと民地のほうをしっかりと話していくということなんですけれども、本当に心配なのは、途中で頓挫してしまって、途中までできたけれども、その先行けへんねんとなってしまうと困ってしまうと思うんですよ。だからその辺り、ちゃんとある程度の見込みを立てた上できちっとやっていただきたいなと。本来であれば、先ほどの（仮称）西の山の辺の道もそうなんですけれども、全体的な葛城市としての観光戦略、山麓エリア、どういうにぎわいをつくっていくんやというところも示した上で、こういうのが1つずつ出てくるのがいいのかなというふうに私は思います。

もう1個、これに関して質問させていただきたいのは、ふるさと公園から上がっていくとなると、駐車場なんですよ。あそこの公園の駐車場、「當麻の家」さんも、この駐車場、あのエリア、慢性的な駐車場不足やと僕は思ってるんです。行くごとに、やっぱりなかなかめにくかったりする。実際にそういう声も聞いたりしますので、ここ解決してからでなかったら、上やっても、登りたい人おっても、駐車場をちゃんと整備してなかったらあかんのちゃうかなと思うんで、その辺りの考え方、「當麻の家」も含めたあの辺りの駐車場の確保の考え方、今どう考えてらっしゃるのか聞かせてほしいのが1点目です。

2つ目は、先に花火のほうからお伝えさせていただくと、しっかりと見ながらやっていただいたらいいと思うんですけども、以前、積立てが積み上がってるとかっていうこともあったと思いますので、その辺り勘案しながら、もともとは300万でやっとなって、その前から言うと、もう少し低い額からやって、ここまで600万ということになってるんですけども、この600万が1つの、ずっと同じで行くのか。それとも、委員会さんとか、商工会の青年部

さんとか、いろいろ熱心にやられてますので、僕は応援してあげたいという思いもありますけれども、いろんな寄附、市内の企業さんとか、寄附をしっかりと集めて、そういった形での運営をやっていくんかとかも含めて、今回、観光協会を通さないということですんで、原課のほうとしっかりと、せめて、この花火大会もどういうふうにやっていくのか。盛り上がるようにしっかりとやる以上はやっていただきたいと思います。これは答弁結構ですわ。

観光協会は、これは商工観光プロモーション課が事務局やってるんですよね。事務局やってたら、ある程度、中身のことは自分らで見えると思うんですよ。僕、本当に観光をしっかりとやっていこうと思ったら、商工観光プロモーション課がいつまで事務局持ってやっていくのかなと。観光協会の会長を市長がずっと持たれてるという、この議論も一緒なんですけれども、僕は本当にこれが、それが補助がなかったら立ちいかんという、そういったところもあろうかと思うんですけれども、実際どうなんかなと。中身として。本当に外に事務局を持っていくことができへんのか。もしくは会長、誰か、お金出してでも来てもらうことできへんのか。そしたら観光協会がもっと盛り上がっていく。市長が今やっていただけてますけれども、兼任なんで、なかなか一生懸命そればかりやるわけにはいかんわけですよ。その辺り、もう一回、観光協会のほうは今、経営状況と言ったらあれですけども、どんな中身なのか聞かせてください。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 1つ目の質問でございます。駐車場問題でございます。こちらにつきましては、二上山への登山だけでなく、二上山のふるさと公園や道の駅ふたかみパーク當麻など、周辺エリアいろいろございます。当然、駐車場というのは必要でございますので、こちらに関しましては関係各課と協議しながら検討していきたいところでございます。

観光協会につきましては、実際のところ、近年でいきますと、ビジターズビューローでかなり来ていただいているというところもあるんですけれども、独立して実際運営していくというところで、うちの商工観光プロモーション課が事務局を持たずにやるというところは、やっぱりなかなか難しいのではないかと。先進地である明日香村とかも相談に行かせていただいたこともあるんですけれども、その際にも、やっぱり二、三年ぐらいは職員が出向した上で丁寧にやっていって法人化を目指していったとか、そういったこともありますので、今後まだまだこれから検討していかなあかんところだとは思っております。

以上です。

梨本委員 財政状況はどうなんですか。

増田商工観光プロモーション課長 経営状況につきましては、どう考えるかですけども、例年順調な経緯を示しているかなというところで考えております。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 そしたら、ふるさと公園のほうは、駐車場のほう、またよろしくお願いします。しっかりと関係各課集まっていって検討していただいて、それがあってこそ初めて上のほう登っていけると思うんで、しっかりと先やらんとあかんこと、その前には、本当に言ってるよう

な、観光戦略しっかりと立てていただいてやっていただきたいと思います。

観光協会のほうは、いろいろ先進地見ながら、法人化とかやってらっしゃるところも丁寧にやってこられたと。そういったことも今おっしゃっていただいたんですけども、ビジターズビューローとかでしっかりと収益が上がってきてると。ここに関しては、そっちの方向でしっかりと、葛城市、観光は観光で力を入れていこうと、今、一生懸命やってるわけですから、そこを本当に、観光協会、僕もっと頑張りたいなと思ってるんです。これが本当に利益が上がって、単体で法人としてやっていけるような状態までできたら持っていっていただきたい。そうすると市の補助というの減らしていけるのかなというふうに思いますし、市から補助出してるわ、税金納めやなあかん。こんなん僕はあかんと思いますよ。だからしっかりとこの辺りもやっていただきたいということで、これはもう要望だけにしておきます。よろしくお願いします。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 登山道に関しての関連で質問させていただきます。

二上山の登山については、正規ルート以上に、以前質問しましたけども、勝手ルートに登られる方が非常に多いんです。もうどっちか言うと勝手ルートが多い。要するに正規のルートじゃないんで、そこでけがとかされた場合の救助要請が、あまりにも奈良県内で一番飛び抜けてる状況にあって、救助活動が頻繁に行われてる状況にあります。その中であって、登山ルートを整備するというのは非常にいいことだと思っておりますけども、今現状の考えてらっしゃるルート、前回確認した限りでは、俗に言うトトロルートまでのところを見込んでらっしゃると思うんですけど、そこから先、これ、今、第1工区がそれに当たるんかかもしれませんが、その先、俗に言う大岩ルートに行くんか、あるいは雄岳ルートにつながるんかという、どのルートをとるかによって設計費が全然変わってくるんです。もう倍以上に変わってくると思うんです。今現状、ルートの大体の予定というのはどの辺を考慮してはるんですかね。今の現状のこの第1工区というのはまずどこまでなのか。民有地なんで地籍調査はたしか終わってるということでしたけども、その先のほう全部終わってるのかどうかも含めてお願いします。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

ただいまの委員のご質問でございます。トトロルートのところでございますが、今のところ、予定は、馬の背から雄岳方向寄りの50メートルぐらいの部分のところにつながるのかなというところで考えているところでございます。

地籍調査につきましては、當麻地区終わっているということで聞いております。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 ということは、大岩のところを通るルートが大体想定かなと思っております。ただ、どのルートをとるかによって違います。違うか。本当に勝手道がいっぱいあるんですよ。トトロルートというのは何かいうたら、要するに有名なアニメありますよね。あのそっくりな竹やぶ

トンネルというのがいっぱいあるんですよ。そこに迷い込んでしまうと行き止まりが結構多くて、そこでけがされたり遭難される方が非常に多いと。だからもう一刻も早くあれをやらないと駄目ということで、私、いつも岳登りのとき、県警と広域消防と協力しながら登山届を出しましょうというビラ配ってるんですけども、やはりあそこ一番、今、遭難者が多いところなので、取りあえずトトロルートまでは、できるだけ分かりやすいという整備が一番急がれるとかなと思っておりますので、地籍調査が終わってるのであれば、一刻も早く、開通に向けて取り組んでいただきたい。これはまた市長おっしゃるように、西の山の辺の道と連携して将来的に活用できる場所でもありますので、二上山登山では一番人が行ってる場所ですから、その辺よろしく願いしておきます。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

吉村副委員長。

吉村副委員長 私からは2つ伺いたいします。

まず、予算書の121ページの8目地籍調査費、12節委託料、予算案の概要によれば39ページですが、地籍調査業務委託料370万円がついています。予算の概要によると、新規である。山間部の調査が実施されていない地区において地籍調査を実施するというふうなことなんですけれども、これが令和7年度はもちろん予算はなくて、令和8年度の委託料ということなんですが、なぜ令和8年度に実施されるのかということをお伺いしたいと思います。例えば令和8年度に向けた国の法改正がございますけど、それへの対応とか、あるいは国からの強い要請があったとか、そういうふうなことがあれば、またそれもお聞かせ願えたらと思います。背景ですね。

それからあと、126ページ、5款3項2目観光費の、これ、先ほど（仮称）西の山の辺の道ルートマップ作成業務委託料で、先ほど梨本委員が市長に名前どうすんというふうに聞かれたときに、いや、名前決めますとおっしゃってた分なんですけど、185万円、この事業の内容、改めて詳細にお伺いをいたします。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡農林課長 農林課の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの地籍調査業務委託料でございます。こちらにつきましては、新庄地区の山林部においては地籍調査が実施されていなかったんですが、この部分の森林地番図というのが令和6年度で完成したことによりまして、次の段階として、今から地籍調査のほうを実施させていただくというふうなところになっております。段階的に追っていくものでございますので、毎年上がっていくような形になっていくかと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

2つ目の質問でございます。ガイドマップの作成業務でございますが、令和7年度に実施いたしました（仮称）西の山の辺の道のルート調査業務委託におきます調査結果を基にいた

しまして、ルートの中間地点となるであろう道の駅かつらぎ横の観光インフォメーション内のデジタルサイネージ、こちらのほうの掲載内容の一部改良を考えております。こちらにトイレや休憩所などの情報やグルメスポット、立ち寄りポイントなど、様々な情報を掲載させていただきたいというところで考えているところでございます。

以上です。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 よく分かりました。まず、地籍調査業務委託料はよく分かりました。この残りの部分なんです、山林の所有者、これが不明なところがあるのかと、いや、もう全部分かってるんだというのかどうかということをお伺いしたいと思います。もし、不明なところがあるということであれば、要は立入りができないというふうなこともあろうかと思しますので、そういう場合、例えばドローンを使ったりとか、あるいは航空レーザー測量とか、そういうふうなことも見込まれてるのか。所有者が分かれば、そういうことは必要があるのかないのかどうか。調査の方法、測量の調査手法、それについてお伺いをいたします。

それからあと、西の山の辺のルートマップ、デジタルサイネージでも掲示をするということで分かりました。その際、先ほど市長のほうからのご答弁あったので、これは確認だけなんです、そのときにはきちっと正式な名前が書かれているというふうな理解でいいのか。総建のほうでは、名前については非常に大事だと、市長もそういう思いを述べられて、それについては慎重にというふうな話もあったんですけども、名前を正式に決められるのであれば、それに対する、こういったことでというふうなことをきちんと説明もいただける。総建でも、もちろん所管であるので、そういうのをいただきたいですし、議会に対してもそのような説明をされるという理解でいいのか。それ確認をさせていただきます。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡農林課長 農林課の山岡でございます。

ただいまの地籍調査の進め方的なところになろうかと思います。この業務の流れ的なところにつきましては、1つの地区において大体3年かかっていくような作業になるかと考えております。その1年目としては、地区の所有者等、相続人等も調べていくというような調査がありますので、その辺も含めた中での調査というところで、2年目には、その辺の所有者が確定した中での境界の確認等の業務、あとは、3年目においては地籍図の作成というようなのが基本的な3年間の流れというようになるところになってくるかと思います。

よろしく申し上げます。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 2つ目の質問でございますが、業務の中で名称が決まっていれば、当然、そのタイミングで正式名称で上げさせていただきたいとは思いますが、事業の実施のタイミングもありますので、その辺しっかり検討していかせていただきたいと思っております。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 分かりました。中身につきましては、期限切ってという、そうでもなかなか難しい部

分あると思いますけど、先ほど市長もご答弁されましたので、よろしくをお願いをしたいと思います。

それからあと、所有者については、これから調査をする中でおいおい分かっていくということで、承知いたしました。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 質疑ほかに。

奥本委員。

奥本委員 最後1点だけ、私のほうからお願いします。

124ページ、5款農林商工費、3項商工費、1目商工振興費の18節負担金補助及び交付金のビジネスサポートセンター経営相談負担金についてお伺いします。もともとこれは広陵町にありましたK o C o o r B i z、ビジネスサポートセンターの、売上げをサポートする伴走型コンサルティングサポートの事務所だったと思うんですけども、それが令和7年3月31日に業務終了いたしまして、まるごとB i zに移行して、それに対する負担金かなと思うんですけども、まず、これ、今、高田市と広陵町、三宅もやったかな。複数の自治体がこの窓口として利用してるんですけども、その負担金の割合がどうなってるのか、お伺いします。それが1点。

それと、このサポートを希望する市内の事業者の方に対して、まるごとB i zにつなげる担当課のサポート体制についてどうなってるか、お伺いします。

この2点、お願いします。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

ただいまの1つ目の、まるごとB i zに関するところでございます。負担割合につきましては、今までと同様に、1件当たり、当市といたしましては2万円を負担させていただいております、利用者に関しましては負担額がゼロ円というところでございます。これは以前と変わりなくやっているところでございます。あと、高田市が抜けたので、広陵町の負担とうちとはもう全然違う形になっております。

あと2つ目の、課のサポート体制でございます。こちらに関しましては、体制も変わったところもありまして、より多くの方に利用いただくように、今後、広報体制を周知徹底してやっていきたいというところで考えております。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 まず1件目の負担割合について、1件2万円ということは、相談あった方の件数によって変わってくるということなんですね。以前のK o C o o r B i zのときなんですけども、葛城市の、相談やから実際の総数分らないですけども、それが実際の運営につながった事例というのはあまりなかったように思うんです。紹介されてるのは2件だけでした。ただ、その辺り、せっかくの無料相談というところで、専門家の意見聞けるんで、これはやっぱりもっと広く周知しないといけない。そのための広報体制を強化するということなんですけども、これ、葛城市で、そしたら、まるごとB i zに相談したいというのはどうやって情報を集

めたらいいかって、ホームページで検索しますよね。ところが、なかなか出てこないんです。今あるのが、トップページのホームから、組織から探す、商工観光プロモーション課に入って、商工に入って、その中の企業経営支援、4階層下に入っていないと、潜っていないと、紹介の予約を開始しますというページに行き着かないんですよ。

それと、教えて！蓮花ちゃんにそしたら聞いたらどうなるか。聞きました。販路開拓について聞きました。ごめんなさい。分かりません。蓮花もっと勉強する。これ、昨日、杉本委員がおっしゃったような、ホームページの作り方にも関連するんですけども、A I 蓮花ちゃんってA I でも何でもありませんよ。想定問答集を登録しとけば行き着くんですけども、行き着かないんですよ、はっきり言うて。相談したいといっても。まるごとB i zというのは分かっても、そしたらどういうふうにつなげていくんかというのが全く分からない。利用者にとっては。だから、教えて！蓮花ちゃんに登録するのもそうですけども、トップページに事業支援とか販路開拓の相談とかいうのをバナー1個つくったら済むことなんですよ。

ほかの自治体やったら、新規事業者に対してのどうのこうのというのは必ずバナーあって、そこからもうリンク貼って飛ぶようになってますので、その辺が優しくないんですね、葛城市。だから、実際制度はいろいろつくってもらってるんですけど、そこに行き着かなくて、そのマッチングがミスマッチングになってるんです。だから、せっかく予算つけてやってらっしゃるのは分かるんですけど、利用がやっぱりうまく結びついてないんで、そのマッチングのところを考えていただきたい。そうしないと、せっかくのこのいい取組の予算が一気に活用されてないんですよ。その辺り、今後、紹介のところを取り組んでいくということですけど、まず一番簡単な、トップページにバナーをつくってリンクを貼るというについてはどうですか。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 ご意見非常にありがとうございます。バナーにつきましては、ホームページの担当課の秘書広報課と調整しながら、より見やすいホームページにさせていただくように検討させていただきます。

また、教えて！蓮花ちゃんにつきましては、今ちょうど全課に向けて内容の精査中というところでございます。もちろん、ここに関しましても、名称も変わったというところもありまして、なかなかデータとしての登録が多分できてなかった状態かと思っておりますので、こちら、ご意見を基にさせていただきますので、ありがとうございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 よろしく申し上げます。教えて！蓮花ちゃんは、K o C o - B i z とかまるごとB i z でやっても出てきませんので、キーワードの登録ができてないと無理なんです。A I でありながら、A I の学習型でも何でもありませんので、これはもうはっきり言って、杉本委員もおっしゃってるように、邪魔になるだけですから、逆にやらんと、もうバナー1個つくったら終わりだけなので、もうそっちのほうの方が早いほうです。それをお願いしておきます。

藤井本委員長 ありがとうございます。

ほかに。

谷原委員。

谷原委員 1件だけお願いします。

125ページです。5款3項2目の12節ちゃんこ鍋コンテスト関連事業委託料ということで330万円ほど計上されています。関連事業とありますので、どういうことをされるのか。これまでと同じようなことなのか。またちょっと違うこともあるのかということをお願いしたいんですが、併せて、昨年度は商品開発ということで予算が計上されておりました。それが現状どうなってるかということについてお伺いいたします。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

ただいまの委員の1つ目の質問でございます。ちゃんこ鍋コンテスト関連事業という名称にはなっておりますが、これまで5年度から7年度までやってきておりますちゃんこ鍋コンテストを、引き続き令和8年度におきましても、コンテスト形式により開催したいということで考えているところでございます。

また2つ目の、商品開発の件でございますが、こちらに関しましては、令和8年度につきましては、商品開発の予算、予定はしておりません。というところでございます。令和6年度と7年度に予算をいただきまして、スープの試作品作りのほうに取り組んできたところでございます。スープのほうを忠実に再現するということを重点的にやらせていただいたところなんですけれども、これをスープのパウチ版で一般の方に販売するには非常にコストが、スーパーではすごく格安で販売されてるところもありまして、土産物にするにも、なかなか採算的なところがとれないなというところになっておりました。ということもありましたので、今後なんですけれども、スープのレシピを基にいたしまして、市内の飲食店とかにちゃんこ鍋として提供していただくようなところを働きかけさせていただきまして、相撲イコールちゃんこ、葛城市イコールちゃんこというところを定着していくように進めてまいりたいと考えているところでございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 これまでどおり続けるということですけど、私、これ、330万もかけますので、かなりの金額だと思います。イベントとしても。私自身は、そろそろ次の展開を考えたほうがいいのかなと思います。これは意見になるんですけれども、横展開ということで商品開発、観光事業と併せてよくやっておられますので、例えば学校給食で出たカレーを販売してるようなところも道の駅であります。だから、うまくいけばいいなとは思っておったんですが、チャレンジでそれがうまくいかなかったということ。これはやってみてのことなので、残念な結果だと思うんですが、ちゃんこ鍋コンテストをやって、ちゃんこ鍋ということでいくのであれば、私もいろいろ考えたんです。こういう観光のは大好きなので、いろいろ行ったら、丹波へ行けば黒豆、スイーツとか、黒豆、黒豆、淡路島へ行ったらしらす井とか、いろいろ食べ物でこういうのをアピールするのはいい目のつけどころだと思うんですが、私、1つ思うのは、食材、例えばちゃんこ鍋というのは鶏の肉使いますよね。これが条件だと思うので、例えば大和日鶏を使うこととか、あと例えば葛城市だったらサトイモが非常に名産なので、

この2つを入れましょうというふうな形でいろんな、あとはバリエーションあってもいいと思うんですね。ちゃんこの。だけど、やっぱり地域の食材を使ってやっていただく。コンテストも。このものを使ったもので店もレシピをしてもらって、やっぱり地域の産物ということで、まずは道の駅でも出してもらおうとか、食堂でね。やっぱりもうちょっと展開を考えていただかないともったいないかなと思いますので、これはご意見までということをお願いします。

藤井本委員長 要望でいいんですね。

谷原委員 要望です。

藤井本委員長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 ちゃんこ鍋コンテストのことで、黙っとうかかなと思ったんですけど、今のを聞いて、せっかくここまでやられて、聞いてて、僕、見失ったんやけど、スープを売ろうとして、パウチしてもうたらえらい高なるからやめたってことでいいんですか。端的に言うと。でも、粉状にしたりとかして、スープにわざわざしないで、粉状にしてって、よそはいっぱいやったはるじゃないですか。要するに、これでちゃんこ鍋というので認知を上げて、興味を持った方がご自宅でも作らはるとかいうイメージで僕は応援してたんやけど、それを今、結果、地元のお店さんにレシピを教えてみたいな、何がしたいんか分からなくなってきたんです。そこはそういった認知とプラス経済効果じゃないですけど、商品を更に有名にするという1つの手法でちゃんこ鍋コンテストって僕は応援しとったんですけど、そこを何か途中で挫折みたいな感じで言われたら、おいおいとなるんで、もう一回説明していただきたいのと、ちゃんこ鍋コンテスト、今年はどこでやられるんですかね。やられる予定。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

1つ目の質問でございます。今回委託を出していた業者さんが試作を作られて上がってくる成果品はスープの状態でございます。これを、今おっしゃるように、粉状であったりとか、濃縮とかいうところになると更にそこからコストがかかっていくというところで伺っておりますので、今回は普通のスープの状態で販売というところでの試算をさせていただいてたところでございます。

説明不足かもしれませんが、スープで、例えばスーパーですと300円、高くても500円ぐらいの金額で販売されているような二、三人前のパウチスープ、ああいった形状のものを製造した場合、やっぱり三、四倍ぐらいの金額になるというところから、そういった販売の仕方というのはちょっと難しいというところで、改めてどういったやり方でちゃんこを市の中で市民の方に、市外の方に発信できるのかというところを考えていったところで、先ほど出てたように、道の駅で販売をしていただくとか、そういったところも含めて、今後うちのほう、形は変えながらも、ちゃんこを何とか市の名産品としてPRできるように、飲食店のほうで取り扱っていただくように働きかけていきたいというところで考えております。

2つ目の、今年度の開催予定なんですけれども、実は5、6、7年度と3回させていただ

いて、3回とも、日にちも場所も、今のところ変わっているところなんです。今年度、相手さんもある中での話にはなるんですけども、令和7年度と同じく、令和8年度も葛城市の文化祭の会場で一緒に同時開催をさせていただきたいなという思いでは考えております。場所につきましても、屋敷山公園周辺といったところで考えているところでございます。以上です。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 何で3倍も4倍もかかるんですかね。発注ロット違う。例えば、原因があるはずですよんか。だって、スーパーとまではいかんにしても、付近で道の駅とか、いろんなところ行っても、そういうのはあるのはあるのに、なぜうちだけ3倍も4倍もかかるのか。よく分からない。素材がこだわり過ぎなのか。発注ロットが少な過ぎるんか。委託してるとが高過ぎるのかという、その分析はどうなんですかね。なぜ粉状に僕こだわったかといったら、大量に発注したら長い時間保管できるでしょう。単純に。そういう意味でも試行錯誤していただきたいなと。さっきの答弁やったら、何か諦めましたみたいに関こえたから、おいおいってなったから、その辺の見解だけ教えていただきたいのと、2つ目の質問は、今、もう課長おっしゃったとおりで、固定しましょうや。今年はどこなんみたいな。今年はいつなんて。それ、葛城市がこれから力入れていくイベントとしては、芯座ってないというか、前の當麻庁舎のところでやったときあったじゃないですか。あそこはもう使えへんくなるわけじゃないですか。今後は絶対に。コンテスト自体をずっとやり続けていきたいのであれば、やっぱりもっと時期と場所ぐらひは固定して、毎年、そろそろちゃんこ鍋の季節やな、ぐらひにしとかんと、季節はそんなずれてないと思うんですけども、その辺の見解だけお願いします。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 1つ目の質問でございます。高い理由でございます。これは優秀作品のレシピを出していただいた方の思いを酌み過ぎたといひますか、よりリアルに再現というところを目指ささせていただきました。そうなると、やっぱり再現するに当たりまして、使用する原材料というのがこだわりというのももちろんありますので、こちらに関して非常に調理コストというのが上がってしまったというところでございます。粉に関しましては、確かにおっしゃるように、保存期間が長いので多少ロット数を増やしても可能なのかなというのを今はっとは思ひましたが、当初思ってたスープでいきますとやっぱり1年ぐらひというのがありますので、それを1年間で販売しきれる量ってどれぐらひだろうというのもありますし、あくまでも試験的な数量での見積りでしたので、やっぱり割高になってしまいがちというところが大きな原因だったと思ひます。

2つ目の、開催場所の固定に関しましては、もうおっしゃるとおりで、固定できるものであれば、うちのほうも、もちろん段取りが分かりますし、業者のほうもコストダウンというのを図りやすくなるのかなというところもありますので、そこら辺も長いスパンで相手さんとも協議のほうをしていきたいというところで、よろしくお願ひします。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 ちゃんこ鍋のスープに関しては、こだわりが強い。その方と僕、話したことないから分か

らんけど、どこの全国のお取り寄せとかでも、おうちで食べれますよって言いながら、店と全く同じやつを販売してるわけじゃないんです。似てるというか、近いというか。そうじゃないと、おっしゃるみたいに、店と同じことやっとして、それに合わせて作ってたら、それはコストなんか上がっていくに決まってるからね。でもそこは、僕は、販売者さんはどっちか言うたら、それで販売してくれるほうがうれしいような気するから、その兼ね合いですよ。僕やったら、販売してもらうために、こだわってますけど、味は一緒ですというのを追求してって、ぜひぜひやっていただきたいと思ってるんで、粉状にするというのもそうですし、逆に言うたら、1セットずつ売るんじゃなくて、10セット単価で考えるとかね。一気に。そういう手法やってはる人いっぱいいてるんで、今、地方のお店屋さんとか、ECサイト使ってるのは、そういう手法でやられてる方もおられるんで、その辺の研究、引き続きお願いしておきます。

場所と時間については、同じ思いということなので、ほんまよろしくお願いします。

以上です。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、5款農林商工費の質疑を終結いたします。

ここで、お昼になっておりますので、お昼休憩、暫時休憩を取ります。忙しくなりますけども、1時30分再開いたします。

休 憩 午後0時13分

再 開 午後1時30分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、6款土木費に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

木村委員。

木村委員 それでは、よろしくお願いします。

6款土木費、予算案の概要からでまた行かせていただきます。42ページ、1、土木管理事業、(4)工事請負費、新規、市道路区域内に屋根つきベンチを設置する経費700万についてお聞きします。ベンチ今つけられてると思うんですけども、ベンチをどこにあと何基設置されるのか。これ、ほんで、今、ベンチ固定式のやつで、おもりで押さえてるようなやつあるのか。これ、動かへんのかとか、盗難のおそれないのか。今後、更に来年度もまた設置されるのか。それと、これは入札工事なのか。お答えよろしくお願いします。

2つ目です。予算概要の43ページ、1、社会資本道路改良事業、(2)工事請負費1億1,750万円についてお聞きします。令和8年度は、①新町・柳原線6,300万、②兵家・南今市線2,200万、③中道・諸楯線、新規、3,200万円となっております。令和7年度新町・柳原線については2,800万で、令和8年度と比べると3,500万円の増額となっております。1から3の工事はどのような工事なのか。金額が多いですけど、それぞれ1回で工事を出されるのか。これは過去に設計の業務委託をされたのか、されておられないのか。これはいつなのか。あ

と、(3)の用地購入費・補償費で、令和8年度50万、令和7年度も50万、令和6年度も50万。これの説明もよろしくお願いします。

続きまして、3点目です。予算の概要45ページ、4、公園施設長寿命化対策支援事業、1の(2)工事請負費、②屋敷山公園遊具広場更新工事、遊具広場にふわふわドームや複合遊具等を設置する更新工事7,900万についてもお聞きします。ふわふわドームを造られる場所が、現在、噴水広場更新工事された近くという、何かそういう話は聞いてるんですけども、その距離感とどの辺に設置されるのか。場所が分からないのでその辺も教えていただきたいのと、ふわふわドーム以外の遊具も設置されるのか。これにつきまして測量設計業務は委託されたのか。その辺をお聞かせください。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田建設課長 建設課の奥田でございます。よろしくお願いいたします。

まず1点目です。屋根つきベンチ、この設置のことにつきましてご説明をさせていただきます。工事請負費としましては700万円計上させていただいております、1件当たり50万円、それを14か所という形で700万円計上させていただきました。場所といたしましては、(仮称)西の山の辺の道のルート案沿いの市道の区域内に設置するものでございまして、目的としましては、観光者の方、また、地元の方に休息の場として利用していただけたらと考えております。また、設置に関しましては、商工観光プロモーション課のほうと協議をしながら設置をして、また、車であったりとか、歩行者の支障にならないように設置をしたいと考えております。

次に、具体的な場所ですけども、當麻地区と新庄地区、7か所ずつ考えておりまして、西はふるさと公園ぐらいから始まりまして、新在家公民館であったりとか、大池の傘堂付近、また瓦堂池付近ですかね、そういうところを通りまして、新庄のほうにつきましては、梅の木坂であったりとか、笛吹の神社、この辺りの道路沿いに置かせていただくかなと、今のところ検討しておるところでございます。

あと、動かないかというところなんですけども、ベンチのものとしては60キログラム、それに対しておもりとして40キログラムをつけさせていただいて100キログラムの重さがあるというところで、台風シーズンに向けてまた何らかの対策をしやなあかんと思いますけども、今のところ、それで動かないという形でうちは考えておるところでございます。

2点目でございます。社会資本の工事請負費に関してでございます。この分につきましては入札でさせていただきたいと考えております。

次に、2点目でございます。社会資本の工事請負費、この内容、これにつきましてご説明させていただきます。新町・柳原線の工事請負費という形でございまして、内容につきましては、今年、西川運輸倉庫前の道路の南側のほうの拡幅をさせていただきましたけども、来年度につきましては、その反対側、今年北側やらせていただいたんですけども、来年度はその道の南側、この部分につきましての延長としまして200メートルほどの道路拡幅工事を予定しております。

2点目でございます。2点目としましては、兵家・南今市線、これの道路改良工事をしま

して、山麓線のイトーピアの交差点があると思うんですけども、イトーピアの交差点から南西側ですかね。ちょうど山麓線の西側に一部未舗装になってる部分があるんですけども、この部分の改良工事ということで、そこの部分の既設のフェンスを撤去させていただいて、まずは歩道部分を拡幅すると。そこの未舗装部分を舗装させていただくというところでございます。

3点目でございますけども、3点目としましては、中道・諸楯線の改良工事という形でございます。場所につきましては、今年度、用地契約がまとまりました場所につきまして、そこから大体南へ100メートルほどの道路改良工事を考えているところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 何遍も言うてますけど、今年度とかいうのが、後にほんまに残りますから、ご注意ください。

村田課長。

村田都市計画課長 都市計画課の村田です。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、屋敷山公園の遊具広場更新工事についてのお答えをさせていただきたいと思います。こちらにつきましては、今ある遊具広場のところ、全部撤去のほうをさせていただきまして、全部更新のほうをさせていただく予定でございます。エリア分けをさせていただく予定でございまして、今、ブランコがあるところ、スロープを上がったところ、そこを幼児エリアとさせていただきまして、スライド遊具、ゴムステップの遊具を設置したいと思っております。今、広いところあると思うんですけども、噴水広場の横に複合遊具、こちらは滑り台、ジャングルジム等の機能を有した複合した遊具を設置します。その西側にふわふわドームを設置させていただきます。大小の山の形になった、ひょうたんの形をしたものを想定しております。その横にブランコのほうを設置、西側、させていただきたいと考えております。設計につきましては、令和6年度設計でさせていただいてる分でございます。

以上でございます。

藤井本委員長 木村委員。

木村委員 1点目の、ベンチのほうなんですけども、今後、14か所、これ、場所が、図面等で分かるのであれば、示してもうたほうが、どこって全然イメージも分からないので、またこれいただけたらと思います。

あと、これ重量60キログラムでおもりが40キログラムで100キログラム。大丈夫なのかなと思って。おもりがすぐとられへんのかなと。窃盗のおそれね。ベンチの基準ってありますやん。こういう、風が何ぼで飛ぶとか、重さは絶対に要るとか、固定しなさいよとか。そんな基準はないのかだけ、もう一回お聞きします。

2点目の、道路工事のことなんですけども、①の新町・柳原線、6,300万ぐらいになる工事で一括で出されるというんですけども、これ、土木に関しては、葛城市は、僕も全部は把握してないんですけど、監理業務委託はされないのか。その辺ですよ。土木に対して、5,000万円以上やったら、建設業者が限られてはきて、監理技術者がつくんですけども、それに任せっきりというのめあかんと思いますので、それは市としてしっかり管理できるのか。

その辺も聞きたいのと、②、③も、2,000万、3,000万って、全て大きい工事、今、一括で出される、1つずつ出されるといった分、葛城市の土木会社であったりが、いろいろランク分けされてて、地元業者がいっぱいおられますので、1回で出されるんやったらいいんだと思うんですけど、これ、分担するという、そういうのはできないのか。どんどんって出されるのか。その辺も教えていただきたい。これに関しても、イメージでどんな工事がされるのかというのと、全然イメージが湧かないんで、もし、それも図面とかでまたいただけるなら、いただきたいので。

3の答えだけなかったんですよ。用地の買収の。またそれはお聞かせください。

ふわふわドームの遊具のどこなんですけども、これも位置関係が全く分からなくて、これ何で言うかというね、実は僕、ふわふわドームの工事をしたんです。近くに水の遊び場、子どもたちぬれる予定やと思うんです。ふわふわドームって結構管理が大変で、ぬれたまま乗るのは、滑ってけがするおそれ。今後、普段の管理をどうされるのか。ふわふわドーム、位置関係が分からないんですけど、安全ゾーンとか、いろいろつくらなアカンのですよ。その辺の考えはちゃんとつけたはるのかと、カメラ、いたずらの、カッターで切られるとか、そういうおそれもあるんで、その辺のほうを考慮しておられるのかだけ、もう一度お聞かせください。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田建設課長 先ほどの答弁漏れがございましたので、改めてさせていただきます。

まず、社会資本のところの用地費50万円ですけども、これにつきましては、兵家・南今市線の用地購入費として50万円計上させていただいております。あと、今回工事3本あるんですけども、この部分につきましては、過年度におきまして全て設計をしておるというものでございます。

次に、ベンチのおもりですけども、現在、おもりにつきましては、足に置いてるだけというものでございまして、当然、委員おっしゃるように、盗難のリスクは当然ございます。うちにつきましても、何らかの形で固定をしていかなアカンかなというところは検討しておるところでございまして、研究させていただきたいと思います。

あと、ベンチの風速の基準なんですけども、一応メーカーのほうからは、風速20メートルまではもつよと。今の言ってるおもり、100キログラムで20メートルまでもつよという形では聞いておるところでございますけども、やはり台風シーズンになりましたら、何らかプラスの追加手だてが必要になるかもわかりません。そこはまたうちのほうで改めて検討していきたいと考えております。

工事の施工監理につきましては、葛城市におきましては、土木の施工監理につきましては全て市の職員でやっておるところでございまして。

以上でございます。

藤井本委員長 村田課長。

村田都市計画課長 ふわふわドームの管理の面のご質問やったと思います。ぬれた状態でそのままふわふわドームのほうに行くと転倒等の危険があるということでございますが、確かにその危

険性はもちろんあるかなというところですよ。対策といたしましては、注意看板の設置と広報させていただくのは当然として、実際、運用の範囲でまだどこまでできるかなんですけども、一応、職員の注意喚起とかは当初のほうはできるかなというところですよ。実際設置されてる近隣の市町のほうに聞かせてもらってましたけども、特段そういう、噴水の近くにある、ふわふわドームを設置されてる公園があるんですけども、そちらについても特に事故等ないというふうに聞いております。

また、今までにふわふわドームの生地とか、そういうところにいたずらされたりとか、そういうことは、設置されてから全然、そのところは平成22年に造られたということなんですけども、それからは一切、そういう事故の事例とかいうのはないというふうに聞いております。

以上です。

藤井本委員長 木村委員。

木村委員 ベンチ、風で基準があると思います。これ、僕見た感じ、簡単に何か動かせそうやし、子どもがいたずらしないかとか、いろんな想定考えていただいて、けがしてからでは遅いんで、その辺、もうちょっと何か、あのおもり、どないかならんのか。見た目も何かいまいちやなと思いながら、その辺だけ、また検討できるならしていただきたいので、よろしくお願いします。

2点目のやつも、監理とか、いろいろ市のほうでやられるということなんですけども、やっぱり専門家しっかりするので、道って非常に大事なことなので、特にコンクリートを使ったりすることなんで、その辺のしっかりした監理をしていかなくちゃ僕はいけないと思うんで、その辺で、これ、1つの工事、大きければ大きいほど監理が非常に大変で、職員さん、こんだけあるから、大丈夫なの、人数足りるのとか、不安に思うんですよ。それで、1つでも大きいやつでも委託したほうが誰かが見れるんじゃないのという思いで言わせてもうてるのと、先ほど言わしてもうたんですけど、大きい工事、大きい土木会社、葛城市での縛りとか、いろいろ入札でつけられると思いますけど、いろんな、葛城市、すごい数の土木業者いたはりますので、割ってでも何かやっぱりしていただけたほうが、僕は市民にとってもいいと思いますので、その辺もまた検討してください。

あと、ふわふわドームなんですけど、僕が聞いているのと違うのがあります。水とかでなくて、けがの事例もある、骨折してる事例も僕聞いているんです。別にふわふわドームをやるなというのじゃなくて、それ大丈夫なのという、簡単に考えてないですかという思いで言っているんです。看板設置される。看板だけで子どもたち止まるのという。近くで言うたら、葛城清掃事務組合の上にあります。あこに関してはカメラで見れるようになったりするんです。カメラで見れたら、何かしてたらすぐ注意にも行けますけども、その辺もしっかり考えんと、けがしてからでは遅いんで、あれに関しては、もうずっと楽しんでもらえるのはいいと思うんですけども、絶対に僕はびちょびちょのまま行くとと思うんです。子どもたち楽しいから。ほんまにけがしてからでは遅いんで、水にぬれた子は絶対入ったらあかんよという管理をしていただけるなら、僕はいいと思うんですけども、それがないのであれば、距離感も分かん

ないし、図面も分からないんですけども、その辺、もうちょっとしっかり考えられたほうがいいと思います。これは意見でよろしくをお願いします。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 関連も、2つの関連は別にいいんですか、一気にやっても。同じとこの2つ。

藤井本委員長 はい。

杉本委員 まず、今、木村委員さんおっしゃったベンチのことなんですけど、まさに主な予算のところに載ってるベンチの置き方なんですよね。何でこっちの方向に置いてるんですかね。何かこれ、道は狭なるし、何で道路に並行に置かへんと思うんです。屋根つきベンチって、屋根もある程度、雨をしのぐときもあるんかもわかんないけど、葛城市の雨ってこうが多いから、山手から、何でこの方向に置きたなったんかがよく分かんないのと、先ほど木村委員さんからもあったけど、これ、汚れたりとかってというのはどうするんですかね。だってめっちゃ増えるじゃないですか。合計何個になるんやろう。14個と、今あるやつが、17ぐらいになるんですね、ほんなら。ベンチ、でも、ほっといたらすごい汚くて座る気なれんベンチとかあるじゃないですか。そういうのとかの管理とか大変なんちゃうのと思って、今、前の3個ぐらいやったらそう思わなかったかもわからん。今、17に増えた場合、どうされるのかなと思うのが、このベンチについては思います。

もう一つは、先ほどの話でも、屋敷山公園、これ、僕、公園ずっと言うてて、山麓公園も遊具変えてもうたし、屋敷山公園もやってもらえるし、ありがたいですし、同じような公園じゃなくて、ふわふわドーム、思い起こせば、前におられた内野議員さんも言ってたかな。それはいいことなんですけど、木村委員さんおっしゃる懸念点というのは、僕もそう思っていて、何か事故ないですよ、みたいな感じで今おっしゃったんですけども、お隣にあるわけじゃないですか。参考までに、あれと比べてどれぐらいの規模感なのか。僕もどんなんがつくのか分からないんです。一定なんかどうか、僕、専門的なこと分かんないんで、ふわふわドームも一定なんかどうか分からないんですけども、そういう事故とかほんまにないんかというところ、もう一回お聞かせ願います。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田建設課長 建設課の奥田でございます。

予算案のポイントにつけさせていただいてますベンチの写真なんですけども、場所としましては、ちょうど山本医院さんの前の北側の歩道なんです。当初、これをちょうど線路に対して平行に置きました。そうすると、どうしても、ベンチから出てくるときに見通しが悪くて危ないということで、この角度に変えさせてもらった経緯がございます。あと、この角度で座ってますと、バスが来たら、見通しよくて見えるので、そういう部分もありまして、一旦は並行に置いたんですけども、この形がいいだろうという形に変えさせていただいた結果、こういう置き方になったというところでございます。

あと維持管理ですけども、当然、施設としましては、点検していかなあかん部分ということでございますので、うちにつきましては、道路パトロールを日々やっておりますので、その際に回らせていただいて、汚れがあるものについては拭かせてもらうとか、ごみを拾って

いくとか、何か異常があればすぐ対応するとか、そういう形で対応できたらなと考えておるところです。

以上です。

藤井本委員長 村田課長。

村田都市計画課長 杉本委員さんのご質問でございます。都市計画の村田です。

先ほどの屋敷山公園のふわふわドームのところなんですけども、こちらにつきましては、危険性というのはもちろん認識はしてますので、最初、職員がつくだとか、そういうところで安全対策については配慮しながら運用のほうはしていくという形になろうかなと思います。

規模的には、縦12、横が7メートルの、それぐらいの大きさのものなんですけども、ほかの、例えば御所のやつとか比較したわけではないので、その規模で大小の山のあるひょうたん型のやつを予定しているということでございます。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 最初に平行に、金網のほうに置いたってことですか。沿って置いて、出るときに危ない。

(「自転車とか」の声あり)

杉本委員 来たときに危ない。

(「飛び出してきたり」の声あり)

杉本委員 理由があるんやったらいいかな。あんまりぴんと来ないですけど。ここの道、ここ結構子どもらも通ってるんですよ。遊んだらあかんねんけど。何でこんな道幅とるほうを優先したんか、あんまりよく分からなかったんですけども、それはそれで一旦いいとして、木村委員さんもさっきおっしゃったけど、置いてみたら、すごい違和感あるようなイメージなんですよ。こっちの尺土のマンションの前にもぽんと置いてあるんやけど、これ、同じやつつけはるんですよ。同じやつやんね。これ、どうなんですか。市民の方々の声というか。取りあえず、今のところ、僕は座ってるところ見たことないんですけど、夏に活躍するのかな、どっちかって言うと。どうなんですかね。好評というか、声というか。その辺、何かあればお願いしたいです。

あと、ふわふわドームに関しては、僕、事故あるって聞いてるんです。けがようすんねん。ほんでさっき、まさに木村委員さんおっしゃって、ぬれたらあかんのやって、僕、今初めて知ったからね。でも、それ買われるって、やられるにしたら、さっき言いましたが、同じような公園より違う公園あったほうがいいから、それはオーケーなんですけども、ただ、最初にもうちょっと、理事者が横ついてって、そんなんじゃないで、ばかでかい看板つけて、絶対先に読んでや、みたいなんあるじゃないですか。読んでから乗ることみたいな。そんな中途半端なこんぐらいの看板とかのイメージじゃなくて、誰もが見て分かるような、取りあえず対策として、それぐらいばかでかい看板を取りあえずつけてもらわんと、なかなか厳しいと思うんです。滑ってから気づくでは遅いということでしょう、多分。

ほんで、通常の状態でも何か落ちてけがしたってのも聞いたことあるんですよ、僕。激しく行かはるというか、子どもやから、行くから、その辺は、今思ったはること以上の想定で、例えば今、これ僕らが言ったら、けがあつたら、だから言うたでしようとなるわけですよ

か。前言うたでしょうってなるから、言われたからやりますというていにしてやってもらったらええなと思うんで、できる限り、そういう事故だけないようにお願いしておきます。

ほな、ベンチだけ。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田建設課長 まず、ベンチ、同じものを置くかというところですけども、今置かせていただいてるベンチと同じものを置かせていただきます。あと、好評かどうかというところですけども、我々は好評やと思ってます。よくうち、駅前の掃除とか行ったりするんですけども、特に尺土駅のバス停の前、あこにつきましては、常に座っていただいているという思いがございますので、我々としては好評やと思っております。

あと、置き方につきましては、今、うちの中ではあれが一番いいと思っておりますけども、例えば市民の方から、いや、やっぱりあかんよと、変えたほうがいいよという声がありましたら、その辺はフレキシブルに対応できる範囲は対応させていただきたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 私もベンチのことと、もう一つ、中道・諸楯線のことについて、2つ関連で聞かせていただきたいんですけど、このベンチなんですけど、今、建設のほうで3基ですよ。都市計画で4基で、そやから、これ合わせたら全部で21基になるんやね。全部でね。市内ね。これに対して今もう7基つけていただいているのを僕も見て、初め、これ座るのかなと。僕も初めて見たときに、設置してすぐやったと思うんですけど、うれしいですぐ座りにいったんですよ。ほんなら狭いんですよ。座りにくいんですよ。ものすごく座りにくいんですよ。これ、現物見て入れはったんかなというふうな、そういうことは思ったりもしたんですけど、実際、近鉄新庄駅の駅前のとこ、永谷武道具店さんの横なんか置いてあるやつなんかは、新中の生徒さんとかが、帰りにあこでしゃべったり、ゲームしてやったりとか、待ち合わせの人があそこで座ってやったりとか、結構好評なんやなというか、結構座ってはんねんなということで、僕もよかったなというふうには思ってます。

飛ぶか、飛ばんかというところも、初め置いてたおもしろ、工夫して、1つずつで置いてたやつを2つにしてくれはったりとかして、いろいろ工夫しながらやっていただいているのはよく分かるんです。ですから、このベンチ、私はあかんとは思ってないんですよ。ただ、これ、建設で聞いてどうかなと思うんですけど、今回のこれは700万は補助ですよ。補助事業やから、もともと費用かかってないから、こういうことをやっても市の負担はないということであれなんですけれども、実際に、これ、西の山の辺の道のルート沿いにつけるといふに予算案のポイントのほうでは書いてるんですよ。実際どこつけはんのかな。當麻7か所、新庄7か所ということなので、実際細かく見てみやかったら分かんところはあるんですけども、私、あんまり（仮称）西の山の辺の道事業、葛城市ばかり先行してしまったら、周りついて来れんのかなって心配するんですよ。これが、ほかのことでやれるんやったらあれやねんけれども、これ、西の山の辺の道の座る休憩所みたいなのところも書いてるんで、予算案のポイントでそういうこと書いてなかったら違うんかなと思うんです

けれども、その事業の中の1つというふうに考えたときに、ほんまに御所とか、協議会、協議いろいろしてから、一緒になってやっていかれるんやったらええなと思うんですけども、その辺り、葛城市単独でやったはんのか。それとも御所とか、香芝とか、五條とか巻き込んで、今後こういうことを同じような形で広げていくという展望があるのかどうかということを聞かせていただきたいのが1点目です。

もう一つ、中道・諸鉾線のことは、これはもうちょっと簡単に聞かせていただきたいんですけど、寺口北花内線にもうちょっとでつながんねんというところまで来てると思うんで、あともう100メートルほどやったかな。この用地交渉、昨年、恐らく進めていきますわ、みたいな話を多分答弁でされてたと思うんで、その辺りどうなってるのかということを聞かせていただきたいと。

この2点、よろしくお願いします。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田建設課長 まず、ベンチの話です。狭いよという話の中で、実際座ったんかというところですけども、この辺りにつきましては、うちの職員が淡路島まで行った中で、実際そういう観光地に置いてあったというところ辺で、実際座って、これはいいぞというところ辺がありましたので、提案させていただいて、現状に至っておるところでございます。

あとルート沿いに今回置かせていただいたというところなんですけども、やはりこれを設置するに当たって、まず財源が必要だろうというところ辺がまず第一にあるかと思います。今回につきましては、地域未来交付金、これが活用できるのがルート沿いでもあったということもございましたので、観光客も含めて、いろんな方に座っていただきたいということで置かせていただきました。

あと近隣の市町村につきましては、この辺しか、うち情報ございませんけども、ここについてはうちのほうの単独でやっているところでございます。

あと中道・諸鉾線の部分です。あともう少しで県道につながるよというところで、残りあと1筆となっております。うちとしましては、今年度に解体が終わる予定をしておりますので、できるだけそっちの南のほうに向かって用地交渉を進めていってるというところでございます。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 中道・諸鉾に関しては、並行して今の工事と一緒にまた用地交渉も進めていくとかっていうことでやっていただけたと思いますので、また、できるだけ、24号と山麓線と、この間を抜く道、これはもう中道・諸鉾も、弁之庄・木戸もそうだと思うんですけども、この辺り早く整備していただきたいというのはお願いしておきたいと思います。

あと、西の山の辺の道のベンチのことなんですけど、広域事業と一緒にやってやるんやから、やっぱり近隣にも声かけて、こういうことをしていきませんかということがあってしかるべきやと私は思うんですよ。今回、交付金使われるんで、市単独でやられるということなんですけども、あと、この先のこともどうされるのかなというのが、これ、設置は今、交

付金使ってされると思うんですけども、ある程度、管理といいますか、ランニング的に、補修であったりとか、定期的にメンテナンスしたりとかっていうことになってくると、結構な負担がこれからかかってくると思うんですけども、その辺り、これ、建設課と2つの課にまたがって今持つとるんで、その辺りもどうやっていかれるのかなということをお聞かせいただけますでしょうか。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田建設課長 まず、先ほど、私また今年度と言ってしまいましたけども、中道・諸楯線につきましては、令和7年度に用地交渉が終わって、現在解体しておるというところでございます。申し訳ございません。

今後のメンテなんですけども、どうしても、ものをつくりますとメンテというのは必要になってきょうかなと思います。ただ、あのベンチにつきましては、いろんなパーツが取り外しできるというんですかね。例えば天井がもし壊れたら、天井だけを取り寄せたりできるとか、座面が悪くなれば座面だけ取り寄せたらできるとかというところ辺りがありますので、最低限の、故障があれば、そこだけを直していくような形になろうかなと思いますけども、やはりそういう形での修繕費の計上が今後必要になってくるのかなと考えております。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 最後に、そしたらもう意見だけですけど、この交付金、別にこれに使わんでも、いろんなことに使えたと思うんですよ。ですから、本当に事業として西の山の辺の道、先ほども商工のほうで言いましたけれども、しっかりと戦略練ってやっていただく中では、これから進めていってやっていただきたいんですけれども、ぽんぽんぽんぽん単発でこういうのが出てくるのは、私どうかなと。それやったら、その交付金を別のところで、もう少し生かせるところで使うていただくというのもまた検討していただきたいなというふうに、今回これ見て思いました。これはもう意見だけにさせていただきます。

以上です。

藤井本委員長 ほかに関連ないですか。

話を聞いてて、ベンチは、木村委員のほうから、それを地図に落とし込んだものが欲しいということをおっしゃってるんで、それはあるんですか。それは後で渡すというふうにおっしゃってるんで、それは委員の方に、皆さんに分かるようにお示してください。

安川部長。

安川都市整備部長 ベンチ、14か所の位置なんですけど、この辺につけるといふところの案があるんですけど、まだ、その現場が、実際つけれるかどうかというのはこれから検討させてもらうというところでして、確定した時点でまたお示しできたらなと思うんです。今、課長のほうから、この辺に置きますよというところを案として提示させてもらったというのが今回ですねけど、それでいいでしょうか。

藤井本委員長 さっきのやったら、もう置くとこ決まってて、何か場所を知りたいと言われたら、また後で出しますというようなお話に聞こえたので、それはまだ決まってないということやね。

安川都市整備部長 まだ確定した場所ではないというところで、確定すればまたご提示させていただきます。

藤井本委員長 それと、梨本委員がおっしゃってるのは、私、大事なことやと思うんですけど、肝煎りで西の山の辺の道の、ネーミングの話も出てましたけども、今後、市民も注目していく中で、西の山の辺の道のためにつけるのか。それをつけるから、それやったら、広域やねんから、話を協議していかなあかんと、やっぱりそうなると思うんですけども、つけるのにそこを中心にするというだけのものなのか。どっちが先なのか。西の山の辺の道のためにつけるという考え方なのか。どっちが先行してるのか、聞いてて、今、奥田課長の話やと、西の山の辺の道、仮称の、そこにつけるとおっしゃったので、それやったらこういう意見が出てきて当然やと思うんですよ。

それとは別個に、今、部長の話を聞いてると、その近隣につけていくというものなのか。西の山の辺の道を目指したベンチなのかどうなのかというところです。やっぱりそこを西の山の辺の道のためにつけるのであれば、協議必要やと私も思いますよ。よそと一緒に広域連携でいくのであれば。

(「地図、後で出すって言われても、今、委員からも、場所がどうかというのは結構重要じゃないですか。資料をもらわんと、次行っちゃったら」の声あり)

藤井本委員長 ところが、まだ場所きちっとできてないと、部長がね。

(「候補地はできてるからね」の声あり)

藤井本委員長 そうなっちゃうんですよ、これ。

(「公園も。配置」の声あり)

藤井本委員長 もうそれも言います。決まってないと言いながらも、大体の候補地は、課長、決まってると思うんやろう。区域って。ここやと言わんでも、この区域やというぐらいのことはお示しできるんやろう。まず、お示ししてくれますか、地図で。できてる分だけでええから。今すぐじゃなくても、この議論の途中でも、どこかで下さい。

それと意見が違ってるのは、遊具ですね。これはお二人の委員から、ふわふわドームというんですか。これについての危険性を指摘されて、理事者側との意見が食い違ってんねんけども、まず、これの配置です。配置も木村委員から下さいということになったので、言葉だけでは、幼児ゾーンやっただけ。言葉だけで分かるんだけど、これも出していただけないでしょうか。出てますか。ほんなら、すぐできるでしょう。ほんなら、申し訳ないけど、ここで休憩していいですか。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時11分

再 開 午後2時20分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど議論となっております、ベンチを設置する予定をしている地域、そして屋敷山公園での遊具の位置の地図を求めておりまして、この休憩時間中に配付をいただきました。皆さんのお手元に行ってますでしょうか。これにつき、簡単に結構でございます。再度ご説明

お願いいたします。

奥田課長。

奥田建設課長 建設課の奥田でございます。

それでは、今回配付させていただきました西の山の辺の道のルート案、赤の線で引いてるところが今回の調査ルートでございますけども、その沿いに緑の丸を打たせていただいております。その場所につきまして、今回、設置箇所として検討してるところでございます。

まずは新在家でございますけども、ちょうど「當麻の家」のちょっと上のところに空き地がございますので、その辺りを考えておるところです。あと新在家の公民館の前におきましても、少し道が広がっている部分がございますので、その辺りも考えておるところでございます。

次に、當麻の山口神社手前のところに傘堂があります。その辺りにつきましても考えておると。次は、當麻の瓦堂池沿いの緑道付近、この空き地を考えております。次に、竹内でございますけども、竹内につきましては綿弓塚辺りを考えておるところです。次に、イトーピアでございます。イトーピアの三角公園付近ですかね。その辺に空き地がございますので、そこを考えておるところです。

続きまして、道の駅かつらぎでございます。ここの歩道部分の空き地になっているところを考えておるところでございます。次に、寺口大池、ここの空き地の部分でございます。あとが、南藤井につきましてはマルベリーホール前の歩道部分。続きまして、梅の木坂辺りの空き地部分です。次は、山麓公園の手前の少し道路部分が広がっているところ、この辺りを考えております。

次に、寺口におきましては寺口の集会所周辺です。下に行きまして、笛吹神社の駐車場辺りを1か所と、そこから県道に降りていったところの空き地になっているところ、この辺りを考えているところなんです。

以上でございます。

藤井本委員長 村田課長。

村田都市計画課長 都市計画課、村田です。よろしくお願いいたします。

先ほど来ご質問いただいてます屋敷山公園の遊具の配置図、先ほど配らせていただきました。配置は図面に書いてあるとおりなんですけども、噴水側から言いますと、噴水の西側、噴水が右手の円形状にある部分ですけども、そこから西側、左手のほうに複合遊具をまず配置いたします。その西側にふわふわドーム、その上側にブランコ、その下のほうにロッキング遊具、ゴム製遊具を配置する予定でございます。

また、注意看板につきましては、ふわふわドームの下側にドームサインって書かせてもらってますけども、そちらのほうに注意喚起、今のところは予定させてもらってます。先ほど来、事故の事例とか、全国的にはあるというふうなお話もお聞きしてますので、安全管理につきましては、もちろん運用の中で徹底していきたいというふうに考えております。

以上です。

藤井本委員長 今、資料を提出していただいて、それに基づき説明を受けました。せっかく時間を取

りましたので、先ほどと違う部分についての質疑あれば認めたいと思います。

この件について質疑ないですか。

靄本委員。

靄本委員 関連で、お疲れさまです。このベンチにつきましては、私はベンチを設置するには賛成側で、今設置されてるベンチにつきましても、喜ばれてる方のお声も実際お聞きしてます。ただ、先ほど梨本委員言われたように、身長の高い方であれば狭いという部分は実際聞いているのと、杉本委員言われた、横降りの雨、今日、僕、たまたま朝、尺土駅の南側のベンチ見てたんですけども、びしょびしょでしたわ。何かもう全てが。そこら辺はあるんですけども、ベンチを設置するという部分で賛成でして、逆に今後もっと増やしてはほしいんですけども、今、1基50万の14基つくられてますけども、今後、もし、あれでしたら、今、机つきの対面式でワンセットですけども、別に片面だけの、机なしの、もうちょっと場所もとらない、安価なベンチもつくれる。景観的な部分でも言われてると思いますけど、もっとローコストなベンチを、バス停に付随した部分であったり、そういう部分でのまた検討をお願いしていただきたいなという要望だけ伝えておきます。

以上です。

藤井本委員長 要望ということでいいですか。

靄本委員 はい。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 ベンチの件で、地域未来交付金を使ってということで、10分の10ということなので負担がないということでしたけど、これはどういうことでの採択になってるのか。どういう申請でどういう採択になってるのかが聞きたいんです。というのは、(仮称)西の山の辺の道ということで地域を活性化するということの中での交付対象として採択されてるのか。地域未来交付金というのがどういうものなのかということが分かれば教えていただきたいんです。ホームページ見ますと、継続事業というふうな募集もされているので、引き続きこの事業で継続していけるのかどうか。このことについてお伺いします。

藤井本委員長 安川部長。

安川都市整備部長 地域未来交付金事業につきまして、所管が企画なんで詳しくは説明できないんですが、この交付金を交付申請するに当たり、位置づけとしましては、芝桜まつり、西の山の辺の道の関係で地域を活性化するというような内容で交付申請をしたものの中に、その一助としての屋根つきベンチの設置という形で申請したという内容であろうかと思います。というか、直接ではないので、そういうところとして聞いております。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 私も、ベンチの設置は住民さんの要望も大変多いところで、いろんなところへ、特にバス停などは欲しいという高齢者の方も多いんですけども、今回写真で出ているところは蓮花ちゃんバスの近くなので利用者も多い。本当にありがたいところなんですが、数がやっぱりあれば

あるほど、私は、置く場所のこともありますけど、管理もありますけども、いいのかなというふうには思っているので、この交付金事業が継続ができるんだったら引き続きやっていたくということもあるのかなとは思いますが。ただ、このベンチの形がこうでなければいけないということはどうなんでしょうね。結構高額なベンチですよ。だから、そのことも含めて、また分かれば教えていただきたいと思います。

藤井本委員長 分かれば教えていただきたいて、答弁もらうって。この形だけと違って、もう少し安価でも、先ほども鶴本さんから出てたけど、机のない部分とか、そういういろんなパターン、種類があるのか。今後そういう検討していくのかということでお答えください。

阿古市長。

阿古市長 できればこの形でという思いはあります。といいますのが、通常のベンチといいますのは、置くと確かに使っていただける方というのは、本当に限られた方が使われる状態です。ただ、今回のベンチというのは、この形が実は、私は、葛城市に合った形なのかなと。あそこに座りますと、そこに座ってから見える景色が温かく感じます。この雰囲気は実は大切で、今現在、私は気になるから、ちょくちょくそのベンチの周りを通ったりするんですけども、割合と、子どもたちですとか、ご年配の方ですとかお座りいただいている。その中でベンチに座るために散歩していただいている。もしくは来ていただいているようなところもあるように思います。それを考えますと、低単価なといいますか、価格につきましてはこれからまた考えていかなければいけないと思うんですけども、形としては、あの形が非常に温かい雰囲気をまちの中に与えているのかなという気はいたしますので、今のところは、できましたらその形でという思いの中で判断していきたいとは思いますが、研究はしていきます。1つ50万円するということが高いのか安いのかという話になるんやろうと思うんですけども、その辺の判断も、いろいろとご意見いただきながら考えていきたいなとは思っています。

以上です。

藤井本委員長 鶴本委員。

鶴本委員 市長のお考えはよく分かりました。僕は、コストもそうなんですけども、形を変えることによって、場所が狭いところでも置けるんじゃないかという。ほんで、それでまた置く場所も増やせるんじゃないかという意図もありますので、それも含めまして、またお考えください。よろしくお願いします。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 ベンチのことで。市長のゴンドラ型ベンチに対する熱い思いは、形に対する思いは伝わってきました。また、この前のご答弁で、屋根が壊れましたらそこだけ交換できますよとかいうふうなことで、そういう特徴があるのでメンテナンスもできるというふうな話は伺っております。1つ、これは要望なんですけれども、これはやっぱり特徴的なベンチで、先ほどちらっと聞きましたら、1年保証はついてるということなんですけれども、やっぱり長く使っていくということになってくると、部品というのがいつまでちゃんと調達できるのか。もし、故障した場合、そういうことが大事になってくると思いますし、また、例えばメーカーさんのほうで生産中止になるということが、早めに聞いていて、例えば座るところ、座椅

子とか傷みやすいのであれば、事前に確保しておくとか、そういうことも、長く使おうとするとそういうこと大事になってくると思いますので、その辺りも気にとめていただけたらなというふうに思います。

以上です。

藤井本委員長 もう要望でいいですか。

吉村副委員長 要望だけです。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 ベンチの話が出ましたので1つだけ。

このルートを拝見してましたら、山の辺の道という意味において、本家本元の山の辺の道を見てると、やはり神社仏閣通ってるんですよ。これ見てると、當麻寺が、迂回というか、中、境内へ入っていかないんですよ。そこを恐らくみんな通っていかはと思うんですけども、ルートを違うところにつくってる意味とかいうのは、それとベンチをここに置いてないんですよ。當麻寺の中。置けなかったのかもしれませんが、景観上、お寺の雰囲気にもそぐわないということがあったのかもしれませんが、やはり人が一番よく行かれるところなんで、そこに置いてほしかったなという気はするんです。

まず、そこのところ、必要と思われるところにない。當麻寺の周辺、できたら境内、置かなかった理由というのはまず何かというところが1つと、それからこのベンチのメーカー、どこかで仕入れて売ってはるとこの、今、ホームページ見てるんですけども、ほとんどが商業施設に置かれてるんですよ。道路沿いに置かれてる場所は葛城市だけでした。こういう使い方として、商業施設であったり、キャンプ場であったりとかの事例しか載ってないんですよ。その中であって、道路に置けるのは葛城市だけの写真しかないんですけども、イメージ的にこれは本来そういう人が集まってにぎやかなところに置いてこそ商品かなという気はしたんですけども、それはもう思い入れがあっていいんですけど、実際の使う用途にあっては、鶴本委員おっしゃってるように、対面式じゃないやつも、そういうバージョンもあってよかったのかなという気はしますね。その辺がこの会社で見る限りはないんですよ。だからもうこれでいくしかないかなという気はしますが、ただ、オーダーメイド可能とかいうのもちらっと見まして、ほかの場所やったら、天板のところに絵入れたり、文字入れたりとかされてますよね。せっかく葛城市で入れるんやったら、西の山の辺の道というのを、何か天板のところを変えてやるぐらいのあれやったらすばらしいなと思ったんですけども、ちょっとどうかなという気はしました。これは意見やけどね。まず、そしたら質問として、當麻寺の中に設置しない理由だけ教えてください。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田建設課長 建設課の奥田でございます。

今回、うちのほうとしましては、建設課ですので、あくまでも道路沿いというところでございましたので、當麻寺の中については置く計画ではないんですけども、一応、當麻寺の門に入っていて、右手のほうにちっちゃい門があると思うんですけども、薬師門ですか。そこを出たところにちょうど若干の道路空間のスペースがございますので、そちらについて

は検討の候補地として考えておるところでございます。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 薬師門のとは、実は當麻村のときは駐在所があったところなんです。そのスペースなんです。だから、あこも結構人通りが多いんで、置いてもらう分にはいいかもしれませんね。分かりました。やっぱりせつかく置くのであれば、人に使ってもらえる場所を選定していただきたいということで、これも恐らくは確定じゃなくて、人の流れを見ながら微調整していかれるものだと思います。今の角度もそうですけどね。そういった意味で、またいろいろ、うまく運用につなげていってください。

以上です。

藤井本委員長 ベンチということで長く時間を取りましたけども、次進みましょうか。

ほかに質疑ないですか。

(発言する者あり)

藤井本委員長 ベンチはもう終えて、遊具のほうね。そういうことやね。

木村委員。

木村委員 図面ありがとうございます。これ、数字求めたんやけども、たまたま僕、専門でこれ持っていましたんで、測らせてもうた。噴水のとこの最後のところからふわふわドームまで、多分約大体30メートルぐらいだと思うんです。ふわふわドームの中の洗い砂を入れはるとこ、多分2メートル、僕も多分2メートルで造ったと思うんです。この周り、土舗装になってると思うんですよ。これ、土舗装にされると、むちゃむちゃこの砂のそこへ入るんですよ。それこそ葛城地区清掃事務組合、あれも、それを懸念して人工芝に変えてるんですよ。この下のほうに、ゴム製遊具のところ辺、ここは人工芝になってるんです。特にゴム製遊具で子どもらがぼんぼん飛んで、こけたときのクッションにもなるということなんですけども、フェンスの配置でふわふわドームの周り、ふわふわドームの安全の砂からまだ2メートルのところでフェンスを張る、設置予定範囲って書いてあるんですよ。せめてこの範囲でも人工芝か何かしないと、僕はけがすると思うのと、さっき言わせてもうた、この噴水、やっぱり僕が思った、ミストもあつたら水がやっぱり飛ぶんで、けがするおそれが非常に高いと思うんです。することは別に全然僕もいいと思うんですけど、やっぱり最低のことを考えなあかんと思うんで、この辺の、全体的に人工芝にされないのか。造ってしもうたら終わりなんで、今、造る前やったらどないかできんのかなとか、いろいろと思いますので、その辺、何でここだけ人工芝にされなかったのか。それこそ、設計さんがやられたから、こうやねんっていうのか。その辺だけお聞かせください。

藤井本委員長 村田課長。

村田都市計画課長 都市計画課の村田です。よろしくお願いいたします。

ふわふわドームの周囲ですけども、一応、今、フェンス設置予定範囲という形で示させてもらってますけども、一応この辺は今後まだ未定の部分でございまして、その部分については、今後、必要があれば、いずれかの方法で考えたいというところでございます。

洗い砂の部分を人工芝にすればいい。また土舗装の部分もということなんですけども、今のところ、この形では考えておるんですけども、どういうとこまで、どういったことができるかというのは、発注までにまた検討のほうはさせてもらいたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 木村委員。

木村委員 洗い砂はオーケーなんです。洗い砂は基準やから、これはやってもらったら。その奥ね。これ何で言うかって、ほんまに砂と土が混ざってしまっ、全然分からんようになるんですよ。ほんまに。それが危ないということで、あのときも僕、急遽工事やり直したぐらいなんです。その辺でしっかり考えてもらわんと、やってからやったらまた止めやなあかんので、それこそやる意味がないんでね。

もう1点、保護者、真夏、どこにも入るとこないやんと思うんですよ。それこそ、今、ベンチの話になってたんやけど、その辺のベンチあれば、日陰で子どもも見られると思うんで、その辺も考えられたほうが、ずっと全部日なたなんで、大きい屋根はどうしても高くてつけられへんけど、10平米以内のもんやったらカーポートみたいなやつでも、簡易なやつでもありますんで、建築確認取らんでもいいやつもあると思いますので、その辺も考えられたほうがいいと思います。その辺だけ、また要望です。

藤井本委員長 そういうことでよろしくをお願いします。

吉村副委員長。

吉村副委員長 今し方、木村委員が日陰のことをおっしゃいましたけれども、噴水の南側にあるパーゴラですが、これは藤棚みたいなのが今ありますけど、それをそのまま利用されるということか。新設されるということですかね。その辺り確認だけさせていただけたらと思います。

藤井本委員長 村田課長。

村田都市計画課長 都市計画課、村田です。

吉村副委員長ご質問の、噴水のところのパーゴラでございます。こちらは令和7年度で工事部分でございます。実際工事については、もうできておって、検査を待つところということで、パーゴラにつきましては新設という形でもう設置済みでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 私も簡単に、木村委員がおっしゃったことと関係するんですが、やはり公園は小さいお子さんを親御さんが遊ばせに来て、小さいお子さんが遊んでるのを大人が周りで見るということが多いので、そこで座って、日陰があるようなところがあると親御さんは大変楽なんかなというふうに思うんです。これは二上山ふるさと公園でも同じで、あこもあまり座るところがないので、坂のところで皆わーっと遊んでるんだけど、おじいちゃん、おばあちゃんは、どこ座ろうかという感じで座ってはるんですけど、ちょっと斜めやから座りにくくて、何か大変なところがあったりして、公園で子どもを遊ばせるときは、必ず周囲に親御さんがゆっくり座れる場所をつくってあげるというのが公園の設計の在り方なんかなと思うので、1回検討していただけたらなと。木村委員もおっしゃったように、そういうことで小さいお子さんを

遊ばせるとこは特にそういうのが要るかなと思いますので、検討していただけたらと思います。

藤井本委員長 それでは、ほかないように思いますので、ほかのほうへ移ります。

ほかに質疑ないですか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。131ページの6款2項2目の市道新設改良事業ということで、工事請負費です。この予算なんですけれども、今、大変物価高騰ということで、資材も高騰してるという現状があります。その中でこの予算額ということで、昨年度と比較してもあまり変わらないということで、これで大丈夫なのかなということで、資材高騰分をどういうふうに見込んでおられるのかということについてお伺ひいたします。

それから、132ページの6款2項3目の12節尺土駅前周辺整備事業で測量設計委託料を上げておられるんですけれども、測量設計委託料というのは目的が何なのかということについてお伺ひをいたします。併せて、工事請負費も尺土駅前周辺整備事業で上がっていますけど、この事業内容について教えてください。

以上3点です。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田建設課長 建設課の奥田でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、新設改良事業の工事請負費、この物価高騰分はどう見てるのかというところ辺でございますけども、我々、予算編成を行う場合は、前年度の10月頃に、その当時の単価を使って設計させていただいて予算を上げていくんですけども、その部分につきまして、物価高騰分として大体5%ほど、これを上乗せした部分という形で予算計上させていただいているところでございます。

続きまして、尺土駅前事業の測量設計委託料、この内容でございますけども、この部分につきましては、あと残り1件となっております事業用地の買収に向けた交渉におきまして、我々、用地交渉、定期的には行かせていただいているんですけども、その中でようやく敷地の中ですとか、家の中の立入調査、これに対してご了承いただけたということがございましたので、家屋補償費であるとかの算定のための委託料というのを計上させていただいております。また、別件としまして、用地購入費の算定のための土地鑑定手数料という形で29万円を別立てで計上しておるところでございます。今後としましては、家屋補償及び用地購入費の算定の結果を、この辺の提示を行いまして、引き続き用地の地権者の方と交渉を進めていきたいと考えているところでございます。

あと工事の内容でございます。この分につきましては、先日の総務建設常任委員会の報告案件とかぶるところがございますけども、改めて説明をさせていただきたいと思います。工事としましては、尺土駅舎の南側の暫定ロータリーを整備する工事費という形でございまして、工事延長としましては約200メートルの道路改良工事を予定しております。暫定型のロータリーにつきましては、時計回りの一方方向のロータリー型となりまして、ロータリー内におきましては、バスバースであつたりとか、一般車両の方の駐停車スペース、この辺の設

置を考えておるところでございます。また、併せまして、安全対策も必要になってこようなと思いますので、その辺につきまして警察のほうと協議させていただいて、路面標示であるとか、看板であるとか、その辺が施工の完了と同時にできるように今調整しておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。市道新設改良事業におきましては、10月時点での単価に5%の物価上昇分を見込んで予算計上しておられるということです。分かりました。

これ、意見だけですけれども、今、更に物価が非常に激しく上がっております。物価高騰分、補正予算等も含めて対応していただくことになるのかなとは思いますが、工期を長めにとっていただかないと、実は資材が入ってこないようなこともあろうかと思うんです。そういうふうなことを聞いておりますので、ゆとりを持った工期で、本当に今は大変な時期なので、その点についてはよろしく願いいたします。特に事業者には価格転嫁が、事業者もちゃんと給料が払える、価格転嫁できるという、そうしたことも今は重要な課題になっておりますので、よろしくお願いします。

それから、尺土駅前周辺整備事業ですけれども、これ、長年にわたって非常に努力していただいて、やっとそういうことができるようになったと。本当にご尽力を長年にわたってしていただいたことが実ったなと思って、本当にこの点については感謝申し上げたいと思います。特にロータリーの整備ということで、総建のときに聞きましたけども、1件だけ残してロータリー、こんなひどい、そういう意見も出てきたので、ありましたので、それはちょっと大変だということになるので、そういう見込みがある中でのロータリー工事ということで、了解いたしました。ありがとうございます。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 関連で、尺土駅前周辺整備事業費についてお伺いいたします。

私も、測量設計等委託料、これが上がりましたんで、いよいよ、今まで何度も足を運ばれてご苦労されてきたのが先に進んだなというふうなことで、「おお」と思ってたところなんです。令和8年度で駅前の暫定のロータリー整備されるということは伺っておりますが、このことによって令和9年度以降の事業の見通しというものが立つようであればお答え願いたい。ただ、まだこれから用地交渉で立入調査まで認められたというふうなことなんで、それによってまだ見通しが立たないというものなのか。それとも、日程的に見通しが立ってきたものなのか。この辺りのことをお答え願えたらと思います。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田建設課長 建設課の奥田でございます。

事業の見通しでございますけども、まずは、用地交渉の場に立っていただける材料をまずつくらせてもらえるということら辺が1つの見通しではあるんですけども、それをもってすぐに用地契約という形にはなかなか進まない可能性がございます。当然、そこでお住まいされておるところでございますので、代替地を求めて、希望される場合もございますし、そ

こら辺につきまして、また引き続き交渉していくという形でございます。ですので、令和8年度につきましては、暫定形のロータリーは造らせていただきますけども、すぐに令和9年度に全てが完成するという見通しではございません。

以上です。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 建設課におかれましては、引き続き粘り強い交渉とか、それから代替地の話も当然ありますので、この辺りも、土地を提供していただける方に対しても納得していただけるような形にしていきたいと思いますし、また、スピーディーにやっていっていただきたいなというふうに思います。ちょうどこのタイミングで安川都市整備部長におかれましては定年ということでございまして、本当にいろいろ、このことも含めまして、大変なこともあろうかと思いましたが、このことにつきましても、本当にご苦労さまでしたということと、また感謝申し上げたいなと、この場をお借りして申し上げたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。土木費。

谷原委員。

谷原委員 135ページの6款2項5目14節工事請負費ということでありまして、先ほど、これ、質問も出たところですけど、兵家・南今市線のことについてもう一回お聞きしたいんですが、これは山麓線の西側のほうの歩道の整備ということなんですかね。というのは、東側のほうが非常に道が悪くて、がたがたで、ここは結構お子さんの通学とか使われておりますので、こっちはほうはどうかというのをお聞きしたいんです。見込みですね。これは確認なんですけども。

それから2つ目ですけど、140ページの6款4項3目12節の新町公園管理事業の芝生管理委託料になるんですが、新町公園の芝生管理につきましては、本当に職員の方が熱心に見てこられまして、大変な中でも散水作業等もされて、非常にきれいな芝生を維持されてきました。そのために専用のトラクターとか、幾つかの機材も、かなり予算をかけて購入して、市の職員で基本的に継承して、業者の方への委託も多少行いながらも、基本は職員の方が頑張っって見てこられたように思うんですが、今度予算額がかなり大きい予算額として芝生管理委託料となっておりますので、この委託内容についてどういうふうなことになってるのか。これまでの芝生管理との継続性とか、それがどうなっておるのか、お伺いしたいと思います。

それから3つ目ですが、141ページの6款5項1目14節の市営住宅管理事業工事請負費ということです。これについては、市営住宅除却後の土地利用が計画されているのかどうか、お伺いしたいと思います。これは堂の久保の住宅の取壊し除却だろうと思うんですが、この後、土地の跡地をどういうふうにご考えておられるか、お聞きします。

以上3点、お願いします。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田建設課長 建設課の奥田でございます。

まず1点目の、兵家・南今市線の道路改良工事、ここにつきましては、先ほども説明しま

したとおり、山麓線の西側でございます。まずは西側の整備を行いまして、その後に東側を整備していくという予定をしております、予定としましては、令和12年度の完成という形で今思っているところでございます。

3点目の質問になります。市営住宅につきましての跡地利用でございます。この部分につきましては、堂の久保団地の解体という形ですけども、解体後につきましては、まずは防草シートを引いて、そこをフェンスで囲うまでは予定はしておりますけども、その後の具体的な活用方法、これにつきましては、今現在のところはございませんけども、地元の区長さんから今いろいろとご意見をいただいておりますので、その辺も加味した中で検討していく必要があるのかなと考えております。

以上です。

藤井本委員長 勝浪主幹。

勝浪体育振興課主幹 体育振興課、勝浪です。よろしくお願いします。谷原委員のご質問にお答えします。

芝生管理の内容ですけども、今までどおり、芝生の刈り込み、肥料の施肥、薬剤散布、冠水、目砂散布、エアレーション、それを継続して行っていきたいと思っております。それで、心配されておられる機械なんですけども、機械に関しては、受注者に貸与して、お貸しして使っていただくと。そういう内容にしております。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 1つ、兵家・南今市線のほうですけど、令和12年ということですよ。まだ4年後ということになるので、道路の傷みが東側は大変悪くて、あまりにもひどいので、ただ、今後そこをまたきれいに整備するとなったら、短期間の間にまた壊すということになるんかもわからないんですが、ちょっと工夫していただいて、もうちょっと何とかしていただけたらなと。多分あそこ、物すごいひどいですよね。自転車で通るのに非常に危ないので、またよろしくお願いします。これは要望です。

それから、芝生管理についてですけど、これはこれまで職員さんが得てきたスケジュール管理とか、そういうもの、ノウハウを基に、委託業者に基本的にはやってもらうという理解でよろしいんですかね。職員さんは大変やろうね。そういうことですね。分かりました。というのは、これまで、本当に業者、特に造園業者の方で芝生管理のことがあまり分からない方に、一時、長く芝生を管理していただいて、非常に芝の状態が悪いということで市民の方のいろんなご意見があって、いろいろ議会でも取り上げて、専門の方も入れて、そういうことで専用の機械もわざわざ買って、いろいろとご努力いただいて見事な芝生になってきたわけですけど、また、極端に言えば、そういう芝生管理をちゃんと伝えてやっていただけたら、そういう委託かなということで、この点については分かりました。ありがとうございます。

それから、市営住宅の管理事業ですけども、これは、跡地はそういうことで地元と協議してということで、そういうことになろうかと思うんですが、市営住宅の建設の計画、こう

いうのは葛城市として検討されているのかどうか。このことについてお考えをお聞かせください。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田建設課長 市営住宅の跡地に対して新たにまた市営住宅を建設するかという計画があるかというところなんですけど……。

(「跡地じゃなくて」の声あり)

奥田建設課長 新たに市営住宅の建設がというところのご質問ですけども、今のところ、その計画はございません。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 市営住宅の件なんですけれども、今後どのように社会の情勢が推移するか分かりませんが、私は、安くて良質な公共住宅を提供するというのも、1つの地方自治体の使命でもあるかなと思いますので、これについては今後また意見も申し上げていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 今し方の関連で、新町公園管理事業の芝生管理のことについてお伺いをしたいんですが、芝生管理は非常に難しいというか、プロでも失敗、常に成功するとは限らないぐらい大変なもんだろうというふうに思うんですけれども、今までの経緯の中で、佐野さん初め一流の芝生アドバイザーなんかの助けも借りまして、いろいろ、葛城市に芝生管理のノウハウがあって、今し方お答えいただいた勝浪主幹をはじめ、多くの職員さんが大変なご努力をされて、維持管理されて、芝生がきれいな形で保たれてきた。中には、どうしても、もともと、高麗芝という芝と、ちょっと珍しかったんですけど、ティフトン、西洋芝がまざってたというのがあって、一時期、高麗芝のほうだけが食べられちゃって、スジキリヨトウですか。そういうのに食べられちゃって、見た目ちょっとおかしくなっちゃったように見えたときもあったんですけども、基本的には、今、ティフトンのほうに代わって、きれいに維持管理もされてきてると思うんですが、このタイミングでまた、それを継続されるのはあれなんですけど、委託業者に頼まれるという理由ですね。例えば、職員さんの負担があまりにも重過ぎるとか、そういったこととか、何か理由についてお聞かせ願えたらと思います。

藤井本委員長 勝浪主幹。

勝浪体育振興課主幹 体育振興課、勝浪です。よろしくお願いします。吉村委員の質問にお答えします。

芝生はやっぱり難しいというのはもうご存じのとおりであります。私も誠心誠意やってきました。その中でいろいろ学んだこともありますし、そういった内容を次の方に伝えて、業者の方で刈り込み、今までは刈り込みは職員でやってた。私がやる前、職員が刈り込みとエアレーションやってました。芝生管理としては、薬剤散布と肥料の散布と、そういったことをやっていただいていたんですけど、散水もやっていただけてましたね。私になってから全部やりました。その内容を、全部を芝生の専門の業者に一括してやっていただきたいというこ

とで考えております。

以上です。

藤井本委員長 勝眞部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまのご質問でございますけれども、なぜ直営というか、職員の管理から委託にこのタイミングでということでした。委員さんおっしゃっていただきましたように、今年度の春頃ですけれども、おっしゃっていただきましたように、なかなか雨が降らない中で、ヨトウムシというものに少し一部分、数か所、食われたという部分もございまして、そこから職員の中でいろいろな業者さんにヒアリングをさせていただきました。その中で、プロの方であっても、特に今年は夏やっぱり雨が降らなかった。早い時期から暑い。気温がすごく上がってしまったということで、プロの方であっても管理するのがやっぱりすごく大変だったというお声をすごく聞きました。プラス、職員の管理の負担というのがとても、とてつもなく大きな負担がかかるということもございましたので、今後、良好な芝生を管理していくためにどうすべきかというところで検討した結果、やはり業者の方に委託するのがいいのではないかとということで、今回上げさせていただいたということでございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 ずっと職員さんにやっていただいていたんですけれども、ご負担も相当なものがあるというふうなことで、専門業者の方にそういったことも含めてというふうなことで理解いたしました。春頃、今し方、勝眞部長がおっしゃったことについては、本当に第1健民運動場の芝が、普通はないんですよ。ティフトンやったら、西洋芝やったら西洋芝だけがばつと一面にあるのが普通なんですけれども、やっぱり複数の芝が混在する中でめちゃくちゃ管理が大変やったという中で、どうしても川が近いのでヨトウムシが発生してしまって、一度にあれは大量にやってしまいますので、その中で、大変な中でずっと管理をしてこられた職員の皆さん、大変ご苦勞やったと思いますので、そのご苦勞には感謝いたしたいと思います。大変お疲れさまでございました。ということで、承知いたしました。

藤井本委員長 ほかに。

奥本委員。

奥本委員 2点だけお伺いします。

まず135ページ、6款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費、これの都市計画総務事業の中の12節委託料、都市計画基礎調査業務委託料881万円がでございます。予算の概要でいくと43ページにあるんですけども、新規事業として、都市計画法第6条に基づく都市計画基礎調査について、令和7年度に奈良県調査、令和8年度に市町村調査って書いてあるんですけども、まず、この内容がよく分からないので、県の調査と市の調査は何が違うのかという、内容も含めて教えてください。この委託先というのは、今現状でどういうところを想定されているのか。これ併せてお願いします。

続きまして、138ページ、6款土木費、4項都市計画費、3目公園管理費の14節工事請負

費、これが概要でいくと44ページのほうが分かりやすいんですけども、しあわせの森公園の植栽に関するところなんです。道路も含んでますけども、昨年度は、芝桜の色が違うということで、補植ですか、植え替えされてたんですけども、除草に関しては毎年毎年かかってきてるんです。要は、聞きたいのは、ずっとこれがかかっていくのか。ほかの都市公園に比べて、やはりこの辺の除草作業というのが、非常に斜面も含めて困難を極めてる状況であって、職員さんで対応できないから外注になってるんですけども、これが毎年毎年かかっていく。なおかつ、年によっては、芝桜の色が悪かって植え替えとかなってくると、ここまで果たして手間をかける必要があるのかというところの判断をどこかでしないといけないとこに来るかもしれないですよ。ある程度、この辺は、これから先、どれくらいかかっていくのを見越してらっしゃるかというところをお伺いします。

以上2点、お願いします。

藤井本委員長 村田課長。

村田都市計画課長 都市計画課の村田です。どうぞよろしくお願いいたします。

都市計画基礎調査についてのご質問でございます。こちらにつきましては、都市計画法第6条に基づきまして、先ほど委員お申出のとおり、令和7年度に奈良県の調査、令和8年度に市町村の調査が実施されます。人口や用途地域、建物の利用状況や道路の状況等、様々な分野においてデータを収集し、土地利用の動向を把握し、都市防災の福祉、環境など、今後のまちづくりを考えるための調査となつてございます。県の調査の内容、まだこちらまでは把握しておりませんが、市のほうにつきましては、先ほど申しました、データ収集をさせていただきまして、その調査を実施するという内容でございます。

2点目の、しあわせの森公園の緑化管理のほうなんですけども、毎年、一定の管理費のほうはかかってございます。どうしても山手の地域でするので草の繁茂も激しくございます。今後も同様の金額のほうはかかっていくのかなというところでございます。やはり今のところ、こういう形で継続して管理費のほうは続けさせていただきたいなというふうには考えております。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 まず最初の、都市計画基礎調査業務委託料に関しまして、今後の都市計画をつくる上で必要になってくるマスタープランに関するところというところですけども、どこに委託する予定かって聞いてなかったな。答えなかったですね。それ先に。

藤井本委員長 答えてください。

村田課長。

村田都市計画課長 先ほどの基礎調査の件でございます。こちらにつきましては、予算案の概要に一部書かせてもらってますが、奈良県のほうで一括発注をしていただきまして、それに基づいて市町村の一括発注の中に含まれるという形になってございます。受託することによって、一括発注ということで費用のほうも抑えられるのかなというふうに考えております。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。事業者に関しては県と同じという、共同調達みたいな感じですよ。それはそれで分かりました。

都市計画に関してですけど、各地域によって地域の要望が出されてるのも当然ご存じだと思いますけども、用途に関してのその辺のところが、従来のところ、なかなか全て反映できてないかなという感じなんです。私にとっては。実際それを次で必ず反映してほしいという声も受けております。だから事業者さんのほうで把握しきれない、カバーしきれないところがあると思いますので、その辺り、担当の事業部として連携しながらやっていっていただきたいです。細かな都市計画がまちづくりの一番の基礎になりますので、そこをできるだけ細かく手厚い対応でお願いしたいと。もうそれしか言えないですね。お願いしておきます。

それから芝桜に関しましては、今後もこれぐらいのやつがかかっていくということですけども、さっきの芝生と一緒に、自然相手のところなんで非常に難しいと思うんです。造園事業者さんであっても、予期せぬ天候不順であったりとか、特にあこは傾斜地で水源がないところなんで、水のやり方とかも含めて、かなり植栽維持が難しいとこだと思うんです。そこに対して葛城市が本当にどこまでこれを面倒見るかというところ。元をたどれば、旧の當麻町もあの辺りだったと思うんですけども、芝桜やってらっしゃったことありましたけども、ところがその後やっぱり維持ができなかったんですよね。そういうことも踏まえまして、それ以上に今、規模の大きい面積やってますので、本当にそこに対して本腰入れるのであれば、根本的なところ、もう一回、考える必要あるかなという気はします。またこれ、今後の課題として、前からほかの議員さんもおっしゃってるところですけども、やはり何もないよりあったほうがいいんですけども、それが芝桜として維持できていくんか。

芝生に関しても、過去の議会の中でも、天然芝を維持するのがどうかという議論もありました。同じようなことが、芝桜維持すべきかどうかというのがこの先でまたぶり返してくるような気もしますので、そこをやっぱりちゃんと見直して、本当に必要な事業であればやる必要ございますし、必要かどうか分らんけども、これが手に負えないぐらいの大きな規模であれば、縮小するとかも選択も必要になってくるかもしれないんで、そこはまたシビアに考えていってください。

以上です。

藤井本委員長 ここで暫時休憩をいたします。15時30分再開いたします。

休 憩 午後3時15分

再 開 午後3時30分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどに引き続き、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

梨本委員。

梨本委員 133ページ、2項4目の国鉄・坊城線整備事業についてお伺いいたします。

これ、2款のところ、交通安全のところ、右折レーンをつくるというようなことで説明

いただいたときに、初めて聞いたようなことで、旧の24号線のところを一方通行にするとかっていうお話されてたと思うんです。その辺り、今回資料もつけていただいているので、細かくご説明いただきたいのと、見てると、北から来たら右折できへんとか、一方通行になるというところもございますし、この辺り、地元との協議もどういうふうに進められたのかということも含めて、あの辺り、商売やってらっしゃる販売店とかいろいろありますので、その辺りときちっと協議されてるのかということも聞かせていただきたいと思います。

もう一つが、これは概要のほうで、43ページの下、都市計画総務事業の（2）の公共トイレ協力店報償費について聞きたいんです。これ、令和6年度に26万円の予算がついてて、どんな話やったかという、13店舗の、恐らく当時コンビニっておっしゃったと思うんですけれども、トイレを使用させていただくのに、その報償費として13店舗につけるというふうにおっしゃったんですよ。ところが令和7年度は2万円しかついてない。令和8年度も2万円しかついてないんで、この辺り、どういう経緯になってるのかということも聞かせていただけますか。

以上2点、よろしくお願いします。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田建設課長 建設課の奥田です。よろしくお願いいたします。

それでは、今ご質問がありました、国鉄・坊城線の交差点改良工事につきまして、本日配付の資料に基づきましてご説明させていただきたいと思います。資料のタイトルとしましては、令和8年度国鉄・坊城線整備事業計画図となっているものをご覧いただきたいと思います。

それでは、まず交差点改良工事でございますけども、国鉄・坊城線と国道24号線が交わる、ちょうどスターバックスさんがある交差点付近ですけども、この交差点につきまして、24号線を北進する車両が柿本南交差点を東向きに右折するための右折レーンの新設を行います。

なお、信号機の撤去、新設の時期につきましては、現在、奈良県警と協議を行っておりますが、交差点改良工事の後に、できるだけ早い段階に設置していただけるように現在要望を行っておりますのでございます。

次に、柿本南交差点に信号機が設置された後の交通規制、これにつきまして説明させていただきたいと思います。信号機がなくなります柿本北交差点、ドラッグストアがあるところですけども、この交差点から国道24号線の東側を走ります市道柿本・萱線につきましては、国鉄・坊城線と次の南側で交わる交差点までの間、この間が南向きの一方通行の規制となります。また、柿本南交差点につきまして、今度国道を北から南へ向いて南進してきた車、この車両が右折が禁止となりまして、右折される場合につきましては、1つ手前の柿本交差点で右折していただくこととなります。

この規制につきましては、以前から地元柿本区と協議を行っておりまして、了解いただいております。また、令和8年度で、8年の初寄りであるとか、そういう機会にご説明いただいて、了承していただいているところではございますけども、実際この規制が行われる前は、前区長のほうから、もう少し、来ておられない方もおられますので、もうちょっと手厚く説

明するようになっていただけてますので、それについては対応していきたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長 村田課長。

村田都市計画課長 都市計画課、村田です。よろしくお願いいたします。

公共トイレ協力店報償費についてのお問合せです。こちらにつきましては、市民の方が安心して外出できるよう、トイレを利用できる環境を確保することを目的に、店舗等の所有者、管理者等の協力を得まして、葛城市公共トイレ協力店としまして、その協力店に対して年間2万円の報償費をお支払いするものでございます。こちらは令和6年度で予算化しておりましたが、そのときに協力のほうをお願いしに各店舗にお伺いしておったということなんですけども、ご協力いただける店舗が令和7年度から1店舗ということで、その分の2万円という形でさせていただいております。また可能であれば、協力店について、今後もまた協力をお願いして広げていけたらなというふうには考えております。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 国鉄・坊城線に関しては、地元のほうとは協議しっかり進めていただいて、初寄りのときとか、地元の方に説明されてるということなんですね。これ、近隣のお店とか大丈夫なんですか。というのが、ここ、皆さんも通られたら分かると思うんですけども、北上するときに結構動物病院に入られる車両であるとか、それから右折で、ラーメン屋さんの、あっちのホームセンターとか、あっちのどこ入られる車とかで結構あかも混雑するんですよ。それ以前に、ファストフード店からもずっと連なって、特に動物病院さんなんかからは、出ていくのに、あこ信号があるから出られるよなというようなところもあったりするんで、その辺り、きちっと周りに説明できてるのかなというところと、あと、地元は柿本です。ただ、これ、隣接してるのは北花内であったり、笛堂から来られるところ、すぐ行ったら東室なんです。これ、特に一方通行にするでしょう。ですんで、今までこれを北上されてた方は、結構不便感じられるとか、急にこういうことが起こると、アレルギー反応を起こすことがあってはいけませんので、丁寧に先に説明されたほうがええん違うかなというふうに思うんです。その辺りの見解をもう一回聞かせてください。

2つ目の、公共トイレなんですけれども、13店舗、予算組んでたけれども、協力してくれたのは1店舗だけやったということですか。結局どこも協力してくれなくて、1店舗だけ協力してくれたということなんですか。僕は、もしかすると、いや、もうそんなん、報償費なんか要らんねんと。市民のために使うてもうたらええねんというぐらいの感じであれなんかなと思ってたんですけども、基本的には、こういう制度ではうちは貸したくないとおっしゃれるというか、こういう報償費としてはいただきたくないというようなことなんかな。

というのが、もっといろいろ声かけれるところがあると思うんですよ。予算委員長もいつも一般質問とかでもされてると思いますけれども、大和新庄駅なんかも、周りの店舗さんというか、商売されてる方なんかの声聞くと、貸してくれ、貸してくれ、言われて困ってんねん

という声は私のほうにも届いてるんです。ですから、こういった協力店報償費とか、そんな
ん使えるんやったら、うまいことそうやって何とか次の手を考えるまでに、こういうことで
何とか協力してもらわれへんかとか、いろんなやり方あるのかなというふうにも思ったりし
たんですけれども、もしくは、トイレカーなんかを、それはまた別の話やね。ここで言う話
じゃないかもしれへんけれども、でも、公共トイレ協力店報償費のそもそもの目的も含めて、
13店舗予算組んで1店舗しかやってもらわれへん。でも、1店舗でもこうやって今年も予
算乗せてきてるということは、市としてはどういうことを求めてらっしゃるというか、やっ
ていきたいのかということも、もう一回聞かせていただけますでしょうか。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田建設課長 ご意見ありがとうございます。まず、この規制に関する周知ですけども、まずは地元
柿本区からという形で、近いところからはやらせていただいております、言われてるような
周辺の店舗、この辺についてはまだ行けてない状態ではございますけども、当然、その辺り
も含めて周知をしていきたいと考えております。

また、規制に関しては、いきなりすぐ、ぱんとするんじゃなくて、当然、周知期間を設け
て、いついつから規制になりますよという周知期間を設けた中で規制していこうかなという
考えは思っております。また、周知の方法としましては、ホームページであるとか、広報で
あるとか、それも活用しながら、広く、できるだけ次の北花内の大字も含めてさせていただ
けたらなと思っております。

以上です。

藤井本委員長 村田課長。

村田都市計画課長 繰り返しになって申し訳ないんですけども、公共トイレ協力店の報償費についま
しては、トイレを利用できる環境を確保すること、市民の方が使っていただけるような目的
でさせていただいておりますので、今後、おっしゃるように、できる限り広げていけたらな
というふうには考えております。

以上です。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 国鉄・坊城線に関しては、交渉事というか、やっぱり地元第一です。ですから、順番間違
うたらあかんで、ちゃんとそこに理解得てたら、周りもしっかりと、漏れ落ちのないよう
にきちっとやっていただきたいということで、よろしくお願いします。

トイレのほうは、せっかく制度はあるんですから、やっぱり市民の方に不自由なく使って
いただくということをおっしゃってるのであれば、今までよく委員長が大和新庄駅のことを
おっしゃってますけれども、そこ矛盾するところはあると思うんですよ。どっちかという
と困ってらっしゃるという声をしっかり受け止めた上で、使えるところには声かけて使って
いただくとか、そういったことも考えていただかれへんかなということで、これは要望だけ
させていただきたいと思います。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 信号のことで関連でお聞きしたいんですけども、こういうのって、よそとかでも、葛城

市内でも別にいいんですけど、例えばこれ、一方通行になるわけじゃないですか。結果、最終的に。今まで通れてる道が一方通行になるわけじゃないですか。知らなかったで通ったら、警察官おったら捕まるというか、だって一方通行やからね。罰金もあるわけじゃないですか。点数も引かれるわけじゃないですか。こういうのって、よそとかでやられるときって、周知、周知とおっしゃるんですけど、丁寧というんやけど、どんなやり方で丁寧にできるのかなって。広報、ホームページに載せますっていうのも分かるんですけども、ほかどないしたはるんですかね。そういうのを聞きたい。看板でっかいのをつけるとか、一軒一軒チラシ配ります。一軒一軒といっても、ここを通ったはる人がどんな方なんかっていうのはリサーチできへんわけですよ。あっちから向こうの方が多いかなというのはイメージ湧きますけど、かなり丁寧にやらんと、めっちゃクレームの電話かかってくる。多分捕まった方はめっちゃ怒ると思うんですよ。今まで行けたやんけみたいな。ただ、その入り口のところに、さっきの公園の看板じゃないですけど、かなり大きい看板つけますねんとかっていう感じにしはるのか、チラシ配りますねんなんか、他市とか他県とかで、これ、どないやったはるんですかね。うまいこといったはるとこってあるんかな。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田建設課長 建設課の奥田でございます。

まず、周知の方法ですけども、委員おっしゃってるように、まずは現場やと思うんです。普段通行される方が目につくところに対して、こういう規制がありますよというところを、できるだけ早い時期で看板を立てさせていただいて、広く周知していきたい。また、チラシもそうなんですけども、前区長からは、当然、初寄りに来ておられない方もおられるので、その辺はできるだけ広く周知してね、ということも聞いてますので、そこら辺、チラシになるのか、声かけになるのかは分かりませんが、できる限りそういう形で対応できたらなと思います。

以上です。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 それプラス、他市でも他県でも何でもいいんですけど、普通の道がこういう事情で一方通行になりましたというときにどないやって周知されたんですかっていうのを1回調べてほしいかなと思うんです。この方法が、看板もただ立てるんじゃなくて、夜になったらLEDばっこーんで、めっちゃくちや明るくしておくとか、何かそういうふうなうまい方法を考えてもらったほうが、何か嫌な予感がするんで、お願いしておきます。

もうあとはいいです。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 私も交差点改良工事について関連で伺います。

柿本南交差点で、北進車両については右折レーンがつくと。南進車両についてはつかないということで、その理由について、もし、お答えになれるのであれば、お答えいただけたらありがたいかなというのが1つと、それからあと、24号線から直接右折して南進車両が柿本南交差点から西に行くことはできないけれども、今見てる限りにおいては、国道24号線で柿

本北交差点から真っすぐ左折というか、左のレーンに入って、一方通行レーンに入って、そこで右折して、そして柿本南交差点を真っすぐ直進で西に入るということはできるという理解でいいのか。それだけ確認をさせていただきたいと思います。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田建設課長 建設課の奥田でございます。

まず、南進する車が柿本南交差点で右折する右折レーンがつかなかったというところ辺ですけども、まず1点目は、用地の問題があったのかなと思います。あと、南から北へ行く車、その渋滞緩和というところ辺で、できるだけ国鉄・坊城線から東向いてを逃がしていきたい、そういうところ辺の思いもあったのかなと思うんですけども、計画としましては、もともとから、ここの交差点の東向きの右折レーンの計画しかなかったというところ辺でございました。

あと、その次の、右折する場合なんですけども、柿本北交差点がなくなって、ここからずっと真っすぐ一方通行で来ていただいて、国鉄・坊城線と交わるところ、ここで右折していただいて、信号ができますので、そこからずっと西へ向いて抜けていってもらうという形になるのかなと思います。

以上です。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 分かりました。北から南進する車については、柿本南交差点自身を右折じゃなくて、事前に一方通行で南に下ってもらって、そして直進で西に入ってもらうということを理解しました。これはやっぱり周知というか、事前に柿本北のところの二差路に分かれる手前で、これは警察とも協議をしていただきまして、事前告知というのが必要だと思うんですよ。こうやったら曲がれると。柿本南交差点で右折はできませんよということと併せて、一方通行入ってもらったら柿本南交差点を西に行けるよということをきちっと告知していくことが大事やと思うんです。何らかの看板なり告知なりというのを、これ、警察との協議もあるのかもわかりませんが、これ、しっかりとつけていただけるように要望をしたいと思います。そうすれば、いろいろ、地元の方の利便にも供することができるし、トラブルも未然に防げるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

藤井本委員長 ほかに。

齋本委員。

齋本委員 関連で、国鉄・坊城線の柿本南交差点の北側に進むに対して右折レーンができるよと。ちなみに、確認なんですけど、スターバックス前の歩道はいじらずに、国道24号線も幅内で直進と右折レーンと、あと反対からの対向と、一部3車線になるような感じのイメージでよろしいんですかね。というのと、あともう1点、先ほど梨本委員からもありましたけど、ある程度大字のほうに話はしてるということの中と、あと商業施設、事業者さんへはまだ周知できてないという部分でお聞きしてますけど、ちなみに、スターバックスさんにもまだされていない状況ですかね。お願いします。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田建設課長 建設課の奥田でございます。

この右折レーンをつくるに当たって、どういう形でということなんですけども、まずは、スターボックス前の歩道部分、ここは若干広くなっておりますので、そこをちょっとだけいじめに利かせてもらって、右折レーンのためのスペースを確保するというイメージで思っていたらと思います。

あと商業施設については、これからというところ辺ですので、スターボックスさんについては、今回の規制についての周知はまだですので、またこれから行かせていただきたいと思っています。

以上です。

藤井本委員長 鶴本委員。

鶴本委員 基本的に柿本南交差点から東にできるだけ逃がすという部分での今回の事業やと思うんですけども、僕、懸念するのは、ここに信号ができる。右折レーンができることによって、ちょうどスターボックスの前で右折で滞留する車があって、要は北側から南向けて24号線で行く方でスターボックスさんに入られる方が、右折レーンの車が恐らく邪魔で入りにくくて、逆にスターボックスさんの売上げにも恐らく影響する部分もあるかと思っていますので、できるだけその部分を配慮した上で早めに了承いただくほうがいいかと思っていますので、要望いたします。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

増田議長。

増田議長 ちょっと確認させてください。国鉄・坊城線の右折ができないというのが、幅員が不足しているということ、対向しにくいということですね。私、これ、国鉄・坊城線のどこからどこまでやという、起点というんですか。私の認識では、この道ずっとまだ西に行って右に曲がったとこまでっていう認識があるんです。最終。ということは、この信号の手前の幅員をずっと西に幅広げんのん違うかなという認識でおったんですけども、これ、広げないんですかね、もう。ここで細くなったまま、西に行って、右に曲がって終点になるんですかね。そこを確認させてください。

それともう一つ、一方通行のところで北向き行けないということは、ご不便かけるのは北のほうに向いて行った池の南側のおうち、あの周辺ですね。私、道路交通法を十分承知してないんであれなんですけども、途中までは北進できるけども、向こうまでは行ったらあかんとか、進入禁止ということで入れないんですかね。途中までは行けるとか、そういう規制なんですか。絶対に入れないんか。

この2点お願いします。

藤井本委員長 奥田課長。

奥田建設課長 建設課の奥田でございます。

まず、国鉄・坊城線の起点、終点でございますけども、議長がおっしゃってるとおり、この交差点を西に行きまして、ちょうどイムラ封筒さんがあって、そこからぐっと北側に抜け

ていく道があると思うんですけど、そこまでが起点でございまして、ここの交差点から西側の部分、ここの部分の拡幅につきましては、拡幅済みという形ですので、もうこれ以上広げることはないです。

あと2点目の、一方通行のところに対して途中から入れるかということなんですけども、これについては、途中から入ることはできないという形でございます。

以上です。

増田議長 結構です。分かりました。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 もう1個だけ。137ページの6款4項3目14節工事請負費、予算案の概要では44ページになるんですけど、予算の内容を見ましたら、山麓公園内河川浚渫工事というふうにあります。令和7年度もほぼ同額の予算が計上されてるんですけど、この事業の内容についてお聞かせ願えますでしょうか。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田環境課長 環境課の吉田でございます。よろしくお願いします。

ただいまのご質問で、山麓公園の河川浚渫工事についてでございます。こちらについては、山麓公園内に河川がありますが、山からの土砂が流れてきて堆積するために、防災面と景観の観点から、毎年しゅんせつ工事を実施しているものです。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 毎年しゅんせつしてる。毎年なんですよ。毎年毎年同じような金額、令和7年度も、若干少ないといえど、似たような工事で、これ、基本的なことを教えていただけたらありがたいんですが、この川は河川法に基づく川でないようにも思うんですけど、いわゆる自然の川のように見えるけども人口の川かなと。いわゆる公園内の水系施設というか、そういうふうなもんかなという理解でいいのかどうかというふうに思ったんで、いや、そうじゃないよという方は、それでお答えいただけたらと思うのと、それから、公園管理上の、毎年毎年ランニングコストとしてそれが発生すると。だから今後も毎年似たような金額が発生するというふうに考えていいのかということだけ確認をさせてもらえたらと思います。

藤井本委員長 吉田課長。

吉田環境課長 環境課の吉田でございます。

ただいまのご質問で、まず、河川についてですが、公園内に流れる川ということで、公園の中で庭園なりに流れてる川いうところで、そのしゅんせつというところが主なものでございます。毎年一定量の土砂が流れ込んできますので、近年は毎年こういう額で定期的にしゅんせつ工事をして、公園機能と防災面で保っているという、そういう事業でございます。

藤井本委員長 公園の中の川としてという表現やったけども、川そのものは、種類別に分けたら何になるの。川そのものは。どういう分け方があるのかな。一級河川とか。

吉田課長。

吉田環境課長 環境課の吉田です。

確かなことを確認できませんので、後ほど調べて報告させていただきます。

藤井本委員長 西川部長。

西川市民生活部長 今、山麓公園の河川ということを書いていただいていると思うんですけども、もともと、あこ、山肌の場所であって、もともと水は流れておりました。それを公園にした際に水路みたいな形をつくったもので、一級河川とか、そういうふうな河川ではないんですけども、この事業につきましても河川の浚渫債を利用させていただいて、土砂上げのほうをさせていただいておるんですけども、距離的にも長いですし、予算規模で見ていただいたら50万程度のものなので、毎年、この場所、この場所ということで、管理させていただいておりますシルバーさんとも調整をしながら、今年ここ取ったから来年ここ取ろうというような形の事業となっております。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 分かりました。河川法に基づく川ではないというようなお答えだと思いますので、人工の川で公園の施設の一部であるというふうなことで、承知いたしました。それ、どちらかなと思いましたんで、確認したかったということで、ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、6款土木費の質疑を終結をいたします。

次に、7款消防費、8款教育費の説明を求めます。

内蔵部長。

内蔵財務部長 財務部、内蔵です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、7款消防費及び8款教育費についてご説明申し上げます。

予算書は141ページ下段からでございます。7款消防費、1項1目広域消防費5億5,028万8,000円で、広域消防組合事業でございます。

142ページ、2目非常備消防費では6,986万3,000円で、消防団運営事業で6,677万3,000円でございます。

143ページ中段、3目消防施設費で371万3,000円で、消防施設整備事業でございます。4目災害対策費では1,476万4,000円で、防災対策事業で1,003万4,000円でございます。

続いて145ページです。8款教育費でございます。1項1目教育委員会費では教育委員会事業で148万8,000円、2目事務局費では6億3,072万5,000円で、人件費で特別職1人と職員14人など1億3,971万5,000円、教育委員会総務管理事業で608万9,000円。

147ページ、学校教育事務事業で1,183万1,000円。

148ページ、学校情報化推進事業で3,802万9,000円。

149ページ、英語教育講師派遣委託事業で2,236万6,000円、学校補助金事業で585万2,000円、学校給食特別会計繰出金で4億610万1,000円でございます。

続いて150ページ、2項1目小学校の学校管理費でございます。3億1,324万4,000円で、小学校運営事業で1億9,108万1,000円。

151ページ中段、小学校管理事業で8,764万1,000円。

152ページ、小学校情報化推進事業で3,321万8,000円でございます。続いて、2目教育振興費では4,675万円で、小学校教育振興事業で1,923万8,000円。

153ページ中段、小学校就学援助事業で2,631万8,000円でございます。3項1目中学校の学校管理費でございます。1億3,498万7,000円で、中学校運営事業で5,366万9,000円。

155ページ、中学校管理事業で6,579万8,000円。

156ページ、中学校情報化推進事業で1,552万円でございます。2目教育振興費では5,888万4,000円で、中学校教育振興事業で899万3,000円。中学校就学援助事業で2,435万円。

157ページ、部活動地域展開事業で2,554万1,000円でございます。

続いて、4項1目幼稚園管理費では3億7,518万2,000円で、人件費で職員24人など1億4,488万7,000円。

158ページ、幼稚園運営事業で8,192万7,000円。

159ページ、幼稚園管理事業で1,881万円。

160ページ、子ども子育て支援事業で1億2,955万8,000円でございます。続いて、2目教育振興費では596万2,000円で、幼稚園教育振興事業で513万4,000円でございます。

161ページ、5項1目社会教育総務費で5,133万3,000円で、人件費で職員4人など2,972万4,000円、社会教育総務事業で912万9,000円。

163ページ、社会教育団体運営事業で505万円でございます。下段、2目人権教育推進費では、人権教育推進事業で312万6,000円でございます。

164ページ、3目文化財保護費では、文化財保護事業で928万9,000円、4目公民館費では6,635万9,000円で、165ページ、人件費で職員1人など667万3,000円、公民館分館管理事業で2,379万2,000円、中央公民館運営事業で2,328万3,000円。

166ページ、中央公民館管理事業で1,261万1,000円でございます。

167ページです。5目コミュニティセンター管理運営費では1,039万2,000円で、コミュニティセンター管理事業で1,022万8,000円でございます。

次に、168ページ中段、6目文化会館費では8,276万8,000円で、人件費で職員2人など2,032万7,000円、新庄文化会館運営事業で1,358万4,000円。

169ページ下段、新庄文化会館管理事業で4,514万円でございます。

続いて、171ページの中段、7目図書館費では6,046万9,000円で、人件費で職員2人など1,641万5,000円、図書館運営事業で4,011万円でございます。

173ページ、8目歴史博物館費では7,151万1,000円で、人件費で嘱託員1人、職員4人など3,346万3,000円、歴史博物館運営事業で1,014万6,000円。

174ページの下段、歴史博物館管理事業で2,790万2,000円でございます。

175ページ、9目（仮称）當麻複合施設費では1億5,509万3,000円で、（仮称）當麻複合施設開館準備事業でございます。

続いて176ページ、6項1目保健体育総務費では3,249万7,000円で、177ページ、スポーツ振興助成金事業で952万8,000円、国民スポーツ大会準備事業で1,462万7,000円でございます。2目体育施設費では2億1,912万3,000円で、人件費で職員7人など5,540万6,000円。

178ページ、當麻スポーツセンター運営事業で530万4,000円、當麻スポーツセンター管理事業で2,310万2,000円。

179ページの下段、新庄スポーツセンター等運営事業で529万6,000円。

180ページ、新庄スポーツセンター等管理事業で2,223万6,000円。

181ページ、体力づくりセンター管理事業で1億351万2,000円でございます。

以上で、7款消防費、8款教育費の説明を終わらせていただきます。ご審査賜りますようよろしくお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま7款、8款について説明願いました。

まず、7款消防費に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 2点質問させていただきます。

143ページ、7款1項4目の防災対策費ということで1,000万円余りの予算を計上されております。防災対策費ということで、さきの補正予算でかなり防災備品を購入するということになっていますけども、それらを納める倉庫の設置ということについて、この予算で何か計上されているのか。あるいはそういう計画があるのか、お尋ねをいたします。

2点目、144ページの7款1項4目18節防災士育成支援事業ということで33万円ほど計上されてますが、今年度の防災士受講者を、これは支援するということですが、その受講者目標はどうなっているのでしょうか。併せて、現在、市の職員の方で防災士の資格を持っておられる方、取得してる方が何人おられるか、お聞きします。

藤井本委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。よろしくお願いいたします。

まず1点目の、防災対策費の倉庫ですけども、現在、市内に13か所の防災倉庫がありまして、令和7年度におきまして2か所を増設させていただいたところです。今年、補正予算でも買わせていただく備品につきましては、取りあえずその防災倉庫に入れさせていただくという予定をしまして、計画的にどこかに倉庫を置くという計画は、現在のところはないという状態です。

2点目の、防災士の目標ですけども、令和8年度につきましては、一応15人の受講を見込んでおるところです。こちらにつきましては、令和6年度につきましては8名の受講で、令和7年度につきましては13名の受講があったというところで、令和8年度は15名というところで予算立てをさせていただいております。

職員の防災士の数ですけども、市全体というところでは把握は生活安全課ではしておらず、今現在、生活安全課の職員7名いてるんですけども、そのうちの2人は防災士の資格を持ってるというところです。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 まず、防災備品を納める倉庫ですけども、令和7年、2か所を新たに新設して、今度補正

予算で、パーティションとか、結構大型のものもたくさんあるので、でもそれで間に合うということなんですかね。2か所で。私は、指定避難場所とか、できるだけその近くに分散して、すぐ取り出せるような形でいけばいいのかなと。そうすると、避難者の方もお仕事と一緒に協力しながらできるし、避難所運営にも非常に効果的だと思うんですね。どこかから運び込んでいたら寸断される可能性もありますので、そういう意味で、防災倉庫を指定避難所のところに計画的に設置していくということをぜひ今後検討していただけたらと思います。

それから防災士の受講者目標、15名、年々増えてるということで、いつとき県のほうが抑制しているようなところもあったと思うんですけれども、また増やしていただけてくるようなので、ぜひ、各大字でまだ複数いらっしゃらないところを含めて、置いていく必要があるのかなとも思うんですが、できたら市の職員の方も、例えば指定避難所の運営については、防災士の方々はいろいろ訓練をされて、指定避難所の運営、市の職員だけでは大変なんです、市の職員の方も、防災士でそういう訓練を受けていただいたら、事情もよく分かって、防災士会と協力してやっていけるんじゃないかなと思うので、できたら市の職員さんも、厚く、もうたくさんいらっしゃるのかもわかりませんが、ぜひ、市民の方は大字優先かもわかりませんが、できたら計画的に増やしていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

吉村副委員長。

吉村副委員長 私から1点、予算書の143ページの消防費の2目非常備消防費、12節委託料で測量設計等委託料、予算案の概要によりますと219万2,000円なんです、北花内にあります第3分団のホースタワーの設置工事に伴う設計業務委託料というふうにありますが、これが今からかかる。令和8年度でこのタイミングになった理由と、あと、これが実際に全部建築も終わって、大体いつ頃の見通しであるのかということについてお伺いします。また、これで市内何か所か屯所がありますけども、6か所ですか。全部で。その整備状況について、ホースタワーはどこまでついたかということも併せてお聞かせ願います。

藤井本委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。よろしくお願いいたします。

こちらの委託料につきましては、おっしゃるとおり、第3分団のホースタワーの設置になっております。今なぜかっていいますと、今、第3分団だけが手動の手巻きのホースが残ってまして、ホースを干すのに上まで登っていただくということもございます。これ、消防委員会さんとか、会議とかでも更新というお話が出てるので、今回計上させていただいたところなんです。ほかの分団につきましては、令和2年度に、当初の建替えのときにホースターも一緒に新しくなってまして、第3分団だけが古いまま残ってるというところで、今回計上させていただいたところなんです。

藤井本委員長 この工事の見通し。今回の工事の見通し。

野地課長。

野地生活安全課長 今回、令和8年度に設計をさせていただいて、令和9年度で工事という形を思っ

ております。今回新しくさせてもらうのは、自動でホースが巻き上がるというものをさせていただくつもりです。

以上です。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 令和9年度にはもう工事が出来上がって、それでもう自動で上がっていくやつですね。

これで市内は全てオーケーということですね。ちょうど令和2年度に一斉にいろいろ、ホースタワーというか、自動で上がるものに付け替わったときに、ちょうどあれはエレベーターをつくっておられるメーカーさんが、そういうノウハウも生かしてつくっておられると聞いたことがあるんですけど、あのときにはすごく注文が殺到してなかなか大変やったというふうに聞いたことがあります。私、ホースタワーについては思い入れがありまして、もともと、今でもそうなんですけど、自警団で第4分団の、あれ、干しに行くの怖いんですよ。上がるのが。少しでも安全になって、皆さんが安全に行かれるということ、喜ばしく思います。

以上です。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

杉本委員。

杉本委員 予算の概要のほうでいかせてもらいます。46ページ、災害対策費、1、防災対策事業の中の（5）番、被災者支援システム利用料、災害発生時に被災者の状況等を一元的に集約した被災者台帳を迅速に作成し、関係部局との情報共有ができるクラウド型被災者支援システムを利用する経費って書いてあるんですけども、よう分からないんですよ。これ、どこかのシステムを使わせてもらうという感じなんですか。どういうことが分かるのかっていうのを教えていただきたいです。

その次の9番の感震ブレーカー設置補助金、これ、僕、毎年言わせてもらってるんですけども、1軒つけてても、横が災害時に燃えたら一緒になっちゃうんで、できるだけつけていただきたいなと思って言うてるんですけど、これ、去年に比べたら倍ぐらい予算ついてるんです。ということは、好評、頑張っていたいたんかなと思うんで、その結果発表をやっていただきたい。

その下の、先ほど谷原委員さんの質問とかぶるんですけど、防災士さんの件なんですけども、この前、一般質問でもいろいろ言わせてもらって、防災士さん増えてる。葛城市は多いんで、すごいありがたいことなんですけども、やっぱり偏ってるんですよ。その辺の対策、この前、僕は、担当制にして、この地区はこの方みたいな感じで分けていったらいいんじゃないのというお話はさせてもうたんですけども、その辺の進展具合か、もしくは、おられない大字にはこうやって、こんな強制的にできないんで、こういうふうに言うてます、みたいなんがあれば教えていただきたいです。

藤井本委員長 野地課長。

野地生活安全課長 生活安全課の野地でございます。

被災者支援システムにつきまして説明させていただきます。被災者支援システムとは、個々の被災者の被害状況や避難所での受付、各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項

などを一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の救護の総合的かつ効率的な実施のため、クラウド型の被災者支援システムの導入を予定しております。

このクラウド型被災者支援システムの機能は、大きく分けて3点の機能がございます。まず1点目といたしましては、被災者支援システムとして、被災者台帳の作成、被災住家、非住家台帳の作成、住家など被害一括登録、更新、罹災証明書、被災証明書の一括出力、マイナポータルとの連携によりオンライン手続とかができるものとなっております。

2点目が、避難行動要支援者関連のシステムでございます。現在はエクセルで管理をしています要支援者台帳を、システムで作成や更新することができるようになります。

3点目は、避難所の関連システムでございます。避難所や被災者情報を一元的に管理できます。また、避難所の入退管理アプリをすることにより、マイナンバーカードを活用した入退管理を行えることとなります。また、識別番号との関連づけを行うことで、被災者名簿をシステムに取り込むことにより、当該避難所の要支援者名簿であったり、個別避難計画、被災者台帳との連携をすることができます。

以上のように、このシステムを導入することにより、既存の基幹システムとの連携、コンビニ交付機能の活用ができ、個々の被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項などを一元的に集約した被災者台帳作成や、罹災証明書の発行などの手続などの被災者の援護を総合的かつ効率的な実施が可能となるために、クラウド型の被災者支援システムの導入を行いたいと考えているところです。

2点目の、感震ブレーカーのことだだと思います。感震ブレーカーにつきましては、分電盤の内蔵タイプで、設置費用の2分の1で上限3万円、分電盤タイプの後づけ型の設置費用の2分の1、上限1万円、簡易タイプで設置費用の2分の1、上限3,000円の補助を行っているところです。実績といたしましては、令和4年度の申請件数が、内蔵型で10件、後づけ型で3件、簡易タイプで2件の合計15件で、予算額が66万5,000円に對しまして補助金額が35万1,000円ございました。

令和5年度の申請件数が、内蔵型11件、後づけ型2件、簡易タイプ2件の15件で、予算額が66万5,000円に對しまして補助金額が35万1,000円となっておりますことに対して、令和6年度から、申請件数が、内蔵型19件、後づけ型が8件、簡易タイプが8件の合計35件で、予算額が66万5,000円に對しまして補助金額が65万3,300円となりまして、令和7年度の2月の時点におきましても、内蔵型が21件、後づけ型が2件、簡易タイプ1件の合計24件で、予算額が66万5,000円に對しまして補助金額が64万9,000円となりまして、令和6年度、令和7年度に関しては、予算額をいっぱい執行している状況となっております。

令和8年度につきましては、令和6年度、令和7年度の申請の平均件数が大体月3.3件程度と予想いたしまして、その12か月分の40件を計上させていただきまして、金額として120万円の予算計上とさせていただきました。

大規模地震時の通電火災を防ぐための感震ブレーカーの設置は非常に有効な防災対策ですので、令和8年度は予算額を増額し、より一層の推進を図っていきたいと考えております。

藤井本委員長 林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願いいたします。

防災士につきましては、さきの一般質問で杉本委員のほうからもいろんなご指摘もいただきましたので、ありがとうございます。おっしゃるように、葛城市の防災士さんの数というのは、奈良県内でも、他市の人口当たり比べると非常に多いというふうになっております。ただ、各大字の別で見ますとかなり差があるというのもおっしゃるとおりでございます。それも市としても認識はしております。当然、今、大字の区長さんから、防災士さんになっていただくための候補者というのを挙げていただいているんですけども、そのご推薦いただいた後に、最終、奈良県のほうに申し込む際に、どうしても抽せんという形になってしまいます。これは平等性の観点から抽せんになりますので、こちらでどの大字を少しでも多くというふうな、こういう操作というのができなくなっております。ただ、葛城市の防災士さんというのは葛城市防災士会という組織に属しておられまして、そこで活躍されておられます。普段からいろんなところへ出向いていただく。特に大字もそうなんですけども、そちらのほうで防災に関する啓発であったり、知識の伝達、また、災害時に行かれたときの後の体験談とかを、本当に熱心に啓発、大字とか、そういったところで指導していただいております。そういう観点から、私はこの大字に属してるからその大字の防災士というような、多分、分け隔てはないのではないかなというふうに感じております。

葛城市防災士会に入っておられて、今、担当制にしたかどうかということもございんですけども、葛城市が、もし、災害が起こったときのやはり共助の要として、防災士さんというのは活動しておられますので、その点も踏まえて、市としては、やはりそういう防災士会といろんな対話をしながら、できる限り、全体をカバーしていただくというふうに支援していただくようお願いしたいというふうに感じております。

以上です。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 システムのほうは、災害があったときに、手続とか、いろんなことが簡略化できるという、単純にそういうこと、それがいいもんやからということですね。

感震ブレーカーは、それ、何でそんな、皆さんの関心が上がったから買う人が増えた。特に何も努力はしてないってことですか。違うでしょう。そこを言いたいんですよ。こう努力したから上がってきましたっていう話を、それ、前にも言ったんですけど、やっぱり1軒だけつけてても駄目なんですよ、これ、横の家が燃えちゃったら。例えば10軒ぐらいあるとこの、10軒たまたま全部つけてなかっただけでもセーフなものやと思うんで、努力していただいているというのは数字で出てきてるんで、もろに、そこを教えていただきたいです。

防災士さんに関しては、一般質問でもいろいろアイデアというか、出させてもらって、部長の考えも分からんでもないんですけども、予算見る限り、防災のところでいろいろお金使っていていただきますやんか。ほんで、今年は入っていないんですけども、防災マップであったり、避難所の看板とか、こういうのとかでも、日頃のこういうのを、こういうことをやることに対して、やっぱり防災士さんと行政が組んで、例えば防災マップはこう見るんですよとかっていうのを、日々、細かくでいいから、やっていったらいいんじゃないのっていう

のがこの前の僕の趣旨だったんで、それを、僕、一般質問してからやたら熱心に言うてる感じはするんですけども、やっぱり一歩ずつでも進めていただきたい。おっしゃるとおり、大字で偏ってるから、大字の方々がそこの大字の防災士で、大字のことしかしません。そんなこと全然思っていない。思っていないけど、やっぱり防災士さんも日頃そういった担当制とか分けたときに、あそこの大字行ってくれるって言ったら、あそこの大字のことも気にかけてくれるじゃないですか。その日頃の積み重ねをやっていただきたい。こんだけお金かけるんやったらね。いざというときにそういう対応していただきたいなという意味で質問させていただいてるんですけども、その辺のこれからの展開について、部長、一言、最後言ってください。

藤井本委員長 野地課長。

野地生活安全課長 ありがとうございます。感震ブレイカーにつきましては、委員おっしゃるように、多分認知もあるとは思いますが、私どもも、イベントがあるたびに出向かせていただいて、こういう補助金があるから設置をしてください、であったり、開発とかで新しい家建つ場合であっても、補助金が出るということを事業主さんにもお伝えしてる効果がやっとなってきたのかなって感じてるところですので、今後も啓発は頑張っていきたいと思います。

藤井本委員長 林本部長。

林本総務部長 ありがとうございます。繰り返しの答弁になるかと思いますが。先ほども私が申し上げましたように、まず、防災士会と私ども葛城市のほうの生活安全課というのは担当事務局もさせていただいてます。防災士会のほうとも、本当に対話、意見交換を重ねて、葛城市全体をカバーしていただくような取組ということをやっていききたいというふうに考えております。防災士さんというのは、もう本当に、先ほども申し上げましたように、災害が起こったときの共助の要ということでございますし、地域防災における中心的な担い手となりますので、その点もちろん十分配慮して、対話を重ねていききたいというふうに考えております。以上です。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがたいことに葛城市は防災士さんが多いから、すごいぜいたくな悩みといえればぜいたくな悩みのような気するんですけども、先ほど部長おっしゃったみたいに、いざというときの知識量が違うんですね、やっぱり、全然。僕なんかは全然分らないですけど、そういうのをずっと勉強してはる方々なので、気になるのが、偏った方々が多いというだけなので、日頃、先ほどの耐震ブレイカーに関しても、日頃、大字行って、10人ぐらい集まっていたでもいいじゃないですか。そこでも耐震ブレイカーも言えるわけで、そこで、そんな人あったんという方が1人でもおったら、それこそ防災、いろいろやっていただいていることを伝えるということを、大きい規模でやろうとするからしんどいと思うんです。この前の當麻スポーツセンターでやられたみたいな、大きい規模でやるのは厳しいですけど、今この状況、今こんだけやってますよというのを、日々日々、できるだけ多く伝えていただきたいなと。この前も言いましたけど、そこまでが僕は公助なのかなと思ってるので、よろしく願いしておきます。

以上です。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、7款消防費の質疑を終結をいたします。

それでは、ここで職員の入替え等を兼ねまして、暫時休憩をいたします。約15分したいので、再開を4時50分とします。

休 憩 午後4時31分

再 開 午後4時50分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

まず、次、8款へ入るんですけど、その前に先ほどの6款のところで、国鉄・坊城線のところで建設課のほうから答弁の訂正をしたいという申出がございますので、これを許します。

奥田課長。

奥田建設課長 申し訳ございません。建設課の奥田でございます。

国鉄・坊城線事業におきます説明の中で、増田議長からのご質問がございまして、柿本交差点から西側の道路拡幅、これにつきまして、もう終わってるのかというご質問がございました。その際の答弁としまして、拡幅は終わってますよって話をさせていただいたんですけども、終わってる区間につきましては、柿本南交差点から西側100メートルまでの間、この部分については終わってますというところでございます。残りなんですけども、西へ45メートル、次の交差点があって、その次の交差点から北へ約110メートルほどあるんですけども、その区間につきましては、用地1筆の取得が残っておりますので、この区間についてはまだ道路改良が終わっていないということでございます。訂正のほどよろしくお願いいたします。

藤井本委員長 ただいま訂正をいただきました。

次に、8款教育費に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

木村委員。

木村委員 8款教育費、予算案の概要の48ページ、よろしくお願いいたします。小学校費、1、小学校運営事業、(1) ストレスチェック委託料、これについて、この内容、どんな調査されてるのか。それに対して、対応してどういうふうになってるのか。これ、中学校のほうも同じような内容あるんで、その辺もよろしくお願いいたします。

2点目です。予算案の49ページ、1、中学校費、2の中学校管理事業の(3) 市内中学校トイレ改修工事設計業務委託料、新規1,480万5,000円についてお聞きします。新庄中学校、白鳳中学校の2校のトイレの洋式化、乾式化の工事設計なのか。それと中学校はこれで洋式化、乾式化が全て終わる設計なのか。これ、トイレの設計のみの委託なのか。あと、これからの予定、その辺、よろしくお願いいたします。

3点目です。同じく中学校管理事業、(7) の③白鳳中学校体育館音響設備更新工事、新規726万9,000円についてお聞きします。これについて工事内容、今の音響システムを更新、直されるのか、それとも新しいのを付け替えるのか。その辺をお聞きしたいのと、その下の

④各所改修工事、令和8年度857万7,000円についてお聞きします。令和7年度489万5,000円で、368万2,000円の増額となっております。この工事の改修の内容を教えてください。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。よろしくお願いいたします。

まず、最初のお問いのほうです。ストレスチェックについてになります。ストレスチェックの内容といたしましては、労働安全衛生法によります、心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならないとの規定に基づきまして、57項目の設問に対しまして回答を得て、ストレスの原因となるストレス要因、その要因により心や体に表れるストレス反応、そしてその反応に対する周囲からのサポートの要因の3つの分析により、ストレスの度合いを判定させていただいているものになります。

こちらの実施状況というところで、令和7年度の状況でご説明させていただきますと、対象の方に対しまして、ストレスチェックのほう、こちら、ウェブのほうでさせていただいております。職場もしくは自宅のパソコンより、ウェブ上で行いまして、今回、回答率につきましては、302人の対象者のうち277名の回答ということで、91.7%の回答率となっております。できるだけ未回答がないように、こちらからの声かけ、また、学校長等からの声かけも行っているところではございますが、今回、回答率91.7%というところで、それぞれの個々の結果につきましては、個人がシステム上に表示されますので、ウェブ上で確認をいただいているという状態でございます。

高ストレスの方には、面接指導の対象というところでご案内をさせていただくんですが、対象となった方、今回は54名おられました。こちらとしては個々の結果までは見れませんので、全体的な分析された結果というものを各学校のほう、学校長のほうと共有させていただきまして、学校運営の中でフォローをしていただいているという状況でございます。実際に面接指導の対象となった方につきましては、指導を受けられるかどうかというところでは、今年度はお一方のご希望ということで、その方については受けていただきまして、その後につきましては、また産業医の方の指示に従ってフォローのほうをさせていただいて、個々に対応させていただいているという状況でございます。

次に、トイレの改修のほうをさせていただきます。今回予算に計上させていただいてます、市内中学校トイレ改修工事設計業務のほうにつきましては、対象は、新庄中学校のほうでは南棟校舎と運動場のトイレについて、白鳳中学校では北棟校舎と屋内運動場のトイレについて改修工事を計画するものになります。この計画が、この後工事のほうに進みまして、完了いたしますと、中学校におけますトイレの改修というのは完了させていただけることになります。

今後の状況ということになります。トイレ改修には約4か月から5か月の工期が必要となっております、期間中、児童や生徒の動線と環境の確保、また、その期間中はそのトイレが使えませんので、別にトイレを確保する必要があります。ほかに過去には3校分一括して発注した際に不調に終わったことから、確実に事業が実施できるように、今は1年に1校舎の整備というところで行ってきた経緯がございますが、この方法ではなかなか完了までに

かなりの期間を要することになりますので、今現在、校舎単位ではなく、今後、学校単位で一気に整備ができないかというところを検討させていただいておりまして、先般、一般質問の中でもご提案いただきましたような、リース等も含めながら、方法というのは検討させていただきたいというふうに考えております。改修の順序につきましては、トイレを、学校の中のトイレで一番改修歴の古いところから順にというところで今は考えさせていただいておりまして、何とか令和14年度を目標に完了したいというふうに考えております。

次に、工事のほうのお問合せで、まず1点は、白鳳中学校のほうのお問合せをいただきました、音響の設備のほうです、白鳳中学校体育館の中の音響設備は、現在、老朽化により不具合が出ておりまして、式典等に使用する際にも支障を来している状況でございます。現在、ポータブルの音響機器にて代用していただいているところですが、今回、こちらの工事では、ミキサーやアンプ、スピーカー等の音響設備全体の更新を行おうとするものとなっております。

最後、あともう1点が、各所改修工事のほうになります。こちらに関しましては、まず、令和7年度に関しましては、新庄中学校の北棟校舎の北側に北棟校舎のための昇降口等がございます。こちらのほうが雨漏りがしておりましたので、こちらの防水改修工事のほうを実施させていただいております。令和8年度の主な内容といたしましては、後で分かったのが、その後、新庄中学校の給食配膳室のほうがございます。プラットフォームのほうに上屋がついてるんですけども、そのところからも雨が今、染み込み出しているというところが確認できましたので、こちらの防水改修を実施させていただきたい。また、白鳳中学校のほうでは、中庭のほう、れんが敷きになっているんですけども、一部でれんががめくれてきております。この部分の補修や、屋内運動場の縦どいぐだいが劣化してきておりますので、場所によっては、割れて水があふれてしまっているという現象が出ておりますので、こちらの取替えを行いたいと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 木村委員。

木村委員 ありがとうございます。ストレスチェックですね。これ、僕も親として、今回卒業させてもうたんやけど、やっぱり先生すごく大変やなと思うんで、この辺、子どもに対してのメンタルは何かいろいろありますけども、先生も、僕、ほんまに見てて大変やと思うんで、この辺、また、もうちょっと、回答されてない人もいてるんで、その辺もまたしっかりやっていただいて、先生のストレスないようにだけ、よろしく。これに関しては分かりました。ありがとうございます。

あと中学校のトイレに関しても、それこそ一般質問でさせていただきました。ほんで今回、設計に入ることなんですけども、これに関してもう1点、トイレのみの工事なのかと。今聞いた中では、休み期間じゃなくて、学校やりながらっていうのでいいのかだけ、確認よろしくをお願いします。

音響に対しては、これ、ぶっちゃけ、教育長ありがとうございます。11月に学校のほうに、これ、ほんまに音悪いって、ポータブルでやってるというのをいろいろ聞きました。1

回見に行かせてもうて、ほんで、ほんまにそういうのを確認させていただいたんで、教育長に言ったら、「分かりました」って言うたはったんやけど、次の実は一般質問を考えてて、それを言おうかなと思うたら、今回こうなったんで、1つ一般質問の内容がなくなったんで、次また探さなあかんと思いますけど、即対応していただいて、ほんまに音響に関しては、入学式、この間、卒業式も、ちょっと音悪いいうて、どないかならんものというのはやっぱりあったんで、その辺は今回で直ると思うんで、また、その辺はありがとうございました。これに対しても、ありがとうございます。

それと、各所改修工事の、中学校の、防水ですよ。新庄中学校に関しては、耐震であったり、工事過去にやられてると思いますけども、その辺の耐用年数的にはもう無理ということとで雨漏りしてるのか。その辺だけ、再確認させてください。

藤井本委員長 葛本課長。

葛本教育総務課長 まず最初に、トイレのほうの改修なんですけれども、これにつきましては、今、トイレ改修の工事を発注させていただきますと、工期としましては、少なくとも現場での工事に4か月以上はかかっているというのが現状でございますので、夏休みとか、今までの長期休みだけではどうしても工事ができない状況になっております。そのため、学校運営をしながらというところになりまして、これが進捗をなかなか進めにくいところでもあります。

それから、もう1点聞いていただきました、防水改修の部分ですね。当該防水改修したところにつきましては、たしか平成20年、耐震の改修をされたときに防水改修はされてるかとは思いますが。ただ、屋上防水の保証につきましては10年、それを超えますとやはり劣化が進んでくるというところで、今回はシート防水のほうに小さなピンホールのような穴が何か所か見られたので、恐らくはそこからかなというふうには推察はしてるんですけども、どうしても、水がどのルートで入ってくるかというのはなかなか確認がとれないので、そういった事象が出てきた場合には、こういう形で改修を進めさせてもらってるというところでございます。

新庄中学校に関しましては、トイレのみを考えております。白鳳中学校につきましては、基本的にまずメインがトイレなんですけども、今、白鳳中学校北棟の防火扉のほう、だいぶ劣化が進んでおりますので、この機会に防火扉の一部に関しては改修のほうに盛り込めたらというふうには考えてはおります。

以上でございます。

藤井本委員長 木村委員。

木村委員 ありがとうございます。学校やりながらなんですよ。小学校のときも言わせてもうたけど、安全だけ、くれぐれも業者任せにならんようにだけ、業者はやっぱりどうしても楽なほうを選ばすんで、安全は常に確認していただくのと、あと、昨日、ほかのやつで言わせてもうたやつ、2026年の1月1日に工作物のやつで解体のやつで出てるんです。これ、トイレから出た配管とか、いろいろあるんですよ。アスベスト関係、あるのかもちゃんと調査していただいて、やりながらやったら特に、子どもにそれこそ飛散したらあかんので、それなかったら全然問題ないんですけど、その辺も、いろいろ工作物に関する、その辺がルール適用

外なんかどうなんかなんかだけしっかり確認してやっていただきたいです。

防水のほうなんですけども、防水、給食のほうも、非常に漏れたりしたら給食の上のところやから、漏れたらまずいんで、やっぱりしっかり防水はしないといけない。確かめる方法はあると思いますので、水でカラーのやつを入れて、どこから漏れてるかという確認もありますので、その辺もしっかりしていただいて、今回で何が一番適してるかだけ、しっかり計画を立ててもらって、それもよろしく願いしておきます。

ありがとうございました。

藤井本委員長 ほかに。

靄本委員。

靄本委員 よろしく申し上げます。予算書の149ページ、8款教育費、1項教育総務費、2目事務局費のうち、12節委託料について、大きく分けて2点お伺いいたします。今回、新規の事業で学校ネットワーク改善業務委託料198万円と、同じく新規の事業でゼロトラストネットワーク基盤整備等業務委託料1,030万とICT支援業務委託料714万円が計上されてますが、それぞれの業務内容と目的についてお伺いいたします。

あともう1点、この中の、ゼロトラストネットワークを導入した際の期待される効果についても教えてください。よろしく申し上げます。

藤井本委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。どうぞよろしくお伺いいたします。

それでは1点目の、ネットワーク改善業務委託料の件でございます。こちらにつきましては、GIGAスクール構想において令和2年度に整備いたしました市内の小・中学校のネットワーク機器につきまして、整備してから5年が経過しております。機器については7年程度の使用を前提に考えておりまして、令和9年度には更新をしたいと考えており、更新に向けまして、ネットワークの構成や必要な機器、それからアクセスポイントの設置場所等についての検討設計業務を委託するものでございます。

次に2点目の、ゼロトラストでございます。こちらにつきましては、学校の先生が使用しております校務支援システムについて、令和7年9月から県内の自治体が共同で調達したクラウド型の県域の校務支援システムに変更になっておりますが、セキュリティー対策といたしまして、グーグル社のゼロトラストセキュリティーを前提にしたシステムとなっております。校務支援システムは、児童・生徒の出欠や健康管理、成績など多くの個人情報記録されておまして、利用自治体は、ネットワーク上にある児童・生徒の個人情報の漏えいを防ぐために、グーグル社のゼロトラストネットワークの仕組みを利用してセキュリティーを確保、維持、管理する必要があることから、その費用を計上しております。

事業効果といたしましては、もちろんセキュリティーが向上することと、今まではネットワーク分離という形でセキュリティーを行っていたんですが、それではなくて、アクセス制御によるセキュリティーという形になって、ネットワーク分離がなくなるということで、先生方が今までは校務用のパソコンと授業用のパソコンの2台持ちをしていたのが、今後1台に統合していける見込み、その費用の軽減が見込まれること、それから、端末の使い分け、

またデータの移行が不要になることから、業務の効率化により教職員の方の働き方改革、負担軽減にもつながるものと考えております。

それから3点目の、ICT支援業務委託料でございます。こちらにつきましては、GIGAスクール構想による1人1台端末が整備されまして、市内各小・中学校の授業において広く活用しておりますけれども、一方で、学校間、また教員間において、ICT機器の効果的な活用については、少なからず格差が生じていること、また、利用する機器やソフト等が増えるにつれまして、活用のための準備や管理等、教員の負担が増加していることなどの課題が出てきておりました。これらの課題解決の一助とするとともに、ICT機器を有効活用するということで、学校への人的支援が必要との考えから、ICT機器に精通した支援員の方1名に市内の小・中学校を巡回してもらう費用となっております。

以上でございます。

藤井本委員長 靄本委員。

靄本委員 ありがとうございます。理解いたしました。今、本当にICT環境が拡大する中で、今言われました、個人情報漏えいであったり、最悪な話、学校システムの停止であったりという防止には必要不可欠だと思います。また、授業の生徒の学習環境と、先ほど言われました、教職員の業務の効率化というのも理解しましたんで、そのまましっかり進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。関連。

奥本委員。

奥本委員 関連で、今のゼロトラストの件でお伺いします。

校務用端末の使い分けしなくて済むようになるということなんですけども、外部のネットワークと内部的なこの使い分けとは別に、USBの扱いなんです。基本的に校務用パソコンではもうUSBのポートとしてあって、使えなくなって、それを使うためにまた別のパソコンを使ってらっしゃったというところが現場ではあるんですけども、これが一本化すると、学校内でのUSBのデータの扱いというのができなくなるんか。それとも何か、ゼロトラストでその辺制御できるんか。そこだけよく分からないんで教えてください。

藤井本委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課の森本でございます。

その辺りはまた確認させていただいて、後ほど回答させていただくようにいたします。

藤井本委員長 後ほど回答してください。

ほかに。

吉村副委員長。

吉村副委員長 私は3つお伺いしましょうか。これを伺います。

まず最初、149ページ、8款教育費、1項2目の18節学校創立記念事業補助金ということで、予算案が48ページ、去年は當麻小学校100周年おめでとうでございますということで100万円あったんですが、今回、予算金額200万円ということで、恐らく新庄小学校と新庄北小学

校のことだと思うんですが、この内容とか内訳についてお伺いをいたします。

それからあと、予算書の172ページ、図書館なんですけど、7目図書館費の17節備品購入費の図書購入費というのがあります。令和7年度、葛城市の當麻図書館、新庄図書館合わせて700万円、令和7年度はあったと思うんですが、350万円に、半分になっています。これは恐らく新庄図書館の分だけだというふうに思うんですが、もし、できましたら、書籍によって単価はみんな違うと思うんですが、想定している冊数とか分かりましたら、それもお答え願いたいと思います。

175ページの、これも同じく図書館費で、これは9目になります。(仮称) 當麻複合施設費の17節の図書購入費、こちらのほうは2,554万8,000円ということで、新しく図書館ができるということで、非常に素晴らしいというか、立派な予算をつけていただいているかと思うんですが、これの通常の公共図書館、蔵書構成、開館のときに、一般的な公共図書館の蔵書構成があらうかと思いますが、やはり當麻複合施設ですので、これが売りやとか、これが特色があるというような、ここに力入れているという、蔵書構成上、そういうことがありましたらお答え願いたいと思います。また、併せて、もし、冊数ベースで想定されてるのがありましたら、お答え願えたらと思います。

以上です。

藤井本委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課、森本です。よろしくお願いいたします。

1点目の、学校創立記念事業補助金でございますけれど、おっしゃっていただいているとおりなんですが、令和8年度には新庄小学校が150周年、それから新庄北小学校が50周年の記念事業を予定されております。それで地域の皆様とともに祝いし、学校の歴史を振り返り、伝統を次の未来へ受け継いでいくという、そういう目的で記念事業が円滑に進められるように、葛城市立学校創立記念事業補助金交付要綱に基づきまして、100万円を上限に補助金の交付を予定しております。

以上です。

藤井本委員長 石川館長。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 図書館の石川です。よろしくお願いいたします。

先ほどのご質問ですけれども、図書購入費の350万につきましては、1冊当たり1,750円と考えまして、2,000冊の購入を計画しているところでございます。ただ、最近、本の単価もだんだん上がってまいりまして、なかなか2,000冊を購入するのも難しくなってきているところではございますが、人気のある文庫本でありますとか、話題性のある新書等を、少し値段が安いものでございますけれども、そういうのも組み合わせて2,000冊というのを目指しているところでございます。

それから、新しい當麻図書館の本のほうでございまして、こちらのほうは、一般書と大人向けの本と児童書につきましては、それぞれ6,500冊ずつの購入を目指しているところでございます。新しい當麻図書館につきましては、もともと當麻図書館といいますのは、子どもに対する楽しい本を届けたいというボランティアの方々の活動があって當麻図書館が

できたということを聞いておりますので、それはやっぱり引き継いでいきたいと思っております。まして、新しい當麻図書館につきましては、児童書の充実というものを目指しております。

新庄図書館とのバランスもございますので、新庄図書館のほうの全体的な蔵書の構成といたしましては、大人向けの本を6、子どもを4と考えまして、當麻図書館はその反対の、子どもが6で大人が4というような割合で本の構成を構築していけたら、葛城市として1つの公共図書館の役割を果たしていけるかというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 今、石川館長、ご答弁いただきましたけれども、蔵書構成、比率、當麻図書館が児童書6で大人が4、新庄が大人が6で児童書4ということで、非常に理にかなった蔵書構成だと思います。もともと、當麻図書館は立地上も、子どもさんだけで来やすいというところがあり、もともと児童書ということ、充実しているという、本当にそういう意味でも、そういった伝統を、今までのものをきちっと受け継いでおられるということで、その強みをしっかりと受け継いでおられるということの評価したいなというふうに思います。

それからあと、新庄図書館ですが、これは要望だけなんですけど、當麻が新しくなるということで、半分の350万なんですけど、新庄はもともと當麻と比べるとやっぱり面積も大きかったんで、蔵書の購入金額も大きかったと思いますので、また、350万、令和8年度はそうなんですけれども、また令和9年度以降は、書籍の単価上がってます。今、文庫本でも1,000円を超える本が結構普通に出てきてますので、それでもなかなか書店さんが大変苦しいような状況なんですけれども、それでも、また、そちらのほう、新庄のほうを増やしていただけたらなと思います。

あと、これに引っかけたんですが、新庄図書館につきまして、職員体制ですね。今、當麻図書館と新庄図書館と常勤の職員さんが1名ずつというような状況になってたかと思いますが、當麻のほうで指定管理者さんが入れるということで、新庄のほうの職員体制どうなるのか。常勤職員さんとそれからあと会計年度任用職員さん、どんな感じになるのかということと、それからあと司書の有資格者、これは見通しだけだろうと思いますが、お答え願えたらと思います。

それからあと、當麻図書館のほうにつきましては、大量に新しい本が入りますので、古い本の中でも除籍ということが出てくると思うんですが、今、除籍作業についてはどのようにされているか。古い本の除籍作業についてはどのようにされているか。また、除籍作業の見通しみたいなものがあれば、お教え願えたらと思います。

それから、小学校の周年事業ですが、私、新庄小学校は1年間行っていて、それから、梨本さんも1年間行ってたんですけど、それから、新庄北小学校は3年間行ってたんです。私、4年生のときに新庄北小学校ができて、ということでございますが、これの上限100万円の使い道といいますか、これはどういったことを想定しての補助金か、確認させていただきたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 石川館長。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 新庄図書館の令和8年4月からの職員体制でございますけれども、當麻図書館のほうで指定管理者による運営が始まりますので、現在、當麻図書館にいてる正職のほうは新庄図書館のほうに移ってくることを思っております。また、会計年度任用職員のほうは、令和8年度は7名の体制になる予定でございます。1人、當麻の会計年度で司書の資格を持っている会計年度任用職員を新庄のほうに1人、配置替えといいますか、雇い替えするという方向で考えております。

それからあと、除籍のほうでございますけれども、除籍のほうは、令和6年度からどんどん除籍をしていっている状況でございます。新しい當麻図書館に移りますのに、あまり、もう古くて内容の伴わないようなものは今の段階で除籍していこうと思っております。中身を見てみますと、もう20年以上貸出しに出てないような本も多々ありますし、内容がもう今の現代のものに通じないような内容もありますし、また、表現方法が古くて今の子どもたちにはなじまないような本もあります。そういうものを1冊1冊中身を確認しつつ、除籍を進めているところでございます。今年度も、今現在で2万5,000冊の除籍を行ったところでございます。今後も、もう少し、蔵書のほうを整理していきたいと思っておりますので、また、令和8年度も除籍のほうは少し進めていきたいと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 森本課長。

森本学校教育課長 創立記念事業の支出の対象経費、こちらにつきましては、記念事業に係る費用といたしまして、例えば講演会の謝礼、それから事務用品、記念誌などの印刷製本費、通信運搬費などを想定はしております。

以上です。

藤井本委員長 吉村副委員長。

吉村副委員長 周年事業に係るものについては、大体それに係るようなものを全て想定されているということで、承知いたしました。令和7年度、令和8年度と、こうやって市内の小学校が周年事業を迎えられると、これは本当にありがたいことかなというふうに思っております。

それからあと、當麻複合施設の新しい図書館ができる。新しい入れ物にはやっぱり新しい中身といいますか、そういう意味で、除籍作業も令和6年度から順次行ったださってる。しっかりと見ながら除籍作業を進めておられるということで、こちらのほうも開館楽しみにしていきたい。

それからあと、そのことも併せまして、2館体制がまた続きますけれども、更に公共図書館が充実していくということを願っております。

以上です。

藤井本委員長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。179ページ、6項2目体育施設費、一番下の市民体育館等管理事業、これ、全般のことをお聞きしたいんです。清掃委託料、設備等保守点検委託料で138万

3,000円。これ、保守のほうはええとしても、清掃ってどれぐらいの頻度でどんなことをされてるのか、教えていただきたいんです。

次に、予算の概要のほうで言わせてもらおうと、市民体育館ＬＥＤ交換、修繕、これは、修繕費の中に入ってるのかな。修繕料の中の134万円ってことなんですかね。これはもう前から、体育館暗いからという話をさせてもうて、替えていただけるのはありがたいんですけども、次に３番の市民体育館防球ネット設置工事、これ、市民体育館の間にネットをつけていただけると。これ、空手とか剣道とかやられてる横で球技やられたら危ないじゃないかといっってやっていただいたんで、ありがたいんですけども、ほかの体育館はどうなんですかねっていうとこなんですよ。僕の聞いた話は、市民体育館だけ、なぜかなかったという話だったんですけども、その辺、調べていただいていると思うんで、お願いします。

藤井本委員長 勝浪主幹。

勝浪体育振興課主幹 体育振興課、勝浪です。よろしくお願いします。

まず１つ目の質問です。市民体育館の清掃ですけども、窓ガラスの清掃、年１回、床、トイレ清掃、年６回、マットの交換、月１回とモップの交換、月２回を行っております。

２つ目のＬＥＤですけども、ＬＥＤの交換で取替えをさせていただきます。７か所を考えてまして、７か所の交換をさせていただきます。

杉本委員 修繕料の中に入ってるの。

勝浪体育振興課主幹 修繕料の中に入ってます。

藤井本委員長 中に、それで全部じゃないね。だからＬＥＤに係る分は幾らとか言うてくれはったら分かりやすいです。

勝浪体育振興課主幹 全部で152万円のうち、ＬＥＤは７台で134万円。それと、あとは体育館の主な枠の修理で18万円を見ております。

藤井本委員長 ほとんどがＬＥＤやね。

勝浪体育振興課主幹 ＬＥＤがほとんどです。

それと防球ネットですけども、今おっしゃられたように、新庄スポーツセンター、當麻スポーツセンターについては設置されております。今回、新たに市民体育館のほうで設置を予定しております。

以上です。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 清掃に関しては、やられた後というのはチェックとかされてるんですかね。窓とかやっていただいているとおっしゃったんですけど、僕、３日に１回ぐらいおるから、いろいろ気になるところがあって、夏とかやったら、もう虫死にまくってるんです。窓の下とかね。そういうのとかチェックされてるのかなっていうのが気になってて、やられてるのは知ってたんですけど、どうなんでしょうっていうところがあるんで、せっかくこんだけお金使うんやったらきっちりやっていただきたいなと。トイレとかはほんまにきれいにやっていただいていると思うんですけども、その辺のチェックされてるのかっていうのと、もう一つは、ＬＥＤは、ほんなら、そのほかの修繕があるからこの数値が合わないということですね。それはありがたう

ございます。

ほんでネットに関しては、どういうふうにつくんですかね。構造上そこが。言うた割にどないつくんやろうと思っとったんですよ、僕。どこにつけて、どういうふうに置いてあるのか。ずっとネットしてるわけにはいかなので、僕から言い出した割に、どないしてつけんのかなと思ってたんですけど、その辺教えていただきたいです。

藤井本委員長 勝浪主幹。

勝浪体育振興課主幹 清掃の後の確認ですけれども、確認はさせていただいてはおるんですけども、今後強化をさせていただきたいと思います。

防球ネットに関しましては、体育館を東西に分けるように、上にワイヤーを通しまして、ワイヤーで開閉できるようにさせていただく方式で、ほかの体育館と同じような感じになると思います。

以上です。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 今の真ん中に入れるネットです。今、主幹が言ったとおりで、南北ではなく、東西に真ん中で区切るようにします。という、杉本委員もご存じのように、ステージがあるので、ネットが真ん中に行ったらどうじゃないのというのを心配されてると思うんです。要は、普段使わないときは、ネットを一旦、2階の観客席にまくり上げて置いておく。引っ張って。要るときはそれを下げて、西まで引っ張って行って、ボールが行かないようにする。そういうふうな感じのイメージを抱いてもらったら分かりやすいかなと思います。

以上でございます。

藤井本委員長 これ、今の分かりにくいね。東西でネットを引いたら南北で使えるということやね。

東 副市長 そうです。

藤井本委員長 だから使用者側から考えると、南と北に分けて使うということやね。東西に引くと。分かりました。

杉本委員。

杉本委員 あのネットがあるおかげで使い方がかなり変わってくると思うんです。ほんまにこれ。例えばドッジボールやりたいけど、横がほかの団体で危ないからといって、昔は保護者の方々が真ん中に立ってボールを止めてたぐらいやからね。これはほんまによかった。ほんまにありがたいんですけど、質問できへんか。ありがとうございます。後で聞きましょうか。

ほんなら、お願いは、清掃のことにに関してなんですけど、何回するかというのは一旦別にして、夏ですよ。いつも僕が思うのは。虫がすごい、セミとか。部長にお願いした、上、開いてるからね。夏であろうが、冬であろうが、雨であろうが、何であろうが、上は開けっ放しなんですよ。それ何でなんかよう分からないですけど、何で開けたいんかは分からないですよ。でもずっと開いてるから、虫がずっと入ってきたりしてて、ほんで練習とかしてても、子どもらは「カメムシ」言うてますよ。夏の夜とか。だから閉めたらええと思うんですよ。何とかしてね。掃除に関しても楽になると思うんですよ。虫が入り放題なんで。ほんで、LED替えるとき、多分あそこの中、山ほど虫入ってると思いますわ。多分。だから、そう

いうのも踏まえて、一式その辺やっただけならと思いますので、よろしく願いしておきます。

以上です。

藤井本委員長 今の体育館の話やけど、床の掃除って年に6回なんでしょう。だから、清掃してもうた後のチェックというよりも、日々見てないと、こんな上が開いてるなんて昔からの課題ですやん。だから日々の清掃というか、日々の床の管理というのをしないと、今の問題は解決しないと思いますわ。そうか、おっしゃってるように上を閉めてしまうか。これ、もうずっと前からの課題じゃないですか。それをお願いします。

ほかに。

谷原委員。

谷原委員 そしたらよろしくお願いします。まず最初ですが、147ページです。8款1項2目14節学校管理事業の学校施設LED化ESCO事業委託料として39万6,000円。これ、委託内容、委託予定先等分かりましたらお願いいたします。

それから2つ目、149ページ、8款1項2目12節英語教育講師派遣委託事業ということで、2,200万余り計上されてますけれども、これ、昨年度と同額の予算になってるんですが、今、人件費等やっぱり変化してきていると思いますので、この点について、同額ということがどうなのかということでご質問します。

それからあと、これは2つ一緒に行きますけども、要保護・準要保護児童援助費なんですけれども、小・中学校ありますので、併せてお願いします。153ページ8款2項2目19節のところ。小学校の要保護・準要保護児童援助費なんですけど、これ、昨年度予算から減額となっております。それから、156ページ、8款3項2目19節の中学校管理事業の要保護・準要保護児童援助費の中で、これも減額となっております。昨年度と比べて。その理由を教えてください。

藤井本委員長 以上3点。

葛本課長。

葛本教育総務課長 教育総務課の葛本です。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうからは、学校施設のLED化ESCO事業の分の委託料のほうに關しましてご説明をさせていただきます。予算に上げさせていただいておりますのが39万6,000円となっておりますが、この事業に關しましては、令和5年度に債務負担行為を上げさせていただきまして、令和5年度、事業者を決定させていただいております。事業者のほうは、東芝エレベーター株式会社関西支社となっております。令和5年度に公募型プロポーザルを実施させていただきまして、3者の応募があった中で、優先交渉権者として選定し、契約に至っております。

事業の全体の内容といたしましては、令和6年度に学校施設の、今、新庄小学校で工事をしております管理棟を除きます、外構等も含める全ての照明設備についてのLED化を行って、そしてそれを受けて、令和7年、8年、9年の3か年に關しましては、まず第一には、整備したLEDの照明設備の保守というところで、維持管理というところで、まず年に1回

は必ず巡視、目視で照明器具の状況の確認をしていただくということと、もし、不点灯になった場合には、修理の対応をいただく。ただし、照明器具に対しての維持管理ですので、その原因がまずどうであるか。例えば配線とかの問題である場合には別途とはなりますけども、器具自体に問題がある場合には請負業者の負担で交換というような維持管理がございます。

もう1点、検証の部分でございます。効果検証につきましては、まず、今回の事業、ESCO事業につきましては、照明設備の使用時間や電気料金に変動がなければ、今回の事業負担に見合った電気料金の削減効果が得られることを前提としておりますので、基本的には、契約が成立するということがまず減額が確定するのと同意義になってまいります。ただし、実際には、やはり使い方であるとかいうところで効果がどこまで出ているのかというところがありますので、その部分について検証を行うものにはなってまいります。

検証方法としましては、照明設備以外にも様々な電力を要する設備がございますので、照明のみの電気使用量というのを明確にできることはないんですけれども、施設全体の電気使用量の事業の実施前後を比較させていただきまして、削減効果が出るかどうかというところですね。そしてまた、想定 of 削減効果と異なる場合には、その要因につきまして、照明以外の電力を消費する設備、備品等の状況から考察をしていただくというふうな内容となっております。

以上でございます。

藤井本委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課、森本です。よろしくお願いいたします。

2点目の、英語教育講師派遣委託料で人件費などに変化がないのかというご質問でございますけれど、こちらにつきましては、プロポーザルによる業者選定を行いまして、令和6年度から令和10年度までの5年間の長期継続契約を行っておるために、今のところ、金額に変更はございません。

それと3点目の、要保護・準要保護の減額理由でございますけれど、主な理由といたしましては、こちらには、令和7年度までは給食費の援助も入れておったんですけれど、令和8年度、小・中学校の給食費の無償化を実施することから、就学援助費の計算から給食費分を除外したため減額となっております。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。ESCO事業のことについては、この委託料の中に検証についての作業も入ってるという理解でいいですね。分かりました。

次に、英語教育講師派遣委託事業ですけれども、長期契約になっているのでこの契約金でいくということですが、今、大変物価高騰ということで、今、春闘でも満額回答というふうにあるように、国を挙げて実質賃金に見合う賃上げをということで、これは公共調達におきましても、委託料や工事請負については、政府のほうがりっっかりと価格転嫁ができるように、そういう指示が多分来てると思うんです。そのときに契約にそういうことが含まれておれば、つまり、環境の変化によって再度協議すべきような事項が入っていたら、こ

れはやっぱり丁寧な対応が要るのかなというふうに思うんです。でないと、結果として、非常に子どもたちへの教育の部分で人件費が削られて、十分なことができないというふうなことになることは避けなければならないと思いますので、この点、もう一回、このままいくのか。あるいは契約を見て検討するのか。そこをお聞かせ願えたらと思います。

それから、要保護・準要保護の件については分かりました。ありがとうございます。

藤井本委員長 森本課長。

森本学校教育課長 英語教育の件でございますけれど、今のところ、業者のほうからそういう要望というのは聞いておらないんですけれども、私ども、契約書をもう一回見直させていただいて、できるのか、できないのか、また判断していきたいと考えております。

藤井本委員長 ほかに。

奥本委員。

奥本委員 2点お伺いします。

162ページ、8款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、これの社会教育総務事業の12節委託料と13節使用料及び賃借料、2つ一緒になっておりますので、これ合わせていきます。施設予約システム導入に関するところなんですけれども、新たな予約システムを導入されるということなんですけど、まず、従来使ってたe 古都ならからの乗換えになると思うんですけれども、なぜ変更するのか。その理由を教えてください。また、委託先はどこでしょうか。この2点。

続きまして、2つ目の質問が、172ページの8款教育費、5項社会教育費の7目図書館費、図書館運営事業の、これも2つ一緒に行きます。12節委託料と13節使用料及び賃借料、図書館システム使用料というところなんですけど、予算の概要の54ページを見ると、その下に現行システム関連経費というところが令和8年度にないということなんで、恐らくこれもシステム入替えに係るところかなと思うんですけれども、新システムに移行する理由をまず教えてください。現行であれば、どこが変わるのかということも併せてお願いします。

藤井本委員長 石橋課長。

石橋生涯学習課長兼中央公民館長 生涯学習課の石橋です。どうぞよろしくお願いします。

これまで使用しておりましたe 古都ですが、令和7年12月末で運用が終了しております。また、令和8年1月からは奈良スーパーアプリを使用しておりますが、奈良スーパーアプリは、予約の状況の確認しかできず、予約ができない状況になっております。そこで、令和9年度に開館予定のn i c o n o w aも含めた葛城市独自の施設予約システムの導入を検討しております。業者につきましては、今、複数の業者とお話をさせていただいておりまして、令和8年度に業者のほうを決定させていただきたいと思っております。

以上です。

藤井本委員長 石川館長。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 図書館の石川です。よろしくお願いいたします。

図書館システムの件でございますけれども、こちらのほうは、令和7年の11月から新しいシステムに入れ替えまして業務を行っているところでございます。新しいシステムに関しま

しては、旧のシステムにはなかった機能を追加しておりまして、セルフ貸出し、また、スマホの利用券、ネットによる利用券の事前申請、それから読書履歴の管理、オーディオブックといった新しい機能を追加したものでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。まず、施設予約システムです。e 古都ならが令和7年12月で運用を終了して、その後、奈良スーパーアプリを使っていたと。ところが予約ができない。ということは、葛城市は今回新しいシステムを構築するということですけど、今現状どうなってる。予約できなかったら、どういうふうに予約されてるんか。何か窓口対応で人海戦術でやってるということなんですかね。そこ、もう一回確認です。

それから、葛城市独自になった場合、システム構築費というのは委託料の中で全部入ってるんですか。開発費というのは。そういう認識でいいのか。お願いします。

それから図書館のほうですけども、新しいシステムにもう既に入れ替わってるということですけども、セルフ貸出しとかスマホ利用ができるということで、私も知らなかったんですけど、すばらしいですね。ということは、従来の図書カードとかはもう要らなくなるということ……。

(「いやいや」の声あり)

奥本委員 あれは要るんですか。スマホでいけるというんだから、それでいけるのかなと思ったけど、違うんですね。もう完結したけど、もう一回、改めて、従来の図書カード要るのか、要らないかだけ、答弁お願いします。

藤井本委員長 石橋館長。

石橋生涯学習課長兼中央公民館長 奈良スーパーアプリを今現状使っておるんですけども、先ほど申しましたとおり、予約ができませんので、利用者の方は予約できるかどうかを確認するだけで、私どもの窓口のほうに来ていただきまして、予約申請をしていただいております。

もう一つ、こちらのほうの予算の中に構築費というのも入っております。

以上です。

藤井本委員長 石川館長。

石川生涯学習課主幹兼図書館長 従来の図書館カードが要るかというご質問でございますけれども、従来の図書館カードは必要でございますので、今後も使っていただけたらと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 了解しました。

まず予約、現状窓口で対応されてるということが、システム導入によって、その辺自動でできるということですね。ありがとうございます。

予約カードの件、了解しました。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 予約システムを聞きたいんですけど、これ、システム、どこで、パソコンだけですか。アプリでも使える。というのも、葛城オリジナルのやつでやるって決めはったわけですね。これ、だから葛城の全部の施設対象でしょう。もちろん。なぜか當麻複合施設って先に書いてあるから分かりにくいんですけど、全部の施設の予約をこれで独自でやっていかはると思うんですけども、これ、どういうのを予想されてはるんですかね。例えば会員制で、葛城市の方やったら先に予約できたりするじゃないですか。そういうことも可能なのか。ただの予約をとれるだけの、言うたら、前のやつと一緒にようなものを考えてはんのか。その辺のもうちょっと込み入った話を聞きたいです。

藤井本委員長 石橋館長。

石橋生涯学習課長兼中央公民館長 まだ現状、業者のほうが決まっておりますので、細部のところがまだ決まっておらない状況ではございますが、市のほうの思いとしましては、まずはオンラインの施設予約を始め、施設使用料のオンラインの決済も対応できるシステムというのを予定しております。導入予定施設につきましては、先ほど申しました、niconowa、中央公民館、マルベリーホール、あかねホール及び体育振興課が所管するグラウンドや体育館等となっております。

以上です。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 できれば、ぜひ、ほんなら、アプリで、携帯で、例えばチームであったらチームで登録できたり、予約も、葛城市の方はちゃんと登録していただいたら、それ何か、マイナンバーとかあるんか分からんけど、そういうのもやっていただいたら先行してとれるよということもできるようにしたり、今までのやつってあんまりなんです。結局、奥本委員さん心配して、とれへんかったら、大丈夫だったんですか、その時期。大丈夫なんです。使わんから。皆は窓口行ってやらはるから。できるだけこれ使うんやったら、次は、逆に言うたら、窓口で予約しやんでええような、今、中央公民館でも窓口予約って結構時間限られてるんですもんね。ああいうのを負担避けるためには、かなり、せつかくこんなお金使って独自にやっていただけるんやったら、他市とかでも多分ええのあると思うんです。そういうのを参考にしてもうて、ぜひぜひ、皆さんが、そこで一発でとれるように、決済できるんやったら最高ですわね。そういうふうなやつ、できればつくっていただくように、いろんな人の声を聞いて、団体さんとか、ずっと定期的にとられてる方もおるわけで、そういう方の声とか聞いて、サッカーのグラウンド場やったら、登録しておいたら葛城市の子が使ってるよって認めれるじゃないですか、次からね、逆に。もう見に行ったりしやんでええわけで、そういうのが分かりやすいアプリ、できればアプリです。つくっていただけたらと思います。期待してますので、よろしくお願いします。

藤井本委員長 ほかに。

梨本委員。

梨本委員 177ページ、6項1目の国民スポーツ大会準備事業、これの12節委託料の国民スポーツ大

会会場地整備計画策定業務委託料、これ、新規で1,417万9,000円計上されてます。この内容について教えていただきたいんです。国民スポーツ大会、奈良県で第85回、2031年に開催されるというふうに聞いてます。葛城市では正確にどのスポーツをどの場所で開催予定なのか。それに向けてどういった準備体制をつくっていくのか。例えば準備委員会をいつ頃から立ち上げてとか、実行委員会をいつから立ち上げてとか、そういったこと、もしお決まりのことあるんでしたら、この機会に教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

藤井本委員長 勝浪主幹。

勝浪体育振興課主幹 体育振興課、勝浪です。よろしくお願いします。今のご質問にお答えします。

葛城市の開催予定の協議ですけども、成年男子のサッカー、成年女子のバレーボール、成年と少年の相撲となっております。会場としましては、サッカーが新庄第1健民運動場、バレーボールが當麻スポーツセンター、相撲が市民体育館となっております。

それで業務委託の内容なんですけども、既存の施設を利用して改修計画を進めていくのが基本でありまして、体育館、サッカー場、それぞれのスタンドの修繕計画、サッカーの事務所の改装とか、土俵をつくるに当たって、市民体育館の西側にテニスコートがあるんですけど、そこも練習場の土俵とか考えておりますので、そういった基本計画の策定を考えております。

藤井本委員長 勝眞部長。

勝眞教育部長 どういうふうに進めていくのかというところでご質問いただいたかと思います。

教育部の勝眞でございます。よろしくお願いいたします。

令和8年の4月から、国民スポーツ大会準備室というのをまず設けさせていただきまして、職員を配置させていただきたいというふうに考えております。その中で、今、主幹のほうも申し上げましたけれども、各会場地に対しまして、今年度、中央競技体の視察というのが11月、それから1月、2月と、それぞれ3競技について現地に入らせていただきました。施設については……。

藤井本委員長 今の今年度というのは、令和7年度にということ。

勝眞教育部長 令和7年度に中央競技体の視察が入っていただきました。その中で、基本的な視察ではあったんですけども、競技として各施設が使えるかどうか。そういう視察をしていただきました。基本的には使えるということです。既存の施設を、指摘いただいた事項について改修をするというようなことで計画を進めたいというふうに考えておりますので、まず、令和8年度の4月から準備室を設けて、新たに市のほうが整備については指導していくというふうに考えておりますので、そこからいろいろ計画立てていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 よく分かりました。サッカーとバレーと相撲ですね。私、ちょうど中学校3年生のときに、1985年にわかさ国体があって、そのときに寺口北花内線であったりとか、第1健民であつ

たりとか、本当にあの辺りがどんどんどんどんよくなっていった、国体をやるとこういうふうによくなっていくんだということで、非常に当時、中学校からも開催前にセレモニーに参加させていただいたりというのは、いまだに思い出として記憶に残ってますので、ぜひ、この葛城市でも成功させていただきたいなと思っております。

特に、先ほどサッカーの会場になると言われてる第1健民なんですけれども、やはりよく聞くのが、トイレがなかなか使いにくかったりとか、スタンドが非常に使い勝手悪かったりとかっていうこともよく聞きますので、この機会に合わせて、いろんなことを計画の中に入れていただいて、全国からお客様、競技者来られるわけですから、そういったところも、しっかりと迎えられるような準備をしていただきたいなということで、よろしくお願ひしたいと思います。

一応確認なんですけれども、この準備室、令和8年度の4月から立ち上げられるということなんですけれども、職員さん中心で、体育振興課が中心になってということやと思うんですけれども、体育振興課が抱えてるあれが非常に多いと思うんで、その辺り、どういうふうな形で組織体制つくっていかうとされてるのかということをお聞きしたいのと、あと、これに関連するかどうかあれなんですけれども、大きな国民スポーツ大会、85回の前に、ワールドマスターズグランプリ、ワールドマスターズの2027年度のやつが、どこ見ても、私、分からないんです。でも、もうこれ27年なので、来年、しかも葛城市は会場として、私が知ってる限りでは、第1健民で綱引きやられると思うんですよ。綱引きやると、芝大丈夫かなというのがもうずっと不安で、その辺り、どの課が、これ、ここで載ってないんであれなんですけど、大きなスポーツ大会というくくりの中で、どういうふうに体育振興課のほうで考えておられるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

藤井本委員長 東副市長。

東 副市長 ありがとうございます。ただいまの梨本委員のご質問1つ目、お答えしたいと思います。

国体準備室ということで部長のほうから今答弁してもらったかなと思いますけれども、国体準備室でございますけれども、奈良県下、どこを見ましても、つくってるとこ、つくってないところ、まだあるんですね。私も令和8年の4月から準備室を設置をするということで、そこにも職員を配置します。場所はといいますと、中央公民館の中に設置をしたいと思っております。と申しますのも、体育振興課は火、水休みでしておるんですけれども、やっぱり国体となれば、県との調整であつたりとか、全国組織との調整しなくてはならない。そういった場面では、やはり平日勤務、月曜日から金曜日までの勤務を想定して国体準備室は動かしていきたい。当然、県との連絡とか取るのに、やっぱり休んどったら連絡取れないじゃないですか。ですから、月から金で、県庁とも全国組織とも連絡を取ってやっていかうというふうに考えております。

整備するに当たり、これから人員配置は今のところ2名で動かしていこうかなと思っておりますけれども、あと6年ありますので、それがまた3年前、また2年前ってなってくると、やっぱり人員も徐々に増やしていった対応していかなければならないのかなというふうには思っておるところでございます。

組織としては以上でございます。

藤井本委員長 勝浪主幹。

勝浪体育振興課主幹 今のワールドマスターズゲームズについてお答えします。

スポーツ振興負担金事業としまして、関西ワールドマスターズ組織委員会の負担金20万円と綱引き実行委員会の負担金10万円を計上しております、ワールドマスターズゲームズの事務局は葛城市の体育振興課でやっておりますので、それを中心に、県からも補助金もありますので、それでやっていきます。

以上です。

藤井本委員長 勝眞部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。

組織的には、今申し上げました、ワールドマスターズゲームズ、綱引き実行委員会というのは、葛城市のほう事務局で持っております、あと奈良県のほうの実行委員会と連携しながら今進めてきているところでございます。予算的には市から負担も出しまして、県からも負担をいただいているということで運営していくわけですが、今、実際感じていただいているところというのは、機運の醸成というところ、なかなか浸透してないんじゃないかというところをまずおっしゃりたいのかなというふうに思っております。

令和8年度が開催の前年度に当たりますので、プレ大会なども開催しながら盛り上げていきたいというふうに思っております。県のほうも、もう少し盛り上がっていただきたいなというところも本音ではあるんですが、一緒に連携いたしまして、今後、2027年に向けてまして盛り上げていきたいというふうにも考えております。

芝のほうのお話がありました。今、公式に決定というところで申し上げる段階ではないんですが、先日、実行委員会も開かせていただきまして、アウトドアでの開催というのがもともと計画にはございましたけれども、暑い時期というのがあるというのが1つと、あと、他の国の状況を見ていると、アウトドアでの参加というのがなかなか見込みがないという状況も確認させていただいております。そんな中で、アウトドアというよりはインドアを主で、インドアのみでさせていただきたいという計画の変更を今、県のほうに申請いたしまして、国際…、名前忘れまして。最後のほうまで今申請が通っていった状況ですので、間もなくインドアのほうの変更ということで認めていただけるような運びとなっておりますので、会場といたしましては、市民体育館の体育館を利用してインドアの開催ということで今計画を進めようとしているところでございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長 梨本委員。

梨本委員 よく理解いたしました。ぜひ、もう来年、ワールドマスターズゲームズ、これはもう世界から来ていただけるということですので、ぜひ機運醸成も今年度図っていただいて、令和8年度で図っていただいて、成功させていただきたいと思います。

また、31年の国民スポーツ大会に向けては、いろいろとまた報告事項あればしていただきたいなというところでよろしくお願いいたします。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 梨本委員さんおっしゃるとおり、国スポ、すごい楽しみなんです。これって挙手制ですよ。やりたいとこ、手挙げるんですよ。国スポって。やらしてくださいって手挙げるんですよ。

（「向こうから頼まれてる部分もあります」の声あり）

杉本委員 強制ですか。ほな、今、頼まれてるとこは全部やらはるんですかね。

藤井本委員長 議事録残るんで、指名してから答えてください。

杉本委員 僕が聞いているのは、サッカーやらせてくださいって手挙げていくというふうに聞いているけど、じゃなくて、これこれこれって決まってくるんですか。国か県かな。それ1回教えていただきたいです。

藤井本委員長 勝眞部長。

勝眞教育部長 葛城市の選定地のことですかね。競技の選定地のことですかね。サッカー競技、バレーボール競技、相撲競技というのがありますけれども、選定が今、第4次選定終わっているところですが、県のほうでいろいろまずは構想を立てられて打診があると思います。それに対して受けるかどうかというのを各市町村が判断をして、受けさせていただくというようなことで決まっていくというような流れになっております。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 やったら、受けへんともあるってことじゃないですか。ぶっちゃけ。いうたら、施設が古過ぎて使えませんかって言って、できませんっていうともあると思うんですよ。僕、何が言いたいかっていったら、これ、葛城市さん、やってください。葛城市もやりましょうってなってるんですよ。じゃあ、しっかりお金出してくださいねって交渉してほしいんですよ。分かりますか。せっかくやんねんから、思い切り、それでうわさでちらほら、1億、アッパーとか何か言うてるんですけど、僕も県に行つて言いますが、サッカーのあのグラウンドにしたって、逆に言うとチャンスですわね。トイレも。あれも全部できんねんけど、そこまでして協力して国スポやっていこうって葛城市なってるときに、どっさり言ってくれやなあかんよ、みんなって思うんですよ。やっぱりここはしっかりとやり切りますよって。多分調べてもうたら分かると思うんですけども、できへん市町村あるんですよ。頼まれても、施設が古過ぎてできませんって。ほんなら、逆に言うたら、うちも断る権利があるわけじゃないですか。でも、その中でもやるわけなので、しっかりと協力してもらってください、これは。

まだちょっと時間ありますけど、言うてる間に体制つくっていったら、どうしていく、どうしていくってなったら、話進んでいったときに、そこで、もし、県がそんなん言ってませんってなったら、みんなで、「いや、それはおかしいやん」って言いに行かなあかんと思うんですよ、僕。それぐらい僕は、国スポに関してはしっかりと一体になってやるべきやと思ってるんで、よろしく願いしておきます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 私も1件、関連でお伺いします。

まず、今回の予算に関しましては、会場地の整備計画策定業務委託料で、準備室立ち上が

ってこれからという形になります。これから先の話で、今の直接、今回の令和8年度の予算には絡まないと思うんですけども、懸念するところが、宿泊をどうするかなんです。前回のわかき国体では、各大字の公民館にチームを招待されて宿泊されて、大字を挙げて応援されてるという経緯がありました。ここ数年の国スポの他府県の事例を私調べましたら、やはり宿泊施設がないところというのは、公民館を宿泊地として使ってはるんです。

実は2年前に私、県のほうに別件で聞いたことあるんですけども、国スポに関しては宿泊のところはまだ検討も何もしてないと、進んでない状況でした。あと、これも2年前の一般質問で、公民館の使用というのは、市長のご答弁で、公民館法によって宿泊できないというふうにおっしゃってました。ただ、やはり葛城市、宿泊施設ないんで、国スポを開催するに当たって、そのチームをどこに泊めるか、泊まっていただくかというのがついて回る話なんですよ。そうなってくると、まず、公民館に泊まれるようにするためには何が障壁になるか。どうすればいいか。

それと、実際の問題として、施設が、今、宿泊に適してない公民館が結構あると思うんです。そこを今後どう考えて、今の現時点で何か方策を考えてはるんであればお答えください。

藤井本委員長 勝真部長。

勝真教育部長 教育部の勝真でございます。

宿泊地につきましては、今、奈良県といろいろ調整してる中では、奈良県のほうでいろいろ調整をして配置をするということでは聞いております。ただ、詳しい状況、公民館を例えば使うのかとかいう状況は分かりません。今おっしゃっているのは、奈良県の中でも宿泊施設というのはやっぱり不足する可能性も出てくるということで、近隣の他府県のほうに誘導する場合もあるでしょうということでは、一応話の中では聞いてるところでございます。これから進める中で、どういうふうな状況で対応していくのかというのが、いろいろ調整されると思いますので、またいろいろ対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 まだ何もその辺分かってないということですけど、もしも、県のほうから、隣の三重県は公民館使わないと宿泊施設が足りないということで、公民館使ってはったんですけども、県からそういう依頼があったら、各大字で使えるというか、開放していただける公民館との交渉とか、施設整備の話がまた近々にかかってくる話になると思います。今現状、わかき国体当時と違って、消防法が改正されてるんです。だから、前回泊めていただいた公民館でも、消防法の観点から使えないというところが多数あると思いますので、その辺りも含めて、早めに、県から依頼があったらですけども、話を進めてください。

藤井本委員長 先のことになりますけども、そういう意見ございますので、よろしくお願いします。

ほかにないですか。

谷原委員。

谷原委員 私も関連にはなりますけども、合わせて3つ行きます。

まず国スポのほうですけども、これ、予算書を見ますと、この計画策定業務委託料は単

費ということになりますよね。だから、単費として葛城市が整備に必要な計画を立てていきましようということなんですが、立てた後、結局これを基に県のほうと交渉して、例えばこれだけの予算が欲しいとかいう交渉のあれでやるのか。それとも、もともと県のほうからある程度予算が見込まれてるのか。1競技当たり、会場費整備に対して、あれがどうなってるのか、お聞かせ願いたいと思います。

これ、6年後いっても、実際トイレ改修になったら、実際に設計とか入札とかいけば、あつという間なので、本当に会場整備いう点では、まずここから出発なんだろうと思うんですが、財政的なことも含めて教えていただけないでしょうか。

それから、2つ目ですけれども、174ページの8款5項8目の歴史博物館運営事業についてです。具体的に予算がどうかということではなくて、全体的なところになるんですが、博物館DXの取組の現状、どうなっているか教えてください。何らか予算計上されているのかどうかも含めて、お願いいたします。

それから、前後いたしますけれども、157ページの8款3項2目7節の部活動地域展開事業についてお伺いします。かなり細かい質問になりますけれども、質問の趣旨は、葛城市は、平日は学校でやって、土日は地域クラブでやるということになりますので、その切り分け、これがどうなのかということが気になりますので伺いますが、1つは、報償費、講師謝礼、これがどういう積算内容になってるのか、伺います。学校の先生も指導員になることができるということですから、その場合にも支払われるということになるのかなということなので、これ確認と、多分兼業の申請も必要になろうかと思うんですが、そこら辺りのことをお聞きします。

それからあとスポーツ安全保険料が計上されてます。この積算内容ですね。

それから3つ目、選手登録負担金の支給対象ですね。要は平日は学校のクラブでやりますので、学校の例えば中体連などの選手登録、競技登録などは、学校部活動の中で登録されるのかなと思ったりするんですが、でも地域クラブはまた土日でやるので、そこら辺がどうなってるのかということです。選手登録負担金の支給対象がどうなってるのか。学校部活動との関係がどうなのか、教えてください。

それからあと、生徒派遣助成金についても同様でありますけれども、この内訳、これについてお願いいたします。

藤井本委員長 以上3点お願いします。

勝眞部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。

1点目の国民スポーツ大会の整備についてでございます。現在、設計、また会場地の整備につきましては、県のほうの補助金の交付要綱に基づきまして、1会場につきまして上限を1億円として、2分の1の補助が出されるということで確認をさせていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長 神庭館長。

神庭生涯学習課主幹兼歴史博物館長 歴史博物館、神庭でございます。よろしくお願いいたします。

博物館DXに関するご質問でございます。まず、令和8年度予算にDXを目的とした予算は計上しておりません。その上で、現在、歴史博物館のDXの現状でございますけれども、DXについては4本の柱というものを想定しております。1つは、歴史博物館の持つ資料のデジタルアーカイブ化、その公開と発信、2つ目が市内小・中学校との連携、3つ目が展示への活用、4つ目が博物館業務の省力化、効率化の4本柱を考えております。それぞれ、まず1つ目のアーカイブにつきましては、現在、職員が少しずつではございますけれども、資料のデジタル化というものを進めている現状でございます。

2点目の小・中学校との連携につきましては、具体的には、博物館展示室から学芸員がネット環境を利用して、各小・中学校の児童・生徒にリアルタイムで授業を行うというようなことを想定しておりまして、それに必要なインフラ等々にどういったものが必要か。その研究を行っているところでございます。

3つ目、展示への活用でございますけれども、これについては、令和8年度に、現在、葛城市が導入しておりますK i n t o n e というシステムがございます。QRコードを読み込んで必要な情報が呼び出せるという、そこに着目いたしまして、これが展示室への活用ができないか。これを検証してまいりたいというふうに考えております。

博物館業務の省力化、効率化、これは主に窓口業務を想定しております。具体的には、お金の収受に関わること、これを電子マネーとかクレジットカードとか、いろいろな対応ができるか、できないか。これは恐らく歴史博物館単体というよりも、全庁的な取組の中で位置づけていくものではないかというふうに考えております。

歴史博物館におけるDXの現状ということで、以上でございます。

藤井本委員長 森本課長。

森本学校教育課長 3点目の部活動地域展開事業についてでございます。1つ目の、講師謝礼の積算内容、それから教員の方にも謝礼をお支払いするのかということでございますけれども、国のガイドラインでは、休日の活動は3時間程度としていることから、交通費を含めた謝礼といたしまして5,000円を予定しております。また、指導者は1クラブ2名の複数体制による指導を想定いたしまして、全部で28クラブの56人の積算としております。謝礼が、5,000円掛ける活動日が45日掛ける56人で1,260万。あと公式戦の場合、1日であったり、印刷とか大会運営等もありますので、謝礼としては、1万円掛ける9日分掛ける56人で504万円、計1,764万円の計上となっております。教員については、兼職、兼業の許可を受けていただいて謝礼をお支払いすることとしております。

2つ目の、スポーツ安全保険料の積算内容でございますけれども、こちら、地域クラブのほうは学校外活動となることから、スポーツ安全保険に加入をしていただくこととなります。指導者の方が、単価が2,000円掛ける56人分で11万2,000円、それから生徒さんは1クラブ20人掛ける28クラブで560人の積算といたしまして、単価800円掛ける560人分で44万8,000円の計56万円の計上となっております。

3つ目の、選手登録負担金の支給対象でございますけれども、こちら、大会参加につきましては、基本地域クラブでの参加を予定しておるということで、各種目の協会への個人登録料

となっております。1人1,000円掛ける560人分で56万円という積算でございます。

4点目の、生徒派遣助成金につきましては、8年度については、公式戦へは地域クラブでの参加を想定しております。ですので、派遣費は学校の部活動の費用からではなくて、部活動の地域展開事業からの支出を予定しております。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。まず、国スポのほうですけれども、費用上限1億円で2分の1が補助と。大変ですね、これ。トイレちょっとやったら終わりかと思ってしまうんですけども、私は、コミュニティセンターが非常に老朽化して、ここは宿泊することもできました、昔ね、子どもたちが宿泊していることだから、本当はこういうところ、長寿命化の中で本当に中を整備してリニューアルすれば、高校生とか大学生とかの合宿所としても、サッカーやる子なんかとか、ラグビーやる人なんかは、結構需要が全国的にもあるんだろうと思うんですよ。だから、何かそういうことで、これを機会に、持ち出しもあるかもわからないけれども、スポーツゾーンにもなってますので、ぜひそういうことができたらいいなという夢だけですけども、前向きに検討を、皆さんの期待も大きいとこなので、やっていていただけたらありがたいと思いますが、これだけ要望して終わりますが、2つ目の、歴史博物館運営事業の博物館DXです。

そういうことを今考えておられるということなんですが、これ、1つお聞きしたいんですけども、今、歴史講座をやっておられます。5月は神庭館長も、「魂を運ぶ鳥—古墳時代の他界観」とか、私もぜひ聞きたいと思うけど、この日、駄目なんですよ。私はいつもいろんなことを聞きたいと思うんですけども、駄目なんですよ。ほんで、これ、ユーチューブ配信とかされてますか。これ、お聞きしたいんです。「かつらぎてれば」なんかで、慢性腎臓病のあれを先生方に講演されたものが健康講座ということで配信されて、私なんかは行けなかったら見るんですけど、結構、今、高齢者の方、ご自宅でテレビを見られるのは、ユーチューブ番組を見られる方が本当多いんですよ、高齢者。結構ユーチューブ見ておられます。高齢者の方ね。ほんで自宅にしながら歴史講座を受けれるということになればいいと思うんですけど、やっておられるんだったら、やっておられたらそれでいいんですけども、これについてお考えをお聞きしたいなと思います。

それから、部活動の地域展開ですけれども、要は公式戦については、これは地域クラブに所属ということで出ていくということですね。だから平日クラブをやってて、土日、地域クラブ入ってない子は公式戦に出られないということでもいいのかどうか。このことを確かめます。

藤井本委員長 神庭館長。

神庭生涯学習課主幹兼歴史博物館長 歴史講座のユーチューブ配信でございますけれども、現在はありません。いろいろなハードルというものがございます。資料で、我々、講座のときには、大きなスクリーンに映像を映しながらお話を聞いていただくという形で行っております。ですので、話だけを聞いていてもやはり面白くないですし、また、手元に資料をお配り

しております。この辺りの手当てをどうしていったらいいのか。超えるべきハードルが2つございます。事例を見て、そういうことをやっているところもあります。私立大学ではそういったことをやっております、そこの事例を見てみますと、例えば近鉄ケーブルネットワークとか、そういったプロの業者が入って、そういった番組を制作しているというふうに聞いておりますので、そういったものに頼らず、歴史博物館単体でできるのかどうかということも含めて勉強させていただければと思います。

以上でございます。

藤井本委員長 森本課長。

森本学校教育課長 部活動に入って地域クラブに入らなかったら大会に出れないのかという、なかなか難しい質問なんですけれど、基本的には地域クラブでの出場を予定していますので、そういうことになるのかなと考えております。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 歴史博物館の件ですけれども、「かつらぎてれび」というのが葛城市にはありますので、そういうところで配信ということも、歴史博物館の職員さんの負担になることなく、そこと調整していただいたら、健康福祉センターのいろんな取組、先生方に講演いただいた部分も、市民宛てに講演をしたやつをとっていただいて、「かつらぎてれび」で流していただいているというのもありますので、ぜひ期待しております。非常にたくさんの方が、遠くからでも講座にいつも来られてますので、それをやれば、葛城市、歴史香るまちということで、やっぱり全国にもそういうファンもおおと思いますので、ぜひこれ実現していただきたいと思います。

それから地域クラブのほうですけれども、これ、やっぱり検討していただきたいんですよね。だから、私、費用面で土日難しかったら、準要保護・要保護世帯の子は出していただくのはあれなんだけれども、やっぱり経費が発生する。平日はみんなと一緒にクラブやってても、公式戦とか、そういうとこになったら、土日行けてなかったら出られませんというのは、子どもの中に溝ができるというか、そこはご家庭の事情とかも出てきたりすると思うんですよ。土日の件でね。これ、何らかの形で検討していただけたらなと。ここでもうできることないと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

藤井本委員長 ほかに質疑ないですか。

増田議長。

増田議長 先日もこのことはお話ししたんですけども、公民館の分館、先ほど国スポの利用とか、そういうふうなところでも今後活用のできる、過去にはそういうところを利用されたということだったんですけども、現在、そのほとんどが一次避難所の指定を受けて、公民館ですと、公民館費のこういう整備事業として補助していただいていると。どこで助成していただくかは、それぞれの名称によって若干変わってる。集落センターであったり、コミュニティセンターであったり。私、先日もお話ししました。60あるコミュニティセンター、集落センター、公民館のうちの3分の1、15施設が地震に耐えられない施設であるという判定が下されてると。

このままで避難所の指定をするということが果たしていかなもんかと。

公民館、避難所の指定をするというのであれば、耐震補強等の施設整備というのも進めていくべきじゃないかなというふうに思うんですけども、今後の公民館の施設管理、避難所の補強という意味も含めて、どのようにお考えか、お聞きをさせていただきたいと思います。非常に普段もいろんな住民の方が利用されてる施設でもあり、多機能に活用のできる施設であろかなというふうに思いますので、お考えをお聞きをさせていただきます。

もう1点、午前中のところで「志」議会のお話がありました。奥本委員でしたか。最後は議会と協議してというふうなお話があって、教育長とも休憩時間中にお話をさせていただいて、今後の「志」議会とどのように連携とるかというようなお話をしたときに、若干考え方に違いがあって、私は、議会と連携とる、とらないは、これは市の教育委員会のやっぱり考えを尊重するべきやと思いますので、お考えをもう一度確認をさせていただきます。

藤井本委員長 石橋課長。

石橋生涯学習課長兼中央公民館長 生涯学習課、石橋です。どうぞよろしくお願いします。

生涯学習課のほうで所管しております分館等施設設備整備事業補助金、こちらのほうで、公民館の改修等の場合につきましては、その費用の2分の1を補助させていただくというのがございます。こちらのほうを活用いただきまして、改修のときには補助を出させていただきたいと思っております。

以上です。

藤井本委員長 椿本教育長。

椿本教育長 私のほうからは、午前中の議論の中の「志」議会について、少し教育委員会といいますか、私の私見も含めてお話をさせていただきたいと思います。

「志」議会につきましては、令和7年度、初めて「志」議会という形でさせていただきました。これは当時の議長である奥本議長にもその趣旨を説明もさせていただいたと思うんですけども、子どもたちのほうから、ぜひとも議会を使わせていただく中で、自分たちが葛城市に対しての思い、また意見、これを自分たちの言葉で伝える会を、ぜひとも議場を借りてやりたいということを、子どもたちのほうから学校を通じて私どものほうにもありましたので、子どもたちが議長にお願いをして、議場を貸していただいたというような経緯で進めさせていただいたというふうに私は認識しています。

私の中でも、子どもたちの市に対する思い、また、自分の地域に対する思いというのは、生活する中で当然、必然的に湧いてきます。その気持ちをどのような形で、例えば市長や、また教育委員会に子どもたちが直接伝えるのかというのは、大きく分けて2つあるのかなと私の中で思ってます。1つは、「志」議会のように、子どもたちが議員となって、いわゆる主権者教育の中で子どもたちの意見を伝える。こういう場と、もう一つは、ホール等を利用して、子どもたちが探求学習の延長の中で、ふるさと葛城、これを未来につなげていくために、例えばスライド等を用いて自分たちの思いを伝える。この2つの方法があるのかなというふうに思ってる中で、私の中では、ぜひとも、主権者教育という観点で、ぜひ子どもたちに議員として意見発表の場をするほうがいいのではないかとということで、させていただい

てるところです。

午前中の議論でもありましたように、議員として子どもたちがやるときには、議員の立場としてなるので、議会の今の議員の皆様と連携していくというのが非常に難しいんじゃないかと。何を連携できるのかなというのを私も午前中いろいろ考えてたんですけど、非常に難しいなというふうに思っております。当時の令和7年度の奥本議長には、答弁のやり方でありましたりとか、答弁、自分の思いをどのように伝えたらいいのかというようなアドバイス等はいただきましたので、そういったところでは連携できたのかなというふうに思ってますし、議員の皆様にも、子どもたちが提案する内容については事前に紙面でお伝えもさせていただいてるというふうにも認識していますので、そういった意味では連携してできていたんじゃないかというふうに私は思っているところでございます。

以上です。

藤井本委員長 増田議長。

増田議長 ありがとうございます。公民館の考え方は、公民館のこの部署としては2分の1という決まりの中で、耐震であったりという、そういうことができるという。全般に、ほかの施設も、このことに関しては共通の条件で修復できるという認識でよろしいんか。副市長か市長か、全体のことですので、避難所としての市の考え方ということを私しゃべりたかったんで、その辺のご回答をいただきたいと思います。このままでいいんか。15施設が耐震に適合してないよということに対する対応の仕方。

もう一つは、私、以前に質問して、回答を得られなくて、事業採択していただけなかったんですけども、集落センター、公民館に太陽光をつけたらどうですかという住民からの要望があって、市に問合せしたんです。当然かと思えますけども、市で用意してる太陽光の補助制度は公民館は対象になりませんと、こういうお話だったんです。私、蓄電池とか、いろいろ午前中の議論の中でもございましたけども、太陽光の有効性といいますか、災害時に非常に役立つよというようなお話の中で、公民館に設置しておけば、まさかのときの蓄電池も含めて装備することも、公民館の装備としては非常に貴重なものであるなということで、そういうご用意も、公民館に対しての補助、支援を用意していただくことも今後有効な手段じゃないかなというふうに思うんで、その辺の考え方をもう一度お聞かせを願いたいと思います。

それから、教育長のお話をお伺いしまして、午前中のニュアンスでは、一緒に企画しようというようなお話だったんですけども、私、聞いてて、なるほどなと思ったのは、子どもたちの考え方であったり、いろんなやり方に対して協力できることは協力しましょうと、議会として。意見交換であったり、いろんなアドバイスであったりという、いろんな要望に応えていきましょうというところで、今後、「志」議会をどのように開催されるのかは、協力体制は十分持たせていただくという形でいいのかなというふうに思いましたんで、皆さん方もおられるんで勝手な判断はできないですけども、私としては、そういう形のほうが望ましいんかなという、教育長のお話を聞いてますと、感じたんで、それでよいのかどうか、もう一度お尋ねをします。

2点お願いします。

藤井本委員長 8 款に入るんで、公民館、そうして議長言うたはるねんから。

阿古市長。

阿古市長 ご趣旨は分かりましたけども、答弁すべき人間が実はこのところにはおりませんので、もし、よろしければ、総括質疑のときにもう一度その質問をしていただいて、答弁させていただけたらどうかと考えておるところでございます。今、教育委員会の部局につきましての答弁というのはさせていただけると言うんですけども、それ以外のところは、今メンバーおりませんので、また総括のほうでよろしくお願いいたします。

藤井本委員長 椿本教育長。

椿本教育長 質問の趣旨がもう一つ分からない。

増田議長 一緒にやりましょうという午前中の取組方じゃなしに、私が先ほど教育長からお話聞くと、一緒にやるというイメージじゃなしに、何か子どもたちのやろうとする考え方を尊重したいというふうなニュアンスのお話されたから、一緒にやろうじゃなしに、こんなことをやってほしいねん、どんなお手伝いをしたらいいんか言っていたら、私どもは協力しますよという考え方でいいという、それでよろしいですか。

藤井本委員長 椿本教育長。

椿本教育長 それで結構でございます。

藤井本委員長 増田議長。

増田議長 分かりました。公民館については、総括で、3 つにわたるのかな。集落センターは農林になるんですか。コミュニティセンターと3 つに分かれるんで、私は、防災事業としての考え方のところでも聞いたらよかったのかなと思ったんです。本当は。ただ、公民館で聞きなはれとかってということになるんで、ここでお尋ねをしたんですけども、分かりました。総括のほうで、指定避難所としての今後の装備について、それから今の耐震状況についての支援の考え方というふうなことでお尋ねをいたします。

それから「志」議会、子どもたちの議会につきましては、議員の皆さん方にもご意見を頂戴せなあかんとは思いますが、子どもたちの開催をする要望に対して、協力できる範囲内で協力をさせていただきましようということで、また議会のほうで諮らせていただきます。以上です。

藤井本委員長 森本課長。

森本学校教育課長 学校教育課、森本でございます。

先ほど奥本委員さんのほうで、ゼロトラスト環境下でUSBが使えるのかということで、後ほど説明すると言った件なんですけれど、校務支援システムのゼロトラスト環境下においては、教職員の方が使用する端末でUSBの使用はできないこととなっております。これは児童・生徒の情報の流出を防ぐため、県内の小・中学校全て同じ運用となっております。ただ、ゼロトラスト環境ではない、USBが使える端末というのも、各校に数台は用意することとなっております。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございました。外部とのデータのやり取りで一般的にUSBメモリをよく使われる。いつも困るのがそこなんです。非常にスタンドアローンの古い端末が何台かあって、それでやるんですけども、非常に時間がかかる。わざわざそこまで行かないといけない。セキュリティの関係上、しょうがないのかなという気はしますが、一般企業においては、もう少し何かいい方法もやっていると実はあるんです。だから、県下統一で共通した校務支援システムを入れるのであれば、葛城市だけわがまま言えないというところはよく分かりましたので、了解です。

藤井本委員長 8款教育費の質疑を終結いたします。

本日はこれにて委員会を終了いたします。

なお、23日の月曜日午前9時半より委員会を再開いたしますので、よろしく願いをいたします。

早朝より、ただいまの時刻18時45分まで、本日熱心にご審議いただきありがとうございました。

本日はご苦労さまでございました。ありがとうございました。

延 会 午後6時45分